# 仲裁A D R 統計年報

## (全国版)

2020年度(令和2年度)版

(自: 2020年4月1日 至: 2021年3月31日)





日 本 弁 護 士 連 合 会 A D R (裁判外紛争解決機関) センター

#### はじめに

「仲裁ADR統計年報(全国版)」の2020年度版(2020年4月から2021年3月までの1年間)をお届けします。今年もコロナ禍が続いていますが、和歌山市で開催される全国弁護士会ADRセンター連絡協議会の開催に合わせて予定どおり発刊することができました。集計作業等を行っていただいた各弁護士会の事務局と日弁連ADR(裁判外紛争解決機関)センターの事務局の御尽力に感謝いたします。

さて、2020年度版の見どころを御紹介いたします。

#### 1 申立件数の概況

2020年度はコロナ禍により弁護士会の法律相談やADRの運営に様々な支障を 来しましたが、全申立件数は1027件であり、3年連続で1000件以上を達成して います。

日弁連ADR (裁判外紛争解決機関) センターでは、弁護士会単位で年間30件の申立件数を獲得することを目標に取組を始めているところ、2020年度には、埼玉弁護士会が初めて30件を超え、第一東京弁護士会が6年ぶりに30件以上を獲得しました。福岡県弁護士会は、天神・北九州・久留米の3センターを合わせて30件に達しています。千葉県弁護士会は、2019年度半ばにADRセンターを新規開設したばかりでしたが、2020年度も年間48件の申立てがあり健闘を続けています。

仙台弁護士会は162件の申立があり、全国1位の愛知県弁護士会(西三河支部を含む。)の166件に肉薄しています。また、久しく100件未満で推移していた第二東京 弁護士会が久しぶりに100件台への回復をみせました。

#### 2 専門ADR

専門ADRについては、例年どおり、医療、金融、国際家事の各申立件数の集計結果を掲載していますが、2020年度から新たに「災害ADR」に「新型コロナウイルス感染症」の項目を設け集計数字を示しています(37~38頁を御覧ください。)。新型コロナウイルス感染症のまん延を「災害」と捉え、複数の弁護士会がリモートADR方式を併用するなどして積極的に取り組んでいることが注目されます。ADR法による認証を受けた弁護士会が規則改正手続をクリアすると実施会がさらに増えると予想されます。

「災害ADR」の欄の「その他」は、前年度を含め各地を襲った台風災害等に起因するADRです。ここのところ毎年各地で集中豪雨による土砂災害等が頻発しており、統計的にも御注目ください。

「医療ADR」は、これまで東京の三弁護士会、愛知県弁護士会及び公益社団法人民間総合調停センター(大阪弁護士会が参加)が全国の医療ADRを牽引してきましたが、2020年度に仙台弁護士会が年間27件の申立てを受け、そのうち「介護事故」が8件と急増しています。各弁護士会が今後力を入れると良いテーマがここにもありそうです。

なお、専門ADRに比較的多いと思われる合議事件や医師等の専門家関与率の統計も 示されていますので参照されてください。

#### 3 応諾率・解決率・代理人関与率

応諾率は全体で65.5%であり、相手方のADRへの参加に向けてさらなる努力が必要であることを示しています。このため受理事件対比解決率が30%を下回っています。応諾事件の解決率は51.0%でした。

代理人関与率は、弁護士会ADRがその弁護士会の一般会員にどれだけ認知され、魅力のある選択肢の一つとして認識されているかを示すバロメーターの役割を持っています。「申立人に弁護士なし」が61.7%を占め、「双方とも弁護士なし」が47.1%で5割近くを示していることは、(災害ADR等で多くみられる少額紛争事件では「双方とも弁護士なし」の場合が常態であることを考慮しても)一般会員のADRの活用意欲を増加させる取組が必要であることを物語っていると思います。

#### 4 審理期間・紛争の価額

審理期間(あっせん期間)は、各センターの数値の平均では例年4か月程度のところ 2020年度は153.5日となっています。コロナ禍による事件受付・進行の停滞が 災いしていると思われますが、「迅速な解決」のために何ができるかを今一度検討していく必要がありそうです。

和解成立時における紛争の価額は、各センターの数値の平均では310万8000円であり、例年並みです。少額事件が大多数を占めていますが、少ないながらも高額事件の解決による成立手数料がADRセンターの財政を支えています。この点で、解決事件のうち高額事件であればあるほど当事者サイドの弁護士の関与率が高い傾向がみられ、ここでも一般会員のADR利用度がADRセンターの運営に重要性を帯びることが窺えます。

#### 5 紛争主体類型ごとの事件数

紛争の主体による分類の統計が、受理事件と解決事件のそれぞれについて示されています。ADRという解決形式について消費者(個人)間のいわゆるC対Cの事件が多い

ことが一般に予想されるところですが、意外にもB対Cの事件がこれを上回っています。消費者(個人)から請求を受ける側になることが少なくない事業者(B)が事案の解決のために弁護士会ADRを利用している可能性があり、そうだとすればここにも申立件数の増大をもたらす芽がありそうです。

統計数値は多くのことを雄弁に物語ります。毎年発行されるこの「仲裁ADR統計年報」は弁護士会ADRセンターの来し方と行く末を検討する貴重な資料となりますので、本書をもとに、各弁護士会ADRのセンターにおいて年間30件の申立件数の獲得のために何が必要かを考えていっていただければと思います。

2021年(令和3年)9月 日本弁護士連合会ADR(裁判外紛争解決機関)センター 委員長 斉 藤 睦 男

## 目 次

1	(1)	3 立状況
2	(1) (2) (3) (4)	立事件の終了状況
3	(1) (2) (3)	31 紛争類型別受理事件一覧表 紛争類型別解決事件一覧表 グラフ ①紛争類型別受理事件一覧 ②紛争類型別解決事件一覧 ③不法行為紛争の内容一覧(全センター)
-	(1)	専門 ADR の受理・解決状況
5	(1) (2)	解決事件の紛争の規模別分類       39         グラフ       ①全センター         ②センター別       ②センター別
6	(1) (2)	解決事件の審理期間等41解決事件の審理期間等一覧表グラフ①平均審理期間②平均審理回数③紛争の価額の平均額
7	(1) (2)	注護士の代理人関与状況
8	(1)	分争規模と弁護士の関与状況49 解決事件の紛争規模と弁護士の関与状況一覧表 グラフ

9 ;	解決事件中合議	事件・専門家関与事件の件数53	
1 0	紛争の主体に	よる分類55	
1 1	参考資料	56	
(1)	【原発 ADR】	原子力損害賠償紛争解決センターにおける申立件数の結果等	
		(2021年7月末現在)	
(2)	【金融 ADR】	協定申入・締結数一覧(2021年7月末現在)	
(3)	【金融 ADR】	移管調停・現地調停に関する協定書締結状況報告(2021年7月末現在	(在)
(4)	【金融 ADR】	事例紹介(2020 年度)	
1 2	センター紹介		
		/ センターの住所・電話番号一覧	

※「大阪」とあるのは「大阪弁護士会民事紛争解決センター」を、「大阪・総」とあるのは「公益社団法人総合紛争解決センター」を、「大阪・民」とあるのは「公益社団法人民間総合調停センター」をそれぞれ指す。

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第二東京	H9	18	7	16	18	16	21	14	20	17	8	11	17	183
	H10	12	16	8	14	17	10	12	15	7	9	7	15	142
	H11	6	15	15	14	17	12	14	15	21	9	6	14	158
	H12	15	13	7	10	11	12	15	20	20	11	13	20	167
	H13	23	23	15	8	11	9	24	15	10	9	10	20	177
	H14	21	16	11	15	18	15	26	13	11	12	9	7	174
	H15	13	16	12	20	10	16	13	8	18	12	15	12	165
	H16	10	12	8	5	20	17	11	14	13	8	8	14	140
	H17	15	13	12	9	14	12	16	18	12	9		9	147
	H18	11	23	7	11	7	7	9	8	11	6	14	7	121
	H19	10	14	14	8	11	8	12	3	8	3		9	
	H20	10	6	11	8	17	8	7	8	10	4		7	106
	H21	11	6	17	7	10	14	12	6	10	4	13	9	119
	H22	7	6	11	13	9	4	4	8	11	6	9	6	94
	H23	6	10	7	11	6	6	6	11	5	5	6	13	
	H24	9	6	10	8	4	5	11	4	12	4	8	4	85
	H25	14	15	7	10	6	2	7	3	4	3	6	8	
	H26	11	8	6	6	4	5	<b>%</b> 1 10	7	6	4	14	2	83
	H27	8	6	10	6	8	3	4	6	14	4	2	7	
	H28	9	6	3	10	12	4	7	7	8	5		8	
	H29	12	5	5	6	4	6	6	1	4	4	4	5	
	H30	13	7	7	4	8	9	7	3	4	2		4	76
	R1	6	2	7	7	25	4	4	6	7	6	6	6	86
	R2	2	1 ( to but to	10	9 ある事件。	9	8	8		5	11	15	19	104
大阪	H9	3	ョ初よりiii 9	双 日 息 か 7	ອຈ∌⊞ເ 10	6	3	9		1	5	1	3	64
	H10	3	1	2	10	2	2	0	2	2	0	1	0	16
	H11	5	1	2	3	3	1	5	0	2	2	2	5	
	H12	5	3	5	4	5	2	5	6	9	4	1	6	55
	H13	6	7	7	3	7	3	6	7	5	11	4	9	
	H14	8	6	5	10	6	7	2	5	4	7	3	8	71
	H15	11	8	10	13	8	11	9		15		12	11	
	H16	5	10	9	10	8	8	9	6	11	4		5	
	H17	3	2	8	1	7	3	6	17	8	6		4	
	H18	2	5	5	4	8	6	8	3	6	2	5	7	61
	H19	5	3	2	3	5	6	7	4	6	5	6	11	
	H20	7	11	5	6	6	9	8	7	17	4	6	8	
	H21	6	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
大阪·総	H21	6	12	7	9	6	10	12	12	17	8	14	19	132
	H22	19	11	14	8	13	14	12	9	11	9	7	17	144
	H23	8	11	15	13	13	5	14	17	9	9	6	11	131
	H24	15	10	12	6	12	4	6	18	13	15	14	11	136
	H25	21	12	14	7	11	10	11	14	16	7	7	17	147
	H26	12	14	15	16	19	11	14	20	10	16	15	10	172
	H27	12	9	10	12	15	12	8		9	8		17	
大阪·民	H28	10	9	11	23	14	10	<sup>*2</sup> 18	13	10	11	9	15	
	H29	13	14	7	14	14	17		<sup>*2</sup> 12	14		<sup>※2</sup> 7	11	
	H30	<sup>*2</sup> 23	6	14	14	16	12	27	17	20	13		15	
		<sup>※2</sup> 20			18	18	11	14		13	6			
	R2	8		<sup>*2</sup> 12	14	14	13	11	7	20	8	9	19	142
		※2 うち ≝	á初より仲	裁合意が	ある事件。	として申し	立てられた	たもの : 1作	<u> </u>					

(副立順)

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新潟県	H9	3	5	3	6	3	1	2	3	7	6	6	6	-
	H10	4	3	1	9	6	3	2	7	4	2	4	4	49
	H11	1	1	5	0	0	4	4	3	1	1	1	7	28
	H12	3	4	2	2	1	3	0	5	0	3	1	3	27
	H13	1	1	4	2	3	2	0	4	0	0	1	4	22
	H14	1	2	0	3	1	7	1	4	1	1	2	0	23
	H15	1	0	4	2	3	2	3	0	2	2	1	0	20
	H16	1	2	3	5	0	2	0	3	5	1	2	3	27
	H17	1	2	2	5	2	2	2	0	1	2	1	0	20
	H18	1	1	0	2	1	2	2	0	1	1	0	0	11
	H19	0	1	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	6
	H20	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	4
	H21	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
	H23	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0	5
	H24	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	H25 H26	0	1 2	1 1	1	0	1	0	0	2	0	0	0	7
	H27	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	
	H28	1	0	0	0	0	1	0	0	0	_	<b>3</b> 1	0	4
	H29	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H30	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
	R1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	R2	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
	112	<u>'</u> ※3 うち当	•	•						•	U	U	- 0	
東京	H9	6	10	7	6	7	8	7	6	8	9	9	15	98
	H10	8	6	3	8	7	7	8	10	3	3	4	7	74
	H11	9	12	8	8	4	7	4	5	10	9	6	14	96
	H12	7	11	9	10	14	10	20	8	11	6	10	12	128
	H13	9	18	17	14	22	12	10	16	7	6	9	15	155
	H14	13	11	11	11	9	5	15	14	15	14	8	12	138
	H15	12	14	8	6	16	12	14	11	7	6	7	16	129
	H16	4	8	9	12	16	10	11	6	14	8	9	17	124
	H17	12	14	8	4	9	9	7	8	4	10	6	9	100
	H18	8	4	12	10	11	4	10	9	6	5	11	22	112
	H19	10	7	5	8	6	12	13	12	8	10	11	5	
	H20	5	10	9	11	7	9	10	5	11	1	11	16	
	H21	14	5	8	14	12	4	8	6	8	4	5	6	
	H22	6	3	10	3	6	3	6	15	9	4	4	6	75
	H23	6	6	7	5	10	11	12	15	7	5	8	3	
	H24	5	7	10	12	7	8	6	9	5	6	7	8	
	H25	4	10	11	11	8	8	4	13	6	6	5	4	90
	H26	4	3	9	15	2	14	7	12	9	11	9	13	
	H27	14	11	8	9	14	5	10	5	6	5	5	5	97
	H28	5	5	7	11	7	12	9	12	11	8	7	9	103
	H29	8	10	9	10	7	13	12	8	13	11	7	5	
	H30	8	6	8	8	4	9	25	5	7	7	8	9	
	R1	15	4	5 6	10	3 10	3 7	10	7 11	10	3	7 10	6	-
広島	R2 H9	10 1	6 0	<u> </u>	12 1	0	1	9	0	6 0	<u>ა</u>	10	12 1	102
四句	ня H10	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	<u>'</u> 1	5
1	1110	U	I	U	I	U	U	U	U	U	U	2		ن ن

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H11	1	0	1	1	2	1	0	2	0	2	1	0	
	H12	1	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	
	H13	1	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0	
	H14	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	1	_
	H15	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	
	H16	1	0	0	0	1	2	1	1	1	0	0	0	
	H17	1	1	0	0	1	1	3	4	0	1	1	1	14
	H18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
	H19	3	0	1	2	0	0	1	2	0	0	1	0	
	H20	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	
	H21	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	
	H22	0	2	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	
	H23	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
	H24	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	0	
	H25	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
	H26 H27	0	0	0	1	0	3 0	0	0	0	2 1	0	0	
	H28	1	0	0	1	3	0	0	0	1	<u> </u> 1	0	0	
	H29	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3	0	1	
	H30	0	2	0	1	13	4	5	4	2	4	5	4	
	R1	2	0	1	2	0	0	<u></u>	0	1	1	2	0	
	R2	0	0	1	2	1	1	0	0	2	1	1	1	10
神奈川県	H9	2	4	2	1	2	3	6	3	3	1	2	4	
1737/13	H10	1	3	3	2	3	4	3	1	3	1	2	1	
	H11	3	1	0	2	4	1	1	5	1	0	3	2	
	H12	3	1	4	0	1	7	5	1	1	0	3	2	
	H13	1	1	0	2	0	2	1	0	3	1	2	2	
	H14	3	2	0	2	0	2	0	2	1	0	2	1	15
	H15	1	3	1	1	5	2	3	5	0	1	5	1	28
	H16	2	0	8	2	1	3	0	4	3	0	1	4	
	H17	4	4	2	3	2	3	5	0	2	1	2	3	
	H18	2	4	2	2	2	0	1	3	2	4	4	4	30
	H19	1	4	0	3	0	2	4	1	1	1	3	3	23
	H20	1	5	2	1	5	2	1	3	2	2	0	0	24
	H21	6	4	2	6	5	0	6	2	3	2	4	1	41
	H22	5	2	1	1	15	1	2	0	0	1	0	3	
	H23	2	1	6	3	1	2	0	4	1	1	2	2	
	H24	2	1	3	2	2	2	1	1	7	0	0	4	
	H25	0	1	0	1	1	4	2	1	3	0	1	2	
	H26	0	2	1	2	1	1	0	0	2	0	1	3	
	H27	0	1	1	1	3	2	2	1	1	0	3	1	16
	H28	1	0	2	2	1	<b>%</b> 4 2	1	0	0	2	1	1	
	H29	0	1	1	4	1	0	1	0	1	1	0	0	
	H30	1	0	0	0	2	2	2	0	1	2	2	2	
	R1	2	2	2	0	0	1	0	1	1	0	2	0	
	R2	0		<sup>*4</sup> 1	3	2	3	3	1	1	0	4	3	21
<i>k</i> /c + +		※4 うち当	,									-	_	
第一東京		3	5	8	5	2	6	8	7	3	1	8	5	
	H10	2	2	9	3	7	8	2	6	1	1	6	7	
	H11	7	2	7	9	6	6	6	5	3	3	2	9	
	H12	6	4	7	7	6	6	5	5	9	3	6	7	71

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H13	8	7	7	5	2	3	6	6	3	3	1	3	
	H14	4	5	7	8	8	4	6	8	3	1	9	5	68
	H15	1	4	4	3	0	2	6	1	4	7	5	4	41
	H16	4	2	7	3	3	2	3	6	6	2	0	4	42
	H17	2	2	2	3	2	2	4	2	3	2	2	4	30
	H18	3	1	5	2	2	2	1	3	5	2	3	4	33
	H19	4	3	2	1	6	1	1	6	3	3	2	6	
	H20	4	3	3	2	4	3	3	6	0	2	2	2	34
	H21	5	0	3	2	4	1	3	2	0	3	0	2	25
	H22	5	1	5	2	4	2	4	6	3	1	3	2	38
	H23	1	0	4	1	2	1	3	2	5	0	2	3	
	H24	2	3	5	6	1	3	4	3	1	3	2	3	
	H25	0	4	3	3	4	4	4	2	1	0	3	0	28
	H26	5	2	4	1	<b>*</b> 5 <b>2</b>	1	0	1	5	5	1	9	36
	H27	3	1	1	3	1	1	5	2	2	0	2	2	23
	H28	1	2	4	2	1	0	2	2	1	0	1	6	
	H29	1	2	3	1	0	1	2	1	0	1	0	1	13
	H30	3	2	1	3	1	1	3	3	2	5	0	1	25
	R1	2	3	3	3	2	3	4	3	2	1	2	1	29
	R2	0	0	3	13	3	4	1	6	1	0	2	1	34
	112	•	<u></u> 当初より仲				•			<u>'</u>	J	_		01
埼玉	H9	2	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	
	H10	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	H11	1	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	6
	H12	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	5
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
	H15	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	8
	H16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H17	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H18	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	5
	H19	1	2	1	1	1	1	0	3	0	0	1	0	11
	H20	3	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	
	H21	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	
	H22	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	0	
	H23	0	0	0	0	2	0	1	3	1	0	1	1	9
	H24	0	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	
	H25	3	1	0	0	1	0	0	0	2	1	2	0	
	H26	1	2	0	2	0	1	0	1	0	1	1	0	
	H27	0	1	1	1	0	1	2	0	1	0	1	1	
	H28	0	0	0	2	1	3	2	1	0	1	0	0	
	H29	4	1	4	4	2	3	1	0	1	3	4	2	
	H30	<b>%</b> 6 <b>3</b>	3	4	1	2	1	3	2	0	3	1	1	
	R1	3	0	2	2	5	2	0	5	2	0	2	0	
	R2	0	0	9 *^*	3	1	4	5	4	0	1	2	2	31
岡山	H9	※6 うち≌ 14	当初より仲 9	<u></u> 裁合意が 9	ある事件。 7	として申し	立てられ <i>†</i> 7	きもの∶1件 12	<u>†</u> 5	4	3	7	12	92
	ня Н10	7	4	10	5	2	5	7	9	9	5 5	8	8	
	H11	19	17	8	9	15	12	18	16	9	7	15	8	
	H12	17	22	11	17	17	22	13	16	9	16	20	10	
	H13	14	20	8	16	15	11	7	14	14	15	7	8	
	L.							-	- 1			-		

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H14	13	9	21	17	14	21	15	16	12	9	17	20	
	H15	26	14	13	17	10	14	14	13	12	3	12	11	159
	H16	13	9	15	10	12	7	6	7	12	7	13	9	120
	H17	10	13	7	7	10	11	7	9	7	3	11	9	
	H18	11	3	11	9	9	8	8	5	5	8	11	5	
	H19	10	6	1	7	6	5	11	8	7	6	9	12	
	H20	8	10	10	12	11	7	10	11	10	7	7	10	
	H21	8	6	11	5	5	8	5	5	13	12	12	3	
	H22	10	14	9	9	8	9	8	12	2	7	4	5	
	H23	9	1	8	3	3	7	8	7	4	0	1	4	
	H24	3	5	7	5	4	3	3	1	2	2	1	7	43
	H25	1	5	3	8	6	3	3	2	9	3		3	
	H26	3	2	3	2	8	2	1	4	7	2	3	4	
	H27	4	2	8	7	2	3	3	5	5	2	5	3	
	H28	3	7	3	5	6	4	4	1	0	2	4	1	40
	H29	1	2	3	4	2	1	1	4	1	1	5	4	
	H30	4	1	2	1	6	4	8	3	2	2	5	6	
	R1	6	2	1	4	4	6	3	4	4	0		3	
	R2	1	0	6	3	2	1	0	2	2	1	1	4	23
愛知県	H9	4	6	10	8	9	3	7	2	5	4	2	4	
	H10	4	5	10	11	8	3	2	7	10	8	5	7	
	H11	4	11	8	8	5	11	12	7	10	12	17	13	
	H12	5	7	13	9	12	8	12	18	11	5	9	17	
	H13	11	17	14	10	10	13	15	15	6	20	16	11	
	H14	14	16	17	15	22	15	16	12	17	18	15	11	
	H15	12	25	24	20	19	17	24	13	29	9	16	15	
	H16	22	20	19	16	17	22	14	16	23	22	14	23	
	H17	15	20	26	17	13	16	14	16	26	15	12	18	
	H18	21	12	11	18	16	10	21	16	15	9	19	25	
	H19	26	31	16	24	17	24	34	29	19	15	19	23	
	H20 H21	33 23	25 19	25 21	15 17	35 23	24 22	26 16	20 26	21 32	16 15	16 19	27 25	283 258
	H22	32	22	20	26	19	13	18	12	20	14		21	
	H23	18	16	20	16	19	24	12	15	13	20		19	
	H24	25	22	21	17	9	14	27	11	18	18		18	
	H25	16	23	14	21	9	24	15	12	11	8		17	
	H26	10	15	6	30	12	13	17	13	9	6		14	
	H27	12	15	18	26	15	21	13	13	20	16		15	
	H28	23	25	11	11	24	21	25		<sup>20</sup> <sup>20</sup>	14		19	
	H29	16	15	21	8	18	14	20	19	22	8		17	
	H30		<b>%</b> 7 16	9	21	19	14	18	14	16	8		16	
	R1	19	22	13	12			14		18	12		18	
	R2	10	0	18	17		<b>*</b> 8 12	9	14	8	12		16	
			· ·		<u></u> ある事件。			 こもの : 1件			·-			
西三河	H11	6	2	4	4	4	5	5		4	9	5	3	58
	H12	4	3	8	5	9	5	9	0	6	2	5	7	
	H13	9	5	7	4	2	7	7	3	2		1	1	
	H14	4	6	2	5	7	3	2	5	4	6	2	3	
	H15	5	5	3	8	5	0	<u>-</u> 7	4	8	4	6	7	
	H16	2	1	5	3	4	5	1	2	8	2	1	2	
	H17	1	4	2	3	6	4	2	1	0	6		3	
1		'	r	_	J				<u>'</u>	<u> </u>		J		

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H18	4	0	0	3	4	5	3	2	4	1	4	2	32
	H19	5	1	4	2	2	4	4	3	3	2	3	4	37
	H20	2	3	3	3	2	2	5	4	1	2	3	8	38
	H21	3	1	3	5	1	3	3	2	0	2	2	6	31
	H22	0	1	3	2	1	0	5	2	4	1	2	3	24
	H23	1	1	1	2	3	3	5	4	3	0	0	2	25
	H24	2	3	4	2	4	2	5	1	0	0	2	2	27
	H25	3	2	3	1	5	2	4	0	1	1	1	4	27
	H26	0	4	4	8	1	2	0	6	6	0	3	10	44
	H27	4	1	2	1	2	1	2	6	1	5	2	1	28
	H28	1	2	9	1	3	2	0	4	1	2	3	0	28
	H29	1	3	6	4	3	2	1	6	0	0	1	0	27
	H30	1	1	1	2	1	2	2	0	3		1	4	21
	R1	2	1	1	1	3	4	2	0	1	2	2	1	20
	R2	0	0	2	4	0	8	2	1	0	7	1	5	30
		※8 <b>う</b> ち当												
岐阜県	H11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H17	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H18	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H20	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	H21	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	H22	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H23	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	
	H24	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	H27	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H28	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	
	H29	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H30 R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0	0
	R2	0	1	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
 石見	H14					<u></u>			1	0	0	0	0	
"元	H15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
I	0	<u> </u>	3	3	3						3			, J

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(注)事実	上活動停	止となって	こいたので	R1から未	設置会と							
京都	H12							2	4	0	0		0	
	H13	2	1	0	2	3	0	0	0	0	0	2	1	11
	H14	4	2	1	1	1	1	0	2	2	0	1	0	
	H15	4	3	3	4	3	2	1	2	2	1	1	3	
	H16	0	2	2	1	3	0	0	0	2	0	1	0	
	H17	0	2	1	2	2	0	1	1	1	1	2	3	
	H18	2	2	2	1	2	0	6	0	0	1	1	1	
	H19	1	2	0	0	1	0	2	2	1	1	0	5	
	H20	1	3	2	4	1	3	3	2	4	4	3	2	
	H21	7	3	2	2	3	7	4	4	3	6	2	3	
	H22	3	2	8	2	2	2	5	5	5	8	3	3	
	H23	3	4	5	2	5	11	4	3	2	2	6	4	
	H24	1	3	4	3	6	1	7	7	5	0	4	3	
	H25	3	5	4	8	1	3	1	3	3	4	2	3	
	H26	0	4	2	2	4	6	5	3	3	3	7	2	
	H27	5	1	4	5	2	2	2	2	0	3	2	6	
	H28	4	1	5	3	6	1	5	5	2	4	1	3	
	H29	2	2	1	3	3	0	0	1	3	<u>1</u>	3	2	
	H30	3	0	7	3	3	1	3	1	1	5	2	0	
	R1	4	4	3	3	1	2	3	1	1	2	3	1	28
r 庄旧	R2	0	0	5	1	1	1	0	4	1	1	1	4	19
兵庫県	H13	3	1	4	4	7	2	2	2	5	6	10	6	
	H14	9	8 5	6	12	6	6	3	4	4	0	6	7	
	H15	7	3	7	10	4 1	<u>2</u> 5	10 6	5 5	8	3 2	8 5	2 3	
	H16 H17	6	4	1	9	8	2	3	9	5	4	6	3	
	H18	2	5	9	2	5	4	4	3	3	2	5	4	
	H19	2	4	1	1	1	1	0	1	0	2	0	2	
	H20	3	0	0	1	4	1	3	2	1	1	3	0	
	H21	1	0	0	0	0	0	1	1	0	<u>'</u> 1	1	1	
	H22	1	0	4	0	0	1	0	0	1	<u>'</u>	1	1	
	H23	0	0	1	1	0	2	0	0	1	0	2	2	
	H24	1	0	1	0	1	1	1	3	0	1	0	1	
	H25	2	0	0	1	1	0	0	2	2	3	3	1	
	H26	1	1	0	1	1	2	4	1	0	3	0	2	
	H27	1	0	0	1	0	2	1	2	1	0	0	1	
	H28	1	0	2	1	0	1	1	2	0	1	2	1	
	H29	1	0	1	2	2	0	0	1	1	1	3	0	
	H30	0	0	1	0	1	2	2	3	2	0	0	1	
	R1	1	3	0	2	2	<u>_</u>	1	0	1	1	0	2	
	R2	2	0	1	0	1	0	2	0	2	0	3	0	
山梨県	H14			2	1	0	3	0	1	0	0	1	0	
	H15	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H17	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		, ,												<u>_</u>

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
	H25	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H26	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H27	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H29	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
* <b>-</b>	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	H14	,		1	2	0	1	1	1	1	0	0	0	7
	H15	1	0	1	1	1	1	0	0	2 1	3	2	0	15
	H16 H17	2	2	<u> </u> 1	1 2	1 1	1	0	0	0	0	0	0	10 8
	H18	2	4	1	2	0	1	2	0	1	0	2	1	16
	H19	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	3
	H20	0	0	1	2	<u>'</u> 1	0	0	1	1	0	0	0	
	H21	0	0	0	2	<u>'</u> 1	1	1	0	1	0	1	0	7
	H22	3	2	0	0	0	0	<u>'</u>	0	0	0	0	1	7
	H23	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	H24	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	
	H25	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	5
	H26	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	H27	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	H28	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
	H29	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	H30	3	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	2	9
	R1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	R2	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0	0	0	6
天神	H14									2	5	15	5	27
	H15	1	3	5	3	3	4	2	3	2	1	2	4	33
	H16	3	2	2	3	1	4	4	5	2	0	4	8	
	H17	4	1	7	0	0	5	2	3	0	2	6	1	31
	H18	0	2	1	0	0	2	2	2	0	4	0	1	14
	H19	1	2	3	2	1	1	0	1	0	1	0	2	14
	H20	3	0	1	2	0	1	4	0	1	1	1	1	15
	H21	0	2	0	0	1	1	2	5	4	1	0	2	18
	H22 H23	3	1 8	0	0	2	0	3	1 5	0	0	1 1	1	10 30
	H24	1	1	3	2	0	3	1	4	0	1	2	2 4	22
	H25	1	0	ა 1	4	4	ა 5	3	0	0	1	2	2	23
	H26	1	4	0	2	2	0	<u>3</u>	3	2	0	0	3	
	H27	2	0	1	2	1	1	3	0	2	0	1	ა 1	14
	H28	1	1	1	1	<u>'</u> 1	3	3	1	0	0	1	0	
	H29	0	1	2	0	<u>'</u> 1	0	2	2	3	2	0	2	15
	H30	0	2	2	0	3	1	0	1	1	1	0	3	
	R1	2	2	1	1	2	0	1	0	1	1	0	0	
I	1	-	_	•	' '	_	5	'	J 5	•	•	5	્ય	. '''

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2	2	0	3	1	4	2	0	1	2	0	1	<b></b>	18
		※9 うち当	á初より仲	裁合意が	ある事件。	として申し	立てられた	ともの:1件	ļ.					
北九州	H14									0	2	0	0	2
	H15	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H16	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	5
	H17	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3
	H18	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
	H19	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	6
	H20	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3
	H21	0	0	0	1	0	0	1	2	2	2	1	0	9
	H22	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	2	8
	H23	0	2	1	1	0	0	1	0	3	1	1	0	10
	H24	1	0	1	0	0	0	1	3	0	0	2	1	9
	H25	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
	H26	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	6
	H27	1	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	0	6
	H28	0	0	1	2	0	0	1	0	0	1	3	0	8
	H29	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	5
	H30	1	1	2	0	0	0	1	2	3	0	0	1	11
	R1	1	1	0	0	2	1	1	0	2	2	0	0	10
	R2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
札幌	H17								2	3	3	2	2	12
	H18	5	4	7	1	2	3	1	7	5	3	4	1	43
	H19	2	1	5	14	3	0	6	6	5	2	1	1	46
	H20	0	2	2	3	5	3	3	3	2	1	1	1	26
	H21	0	1	1	0	1	3	2	0	2	0	0	0	10
	H22	1	1	0	1	1	1	3	1	1	0	1	3	14
	H23	1	4	0	0	2	0	3	2	2	2	3	4	23
	H24	1	0	1	6	3	1	2	1	0	0	3	4	22
	H25	0	1	3	1	2	3	3	3	2	2	2	2	24
	H26	4	3	2	2	2	0	1	1	0	1	2	1	19
	H27	1	1	5	2	0	1	1	1	4	1	3	0	20
	H28	1	1	0	2	3	1	2	1	2	1	3	2	19
	H29	2	1	2	0	1	3	0	2	3	1	2	1	18
	H30	2	1	0	1	1	0	3	3	0	0	2	0	13
	R1	1	2	0	3	2	3	0	1	4	2	1	2	21
11.7.	R2	1	0	0	1	1	1	1	1	0	3	0	2	11
仙台	H18	19	5	15	5	7	9	8	7	4	9	11	8	
	H19	15	10	8	16	8	4	10	6	3	5	3	13	101
	H20	9	12	4	12	11	10	9	9	15	8	6	13	118
	H21	10	9	9	12	2	12	10	7	11	4	8	11	105
	H22	9	4	8	5	8	2	5	9	5	6	12	8	81
	H23	25	93	87	51	34	34	37	36	22	17	24	30	490
	H24	17	17	17	20	12	21	13	16	14	5	10	15	177
	H25	5	15	7	7	10	15	19	15	12	12	15	21	153
	H26	5	5	6	8	13	9	17	11	7	10	13	9	113
	H27	14	10	11	11	5	11	11	18	17	5	8	12	133
	H28	15	7	9	4	11	7	9	10	9	10	19	12	122
	H29	13	11	10	11	6	15	7	9	14	9	8	18	
	H30	9	13	4	12	5	9	12	10	10	7	8	12	
	R1	1	13	10	10	9	15	10	16	14	10	11	14	133

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2	6	13	15	19	7	18	12	11	20	15	16	10	162
久留米	H18	0	0	0	2	7	2	0	1	2	1	0	0	15
	H19	2	1	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	9
	H20	3	0	0	0	0	1	2	1	2	0	1	0	10
	H21	4	0	1	0	0	0	2	1	3	0	1	2	14
	H22	1	0	0	2	1	0	2	1	0	0	0	1	8
	H23	1	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	3	11
	H24	1	0	1	4	0	3	1	0	3	0	1	0	14
	H25	1	2	0	0	2	0	1	1	0	0	1	0	8
	H26	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	5
	H27	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3
	H28	0	3	1	0	0	0	3	1	1	1	1	0	11
	H29	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	H30	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	4
	R1	0	0	0		0	0	0	2	0	2	1	0	5
	R2	1	1	3		0	0	1	0	1	0	1	0	10
愛媛	H18	0	0	0		1	1	3	0	0	0	0	0	5
	H19	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4
	H20	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	4
	H21	0	0	0		0	0	0	0	0	0	1	1	2
	H22	0	0	0		0	2	1	0	0	0	2	0	6
	H23	1	1	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	6
	H24	0	0	0		0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H25	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0		0	1	0	0	0	1	1	1	5
	H27	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	H28	0	0	0		0	0	0	0	0	0		<b>※10</b> 1	1
	H29	0	0		<b>*10</b> 1	0	<sup>※10</sup> 2		<sup>**10</sup> 1	0	0	0	0	4
	H30	0	0	0		0	4	0	0	1	0	0	0	5
	R1	0	0	0		0	1	0	0	0	3	0	0	4
	R2	0	0	0		0	1	1	0	0	0	1	1	4
.1.77.18	1140	※10 うち	当初より	P茲合意7	かある事件	として甲	し立てられ	たもの:1	件		0			
山形県	H18										0	0	1	- 1
	H19	0	0	0		0	0	0	0	0	0	1	0	
	H20	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	H21 H22	0	0	1 0	0	0	0	0	1 0	0	0	0	1 0	2
	H23	0	0	0		1	1	0	0	0	0	0	0	
	H24	0	1	0		0	0	0	0	0	1	1	0	3
	H25	0	0	0		1	0	1	0	0	0	0	0	2
	H26	1	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H27	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<del>                                     </del>
	H28	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	2	2
	H29	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H30	0	1	0		0	0	0	0	0	0	0	0	1
	R1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
	R2	0	0	0		0	0	1	0	0	0	0	0	1
静岡県	H19	8	4	2		1	4	0	2	1	5	2	0	41
ᇒᄦ	H20	2	0	1	2	3	1	1	1	2	0	2	0	15
	H21	2	0	6		0	2	0	1	1	1	0	4	19
	H22	1	4	2		1	1	0	1	1	0	2	0	
I	1122	'	7	2		'	'	J	' '	'	U		J	ויי ו

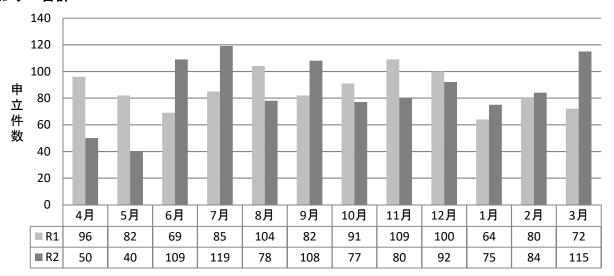
	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H23	0	2	1	2	3	0	2	1	0	0	0	0	11
	H24	2	2	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	10
	H25	0	1	0	1	3	1	2	4	1	1	0	0	14
	H26	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	6
	H27	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	H28	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	4
	H29	0	1	1	2	0	0	1	1	0	0	0	3	9
	H30	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	R1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	4
	R2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
鹿児島県	H19							1	0	0	1	0	1	3
	H20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H21	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H24	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0	0	0	5
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	R1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
-	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	<del>-  </del>
福島県	H19	1	1					1		1	3	4	2	9
	H20	1	1	1 1	0	1	0	1	2	1	0	0	1	11
	H21 H22	1	0	3	0	0	1	2	0	0	1	0	0	8
	H23	3	2	0	0	1	0	1	2	1	0	0	0	10
	H24	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
	H25	0	0	0	0	<u>'</u> 1	0	1	1	0	1	1	1	6
	H26	1	2	0	0	0	1	*11 8	0	0	0	1	0	
	H27	0	3	1	1	2	3	0	1	0	1	1	0	13
	H28	0	0	0	0	1	1	1	0	4	0	1	0	
	H29	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3
	H30	2	1	1	1	4	2	2	1	0	0	2	2	18
	R1	1	0	0	2	1	2	1	0	0	0	1	0	
	R2	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	1	1	7
		※11 うち	当初より何	中裁合意力	がある事件	として申し	立てられ	たもの:1	件		Į.			
富山県	H20	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	H21	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
	H22	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	H23	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H24	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
	H26	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	
	H27	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	6
	H28	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	H29	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	1	5
	H30	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	
	R1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
熊本県	H21					0	2	0	0	1	0	1	1	5
	H22	3	0	1	1	1	0	0	1	0	1	2	1	11
	H23	1	3	2	0	4	1	1	1	0	1	2	2	18
	H24	0	0	0	1	4	1	1	1	0	1	0	2	11
	H25	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	7
	H26	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	5
	H27	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H28	1	0	9	9	14	17	8	4	9	3	6	6	86
	H29	11	1	8	7	5	4	2	2	1	2	3	2	48
	H30	4	4	2	1	1	1	4	4	2	4	1	3	31
	R1	2	3	3	1	2	2	2	2	1	0	1	2	21
	R2	4	3	3	3	1	3	0	3	1	3	0	2	26
金沢	H23	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H24	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	4
	H25	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	H26	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	H27	1	0	0	0	1	0	0	4	1	0	2	2	11
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	H29	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	5
	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	3
	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
滋賀	H23				0	0	0	0	1	0	0	1	1	3
	H24	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	H25	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H27	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	H28	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H30	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山口県	H23									0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	3
	H25	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4
	H26	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3
	H27	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	H28	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	H29	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3
	H30	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	R1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	R2	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
沖縄	H23									0	2	2	2	6
	H24	1	1	0	3	0	1	0	2	0	3	0	0	11
	H25	0	2	1	2	1	3	3	1	3	2	0	1	19
	H26	0	2	1	2	1	1	1	3	4	2	1	0	18
	H27	1	0	4	1	2	2	1	0	1	2	2	3	19
	H28	2	1	1	2	0	4	0	3	1	1	4	1	20
	H29	4	0	0	0	0	1	1	0	2	2	1	1	12
	H30	0	0	0	4	5	3	1	2	0	1	1	0	

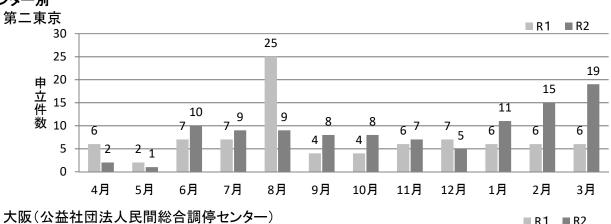
	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	1	1	0	7
	R2	1	1	3	0	0	0	0	0	1	1	2	1	10
群馬	H24						2	3	3	3	0	1	3	15
	H25	1	2	0	2	0	2	0	0	1	1	1	1	11
	H26	0	1	1	3	2	1	1	0	2	0	0	0	11
	H27	1	0	1	2	0	1	1	0	1	0	0	0	7
	H28	0	1	<b></b>	1	0	0	0	1	1	1	0	0	9
	H29	0	1	0	1	1	0	2	0	0	0	1	0	6
	H30	1	0	2	0	0	0	1	3	2	3	1	1	14
	R1	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	1	0	5
	R2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0	6
		※12 うち	当初より	中裁合意想	がある事件	として申し	_立てられ	たもの:1	件					
和歌山	H25	4	2	2	2	1	1	5	1	0	0	1	3	22
	H26	3	2	5	1	3	1	3	0	0	1	0	3	22
	H27	1	0	4	1	2	1	0	0	1	0	2	2	14
	H28		<sup>**13</sup> 34	3	1	1	1	1	2	0	0	0	0	44
	H29	2	1	2	4	1	1	2	2	4	0	0	1	20
	H30	0	0	0	0	3	1	4	1	2	2	2	1	16
	R1	1	2	0	1	2	1	1	1	0	1	1	0	11
	R2	0	2	1	2	0	1	1	1	3	1	0	1	13
15.4.19		※13 うち	当初より	中裁合意力	がある事件	として申し				-				
栃木県	H28					$\rightarrow$	3	0	0	0	0	0	0	3
	H29	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	5
	H30	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	R1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
E 田7 1目	R2	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	<u> </u>	4
長野県	H29 H30	1	0	3	4 1	0	1 2	5 1	6	3 1	2	3	0	28 12
	R1	2	0	0	1	0	1	3	3	3	0	1	0	14
	R2	0	2	1	1	0	1	2	3	2	2	0	1	15
岩手	H30			$\overline{}$	$\overline{}$		$\overline{}$	5	1	2	0	0	3	11
71	R1	1	0	0	0	2	0	0	2	1	0	1	1	8
	R2	0		1	1	1	1	2	0	1	0	0	0	7
 千葉県	R1					<del></del>		10		12	7	9	6	66
1 2/07/0	R2	1	1	3	5	4	14	2	2	6	1	2	7	48
合計	H9	56	55	64	63	49	54	65		48	38	47	67	660
	H10	41	41	46	54	52	42	37	58	39	29	39	50	528
	H11	62	62	58	60	60	61	70	66	61	54	58	76	748
	H12	67	71	67	65	77	76	86	84	77	51	69	84	874
	H13	88	102	83	71	82	66	79	82	55	78	64	80	930
	H14	94	83	87	103	94	90	87	88	77	76	90	81	1050
	H15	98	104	97	110	89	87	106	78	110	61	92	86	1118
	H16	71	74	96	80	89	88	67	75	105	56	67	92	960
	H17	77	85	79	62	78	71	73	91	73	65	61	69	884
	H18	94	75	89	74	84	66	91	73	71	59	94	94	964
	H19	108	97	71	104	71	74	108	90	67	70	78	101	1039
	H20	98	93	86	89	116	90	97	86	101	55	75	99	1085
	H21	109	72	100	85	76	95	90	84	114	68	87	99	1079
	H22	112	78	99	82	95	58	80	84	77	64	75	84	988
	H23	89	166	166	118	116	114	113	131	85	67	97	108	1370
	H24	90	85	104	100	73	82	95	96	90	64	76	91	1046

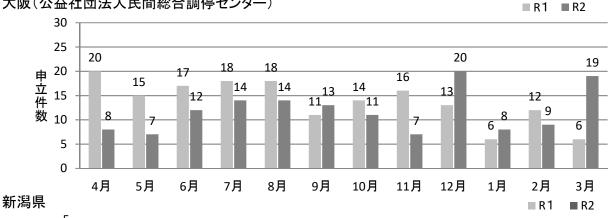
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	79	108	77	93	82	94	91	79	82	62	74	91	1012
H26	68	80	70	105	81	80	91	88	77	73	89	88	990
H27	92	64	94	97	78	77	71	86	88	55	70	80	952
H28	82	105	87	94	112	99	105	89	78	70	87	89	1097
H29	93	75	89	98	77	88	86	80	91	62	73	84	996
H30	94	71	71	81	101	85	140	85	87	75	77	95	1062
R1	96	82	69	85	104	82	91	109	100	64	80	72	1034
R2	50	40	109	119	78	108	77	80	92	75	84	115	1027

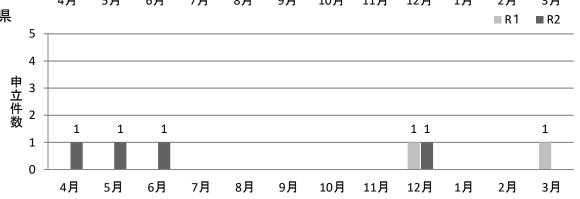
#### ① 全センター合計

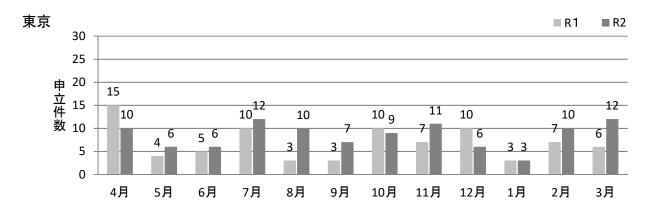


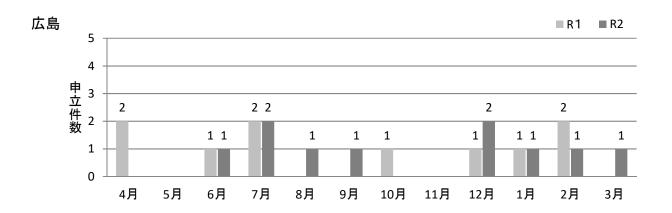
## ② センター別



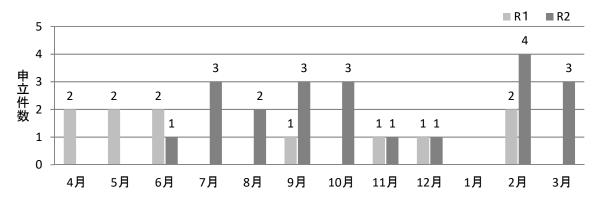


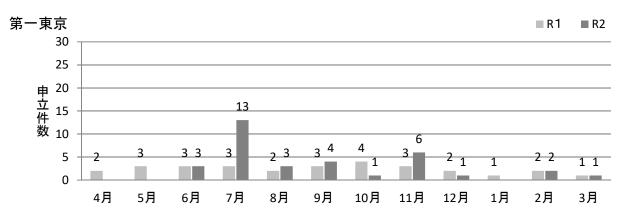


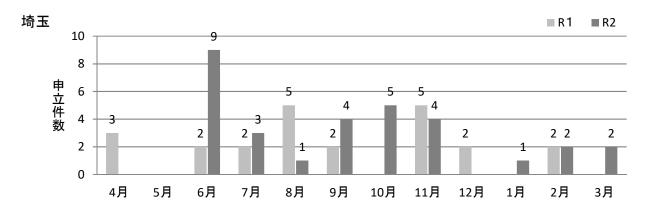


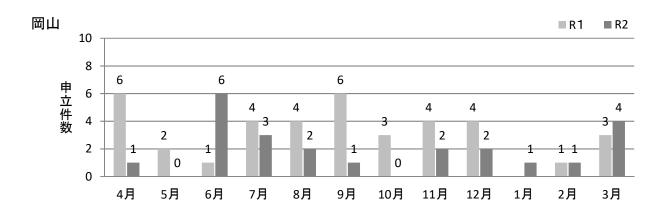


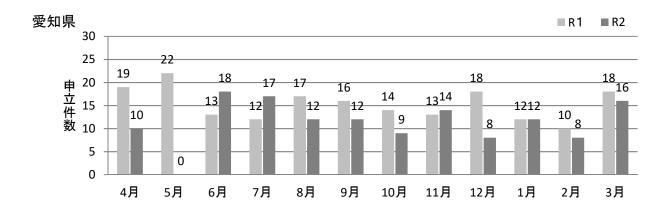
#### 神奈川県

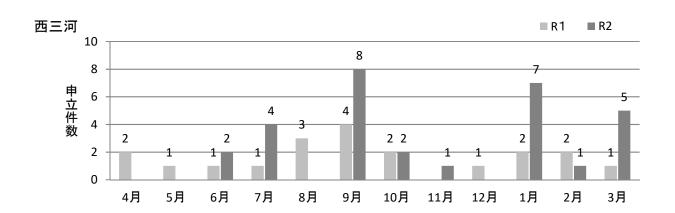


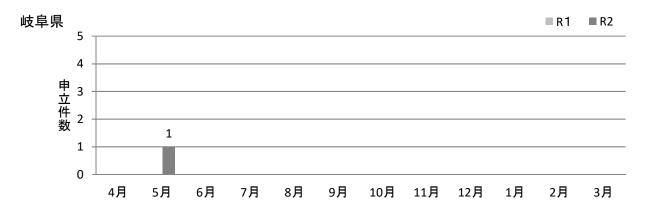


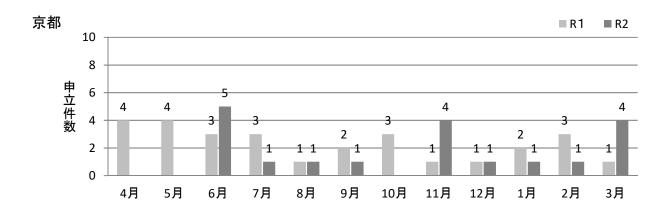


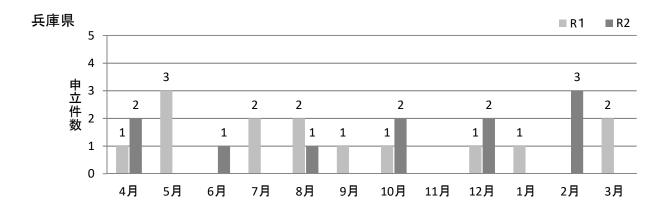


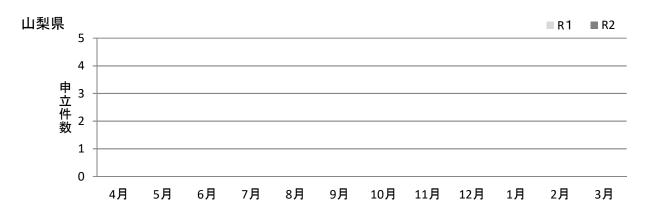


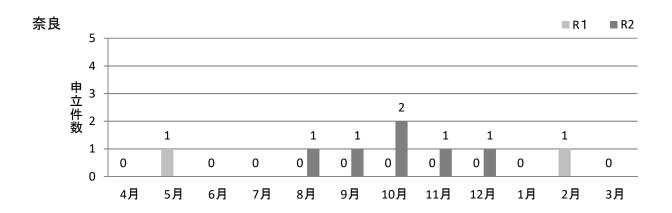


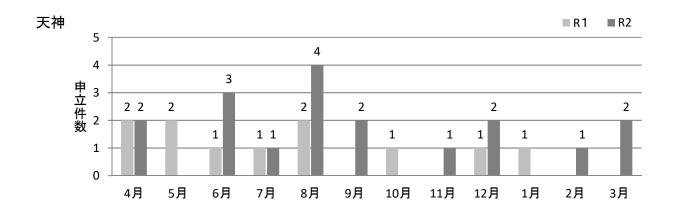


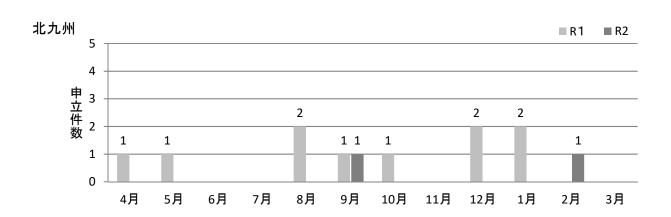




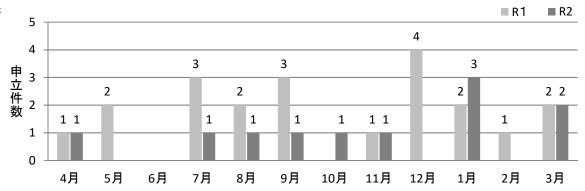


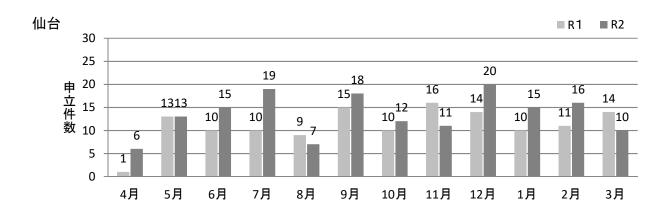


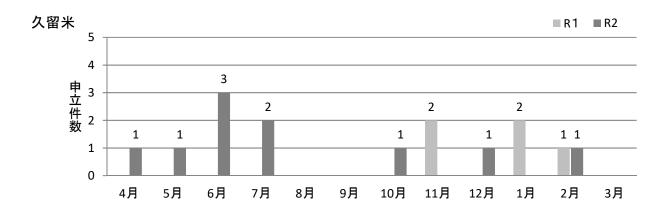


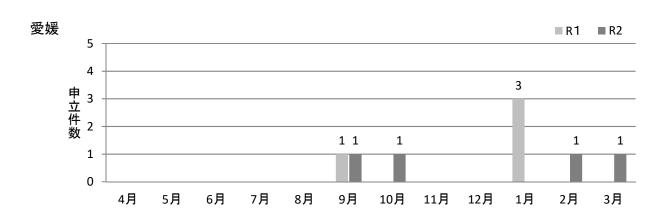


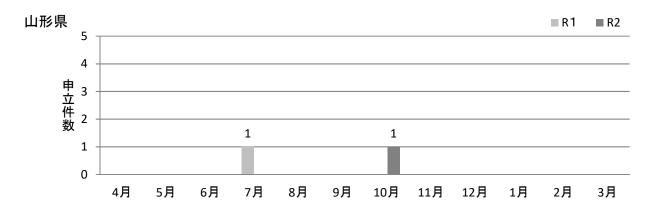
札幌

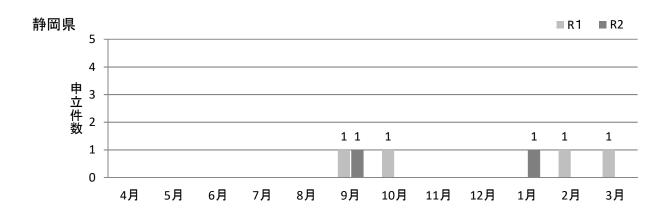


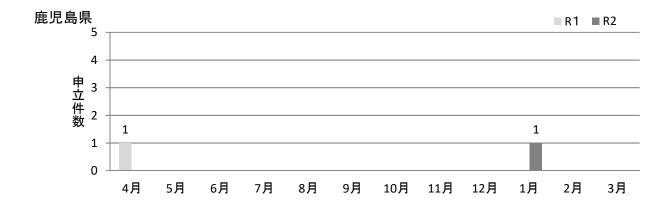


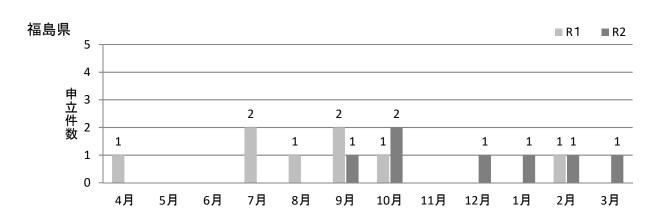


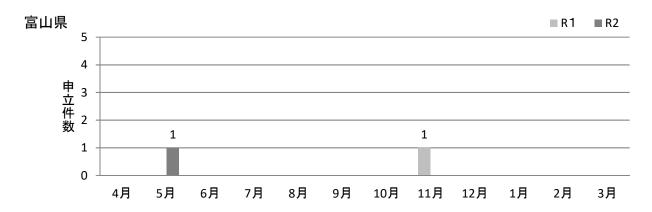


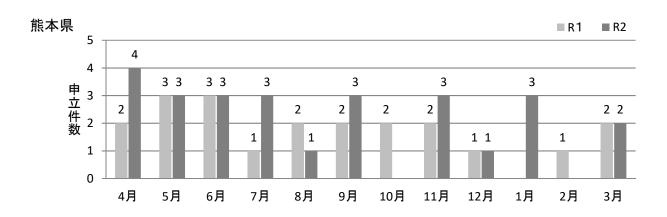


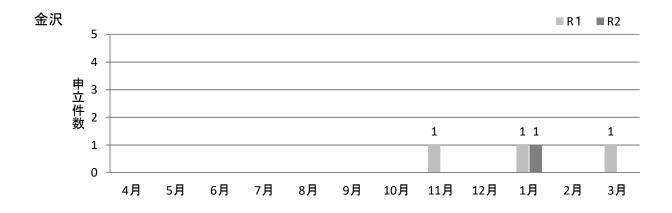


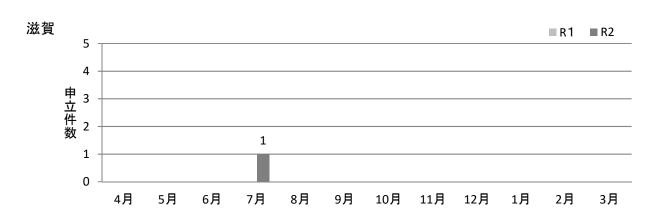


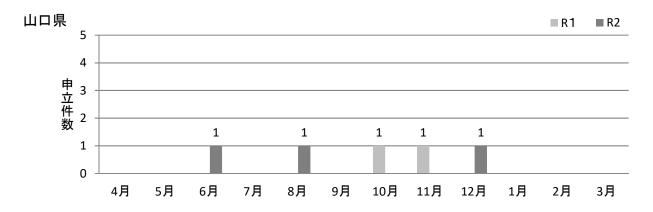


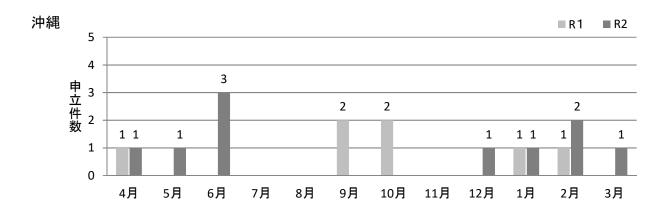


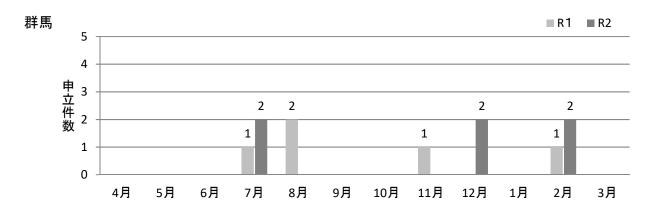


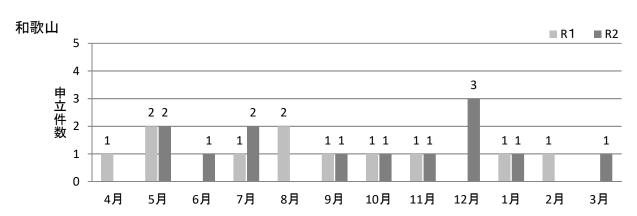


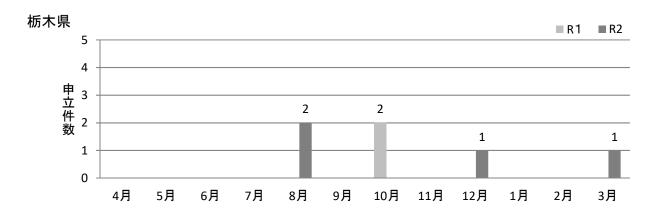


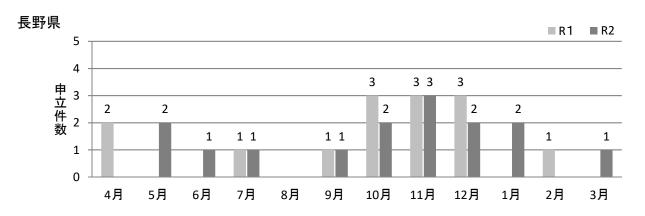


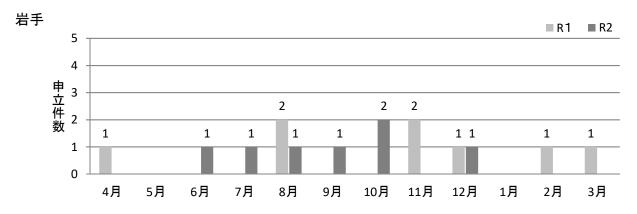


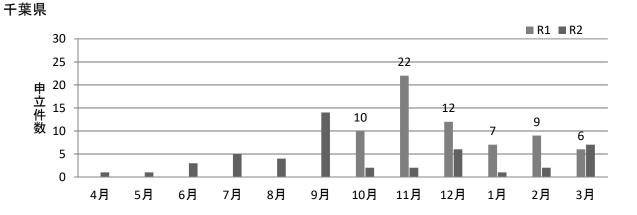












#### 2-(1)表 申立事件の終了状況一覧

1 申立(新受事件)	第二 東京	大阪・ 民	新潟 県	東京	広島	神奈 川県	第一 東京	埼玉	岡山	愛知 県	三 西河	岐阜 県	京都	兵庫 県	山梨 県	奈良
申立件数	104	142	4	102	10	21	34	31	23	136	30	1	19	11	0	6
①不受理	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②受 理	104	142	4	99	10	21	34	31	23	136	30	1	19	11	0	6
2 受理事件(新受事件)	第二東京	大阪· 民	新潟 県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山		西三河	岐阜 県	京都	兵庫 県	山梨 県	奈良
(1)話し合いのテーブルにつかなかったケース																
①不応諾・応諾前の取下げ	34	53	0	32	3	5	12	14	1	28	1	0	6	2	0	2
②打切り・終了	0	0	0	0	0	1	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0
不応諾件数合計	34	53	0	32	3	6	12	14	1	45	1	0	6	2	0	2
(2)回答待ち	20	17	0	3	0	3	1	0	4	11	0	0	0	1	0	0
(3)話し合いのテーブルについたケース																
①応諾後の取下げ・離脱	2	2	0	7	1	0	0	1	3	8	0	0	1	1	0	0
②不成立/あっせん人・仲裁人による終了	12	15	2	15	2	4	4	3		25	8	1	1	4	0	3
③進行中	22	30	0	29	1	2	2	2	2	31	18	0	7	1	0	1
<b>④解決</b>	14	25	2	16	3	6	15	11	6	16	3	0	4	2	0	0
応諾件数合計	50	72	4	67	7	12	21	17	18	80	29	1	13	8	0	4
3 応諾率(新受事件)	東京	大阪・民	県		四岛	川県	東京			県	河	岐阜 県	京都	県	山梨県	奈良
	59.5%	57.6%	100.0%	69.8%	70.0%	66.7%	63.6%	54.8%	94.7%	64.0%	96.7%	100.0%	68.4%	80.0%	0.0%	66.7%
4 解決事件(旧受事件及び新受事件)	第二		新潟	東京	広島	神奈	第一	埼玉	岡山			岐阜	京都	兵庫	山梨	奈良
	東京	民	県				東京				河	県		県	県	
①旧受事件	26	4	0	29	0	1	8	1	7	46	5	0	-	1	0	0
②新受事件	14	25	2	16	3	6	15	11	6	16	3	0	_	2	0	0
解決事件合計	40	29	2	45	3	7	23	12	13	62	8	0	8	3	0	0
5 解決形式(旧受事件及び新受事件)	第二東京	大阪・		東京	広島	神奈	第一	埼玉	岡山		西三河	岐阜 県	京都	兵庫 県	山梨 県	奈良
	木不	民	県	71/7/	иш	川県	東京	,		木	/HJ	ᅏ				
	39	28	2	45	3	7	23	12	13	62	8	0	_	3	0	0
①和解				45		7		12			8		_	3 100.0%	0.0%	0.0%
①和解 ②和解→仲裁判断	39 97.5% 1	28 96.6% 0	2 100.0% 0	45 100.0% 0	3 100.0% 0	7 100.0% 0	23 100.0% 0	12 100.0% 0	100.0%	62 100.0% 0	8 100.0% 0	0.0% 0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
②和解→仲裁判断	39 97.5% 1 2.5%	28 96.6% 0	2 100.0% 0 0.0%	45 100.0% 0	3 100.0% 0 0.0%	7 100.0% 0 0.0%	23 100.0% 0 0.0%	12 100.0% 0 0.0%	100.0% 0	62 100.0% 0 0.0%	8 100.0% 0 0.0%	0 0.0% 0 0.0%	100.0% 0	100.0% 0	0.0% 0 0.0%	0.0% 0 0.0%
- ·······	39 97.5% 1	28 96.6% 0	2 100.0% 0	45 100.0% 0	3 100.0% 0	7 100.0% 0	23 100.0% 0	12 100.0% 0	100.0%	62 100.0% 0	8 100.0% 0	0.0% 0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
②和解→仲裁判断	39 97.5% 1 2.5% 0 0.0%	28 96.6% 0 0.0% 1 3.4%	2 100.0% 0 0.0% 0 0.0%	45 100.0% 0 0.0% 0	3 100.0% 0 0.0%	7 100.0% 0 0.0% 0 0.0%	23 100.0% 0 0.0% 0 0.0%	12 100.0% 0 0.0% 0	100.0% 0 0.0% 0	62 100.0% 0 0.0% 0 0.0%	8 100.0% 0 0.0% 0 0.0%	0 0.0% 0 0.0% 0 0.0%	100.0% 0 0.0% 0	100.0% 0 0.0% 0 0.0%	0.0% 0 0.0% 0 0.0%	0.0% 0 0.0% 0
②和解→仲裁判断 ③仲裁判断	39 97.5% 1 2.5% 0 0.0%	28 96.6% 0 0.0% 1 3.4%	2 100.0% 0 0.0% 0 0.0%	45 100.0% 0 0.0% 0	3 100.0% 0 0.0% 0	7 100.0% 0 0.0% 0 0.0%	23 100.0% 0 0.0% 0	12 100.0% 0 0.0% 0	100.0% 0 0.0% 0 0.0%	62 100.0% 0 0.0% 0 0.0%	8 100.0% 0 0.0% 0 0.0%	0 0.0% 0 0.0% 0	100.0% 0 0.0% 0 0.0%	100.0% 0 0.0% 0 0.0%	0.0% 0 0.0% 0 0.0%	0.0% 0 0.0% 0 0.0%

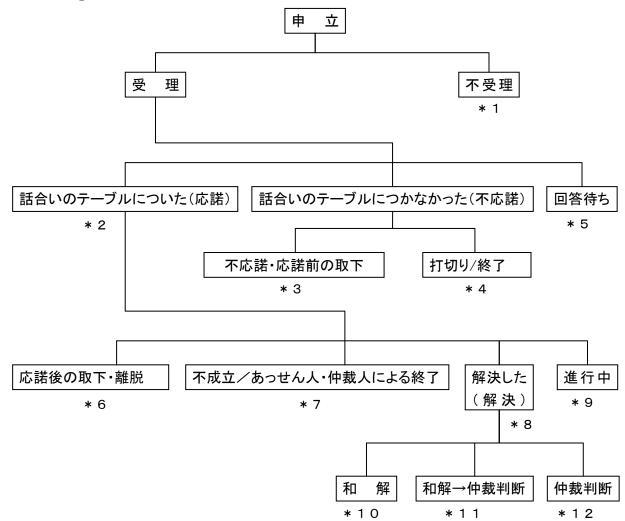
<sup>※1</sup> 申立受理件数から回答待ち件数及び進行中件数を減じた数で除したもの(2015年度までは、「回答待ち件数」のみを減じていたが、2016年度以降「進行中件数」も減じた。)。

天神 州州         札供         仙台         久留         愛媛         山形         線開         島県         標本         金沢         滋賀         山口         沖縄         群馬         山山         標本         長野         岩羊         工業         合計         金沢         滋賀         山口         神縄         群馬         山山         標本         長野         岩羊         工業         合計         1         26         1         1         3         10         6         13         4         15         7         48         1027           18         2         11         162         10         4         1         2         1         7         1         26         1         1         3         10         6         13         4         15         7         47         1023           大神 州外         札幌         仙台         八田         1         2         1         2         1         2         1         4         15         7         47         1023           大神 州外         札供         仙台         八田         1         2         1         2         1         2         2         1         2         2         1         2
The color   Th
18   2   11   162   10   4   1   2   1   7   1   26   1   1   3   10   6   13   4   15   7   47   1023
大神   北九   札幌   仙台   久留   愛媛   山形   静岡   鹿児   福島   富山   熊本   金沢   滋賀   山口   沖縄   群馬   和歌   栃木   長野   岩手   早葉   合計     8   2   4   48   6   4   0   0   0   1   0   11   0   0   0
Ref
Ref
0
○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○
8   2   4   48   6   4   0   0   0   1   0   11   1   0   0
1   0   0   15   1   0   0   0   0   0   0   0   0   0
T
1       0       1       23       0       0       0       1       0       2       0       4       0       0       3       4       2       0       1       6       0       4       158         1       0       4       29       0       0       0       0       0       1       0       4       0       0       0       1       7       1       4       0       11       212       2       1       6       0       0       0       1       1       7       1       4       0       11       212       2       1       6       0       0       0       1       1       0       0       1       1       0       0       1       1       0       0       1       1       0       0       1       1       0       0       1       1       0
1       0       1       23       0       0       0       1       0       2       0       4       0       0       3       4       2       0       1       6       0       4       158         1       0       4       29       0       0       0       0       0       1       0       4       0       0       0       1       1       7       1       4       0       11       212       2       1       6       0       0       0       1       1       7       1       4       0       11       212       2       1       6       0       0       0       1       1       0       5       3       4       206       9       0       7       99       3       0       1       2       1       6       1       14       0       1       3       8       4       9       2       15       5       23       616         大神       北九       札幌       県       県       県       県       県       県       県       県       県       日本       会       2       2       3       66.7%
1       0       4       29       0       0       0       0       1       0       4       0       0       0       1       1       0       2       4       0       0       0       1       1       0       2       1       6       0       0       0       1       1       1       0       5       3       4       206         9       0       7       99       3       0       1       2       1       6       0       0       0       1       1       1       0       5       3       4       206         大神       北九       札幌       山台       久留       山形       静岡       鹿児       福島       富山       熊本       金沢       滋賀       山口       沖縄       群馬       和歌       栃木       長野       岩手       千葉       合計         52.9%       0.0%       63.6%       67.3%       33.3%       0.0%       100.0%       100.0%       56.0%       0.0%       100.0%       80.0%       66.7%       69.2%       50.0%       100.0%       71.4%       53.5%         大神       北九       札幌       山田       大田       東原       原見       原規
7 0 2 45 3 0 1 1 1 0 2 1 6 0 0 0 0 1 1 1 1 0 5 3 4 206           9 0 7 99 3 0 1 2 1 6 1 2 1 6 1 14 0 1 3 8 4 9 2 15 5 23 616           天神 水九 札幌 仙台 久留 愛媛 山形 静岡 島県 県 島県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県
天神 北九 札幌 仙台 久留 愛媛 山形 静岡 鹿児 福島 富山 熊本 金沢 滋賀 山口 沖縄 群馬 和歌 栃木 長野 岩手 干葉 合計 1 0 2 23 1 0 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 1 1 1 1 0 3 1 1 0 0 1 1 1 1
天神         北九         札幌         仙台         久留         愛媛         山形         静岡         鹿児         福島         富山         熊本         金沢         滋賀         山口         沖縄         群馬         和歌         栃木         長野         岩手         千葉         合計           52.9%         0.0%         63.6%         67.3%         33.3%         0.0%         100.0%         100.0%         56.0%         0.0%         100.0%         80.0%         66.7%         69.2%         50.0%         100.0%         71.4%         53.5%         65.5%           天神         州小         札幌         仙台         久留         愛媛         山形         静岡         鹿児         福島         富山         熊本         金沢         滋賀         山口         沖縄         群馬         和歌         栃木         長野         岩手         千葉         合計           1         0         2         23         1         0         0         0         1         0         2         0         0         1         0         0         0         2         1         9         175           7         0         2         45         3         0         1         1         0         2
大神 州         北地 日         米         支援         県         島県 県         県         県         県         県         県         中神 群馬 山 県 県 県 日 県 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
大神 州         北地 日         米         支援         県         島県 県         県         県         県         県         中神 保持         山 県 県 県 月         日
天神     北九     札幌     仙台     久留     愛媛     山形     静岡     鹿児     福島県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県・田田田田田田田田
大神   州   北地   山口   米   多媛   県   県   県   県   県   県   県   県   坪神   中部   山   県   県   早   日部   日記   日記   日記   日記   日記   日記   日記
大神   州   北地   山口   米   支媛   県   県   県   県   県   県   県   平純   中部   山   県   県   日   日   日   日   日   日   日   日
大神   州   北地   山口   米   支媛   県   県   県   県   県   県   県   平純   中部   山   県   県   日   日   日   日   日   日   日   日
7     0     2     45     3     0     1     1     0     2     1     6     0     0     0     1     1     1     0     5     3     4     206       8     0     4     68     4     0     1     1     0     3     1     8     0     0     1     1     1     1     0     7     4     13     381       天神     사사     札幌     仙台     久留     愛媛     山形     静岡     鹿児     福島     富山     熊本     金沢     滋賀     山口     沖縄     群馬     和歌     栃木     長野     岩手     「千葉     合計       8     0     4     68     4     0     1     1     0     3     1     8     0     0     1     1     1     1     0     7     4     13     379
8     0     4     68     4     0     1     1     0     3     1     8     0     0     1     1     1     1     0     7     4     13     381       天神
天神     北九     札幌     仙台     久留     愛媛     山形     静岡     鹿児     福島     富山     熊本     金沢     滋賀     山口     沖縄     群馬     和歌     栃木     長野     岩手     千葉     合計       8     0     4     68     4     0     1     1     0     3     1     8     0     0     1     1     1     1     0     7     4     13     379
大神 州     七門 山口 米     変数 県     県     島県 県     県     県     県     平純 村馬 山 県 県 福子 県       8     0     4     68     4     0     1     1     0     3     1     8     0     0     1     1     1     0     7     4     13     379
8 0 4 68 4 0 1 1 0 3 1 8 0 0 1 1 1 0 7 4 13 379
100.0%   0.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0%   0.0% 100.0% 100.0%   0.0% 100.0%   0.0% 100.0% 100.0%   0.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0%   0.0% 100.0% 100.0%   0.0%
0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0%
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
r rright for the content of the cont
0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0%
0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0%
0.0%     0.0%

#### 2-(2) 申立から終了までの事件の流れ

あっせん・仲裁事件が申し立てられてから、終了するまでの流れは、以下のフローチャートに書いたとおりです。個々の項目の説明は、後記のとおりです。

#### 【フローチャート】



#### 2-(3) フローチャートの用語の説明

()は、2-(1)表 申立事件の終了状況一覧の該当部分を指す。

#### \* 1 不受理(1①)

センターのなかには、法律相談段階で審査を行い、事件として受理しないもの、申立書を受け取ったが、あっせん・仲裁不適合事案として受け付けないものがある。

#### \* 2 応諾(2(3))

あっせん・仲裁事件として、当事者双方が話合いの席について、手続が進んだケース。

#### \*3 不応諾・応諾前の取下(2(1)①)

相手方が手続に応諾しないまま申立ての取下がされたケース。不応諾による取下の場合と応諾前の取下の場合が含まれる。

#### \* 4 打切り/終了(2(1)②)

申立受理後相手方応諾前にセンター又はあっせん人・仲裁人予定者が手続を打ち切り、期日前に終了させたケ

一ス。手続応諾前に申立人の取下以外で終了したケース。

#### \*5 回答待ち(2(2))

統計処理上、年度末において締める必要があるため、年度末において相手方からの回答が来ていないケース。

#### \*6 応諾後の取下・離脱(2(3)①)

手続の応諾はされたが、その後に申立人から申立ての取下がされ、又は相手方が離脱(応諾の取消)をしたケース。応諾後に当事者の主導で手続が終了したケース。

#### \*7 不成立/あっせん人・仲裁人による終了(2(3)②)

手続の応諾はされたが、その後、和解又は仲裁がされずに、あっせん人・仲裁人(又はセンター)が手続を打ち切り、終了させたケース。手続応諾後に和解・仲裁がされないまま当事者の取下・離脱以外で手続が終了したケース。

#### \*8 解決(2(3)4), 4, 5)

手続の応諾があり、和解又は仲裁判断により解決したケース。2-(1)表の「2 受理事件(3)④解決」には当該年度に申し立てられ、当該年度に解決した事件(新受事件)のみ計上し、同表「4 解決事件 」及び「5 解決形式」には、新受事件及び前年度以前に申し立てられ当該年度に解決した事件(旧受事件)を合わせて計上している。

#### \*9 進行中(2(3)③)

\*6と同様、年度末で区切るための処理。当然、次年度以降この数値は減少することになる。継続中としているセンターもある。

#### \*10 和解(5①)

和解で解決したケース。当事者の仲裁合意に基づいて仲裁申立があったが和解で終了したケースも含んでいる。

#### \* 1 1 和解→仲裁判断(5②)

あっせん等により当事者間に和解が成立した後、和解の内容を仲裁判断とする合意が当事者間に成立し、これに基づき仲裁人が仲裁判断書を作成したケース。純然たる仲裁判断と区別する。仲裁判断(和解)あるいは和解的仲裁判断と表記しているものはこれに含めた。ほとんど仲裁判断の理由が書かれていない(仲裁法第38条、第39条)。

#### \* 1 2 仲裁判断(5③)

当事者の仲裁合意に基づき仲裁人が仲裁判断をしたケース。純然たる仲裁判断。

#### <u>【その他】</u>

( )は, 2-(1)表 申立事件の終了状況一覧の該当部分を指す。

#### 1 応諾率(新受事件·3)

受理事件の中で、話合いのテーブルについた事件の割合。ただし、受理件数の中から回答待ちの件数を差し引いている。

計算式 応諾件数÷(受理件数一回答待件数)×100%

#### 2 受理事件対比解決率(新受事件・6)

#### (1) 受理事件対比解決率(6①)

受理事件の中で当該年度に解決したケースの割合。

計算式 解決 (新受) 件数÷ (受理件数一回答待件数一進行中件数) × 100%

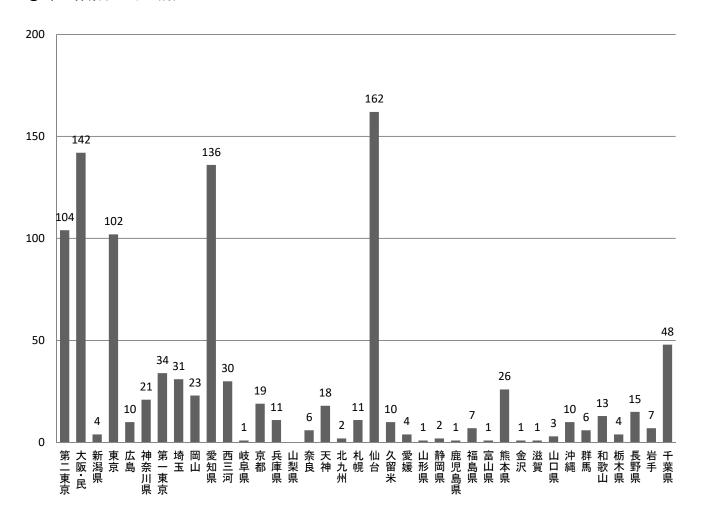
#### (2) 応諾事件対比解決率(6②)

当事者が話合いのテーブルについたもののうち、解決(新受)した事件の比率

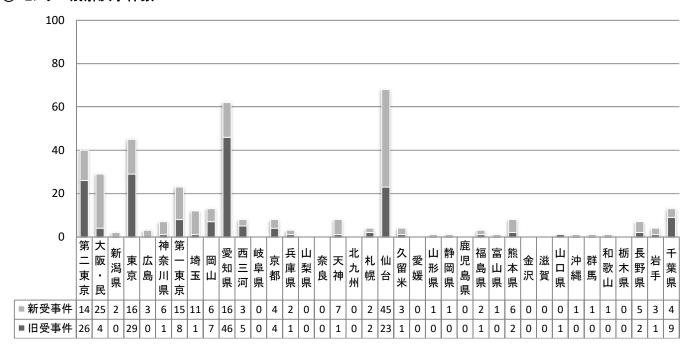
計算式 解決 (新受) 件数÷ (応諾件数-進行中の件数) × 100%

#### 2-(4)グラフ 申立事件の終了状況

#### ① 申立件数(センター別)



#### ② センター別解決事件数



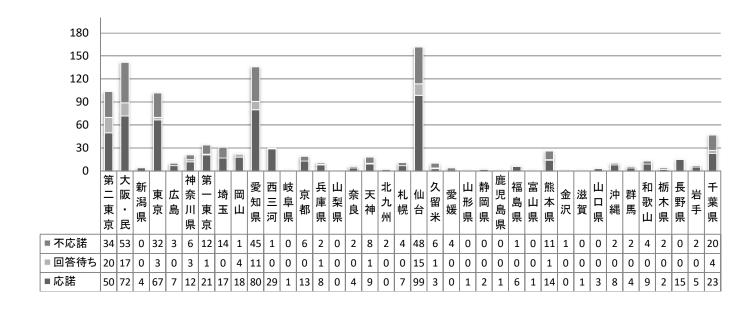
# 2-(4)グラフ 申立事件の終了状況

■ 不応諾/応諾後取下げ 34 53 0 32

5 12

1 28 4 48 

### ③ 応諾状況



### ④ 不応諾事由 神東広奈 大阪 第 第二東 兵山 京 東 県 県 北札仙州 鹿児島県 山静岡県県 西岐三阜河県 福富熊島山本県県県 和栃木山県 久留米 長野 千葉 愛 一 埼 岡東 玉 山 愛媛 岩手 都 金 滋 沢 賀 山 沖 群 縄 馬 知 京島川 県 県 県 県 民 県 ■打切り/終了 0 17

### ⑤ 解決事件の形式 大阪・ 神第 鹿児島県 静岡 福富熊島山県県 長野県 千葉県 愛 北九 西三河 岐 兵 久 新 山 山 和栃 京都 岩手 広 奈 岡 奈 良 札仙 愛 金 沢 群 東 埼 天 滋 沖 歌木山県 潟 阜 庫 . 梨 留 ... 知 神 媛 賀 島 Ш 東 玉山 幌台 縄馬 県 県 県 . 県 県 州 米 県 県 県 京民 県 ■和解 12 13 62 ■和解→仲裁判断 ■仲裁判断

0 11 0

0 0 2 2

0 2 19

3-(1)表 紛争類型別受理事件一覧

十 葉 県	2															12	, ,	٠,	25	,	35		19	16				183					31		28
			1		-	1	-											4	2		7			_			1	-							
- 現 - サ	0					2	2											0						_			1	0							
長野県	0					3	-						1				-	1			-			0				3							
栃木県	0					0												0						0				0							
<b>左影</b> 日	_				-	2	-						1					0						0				_							
推黑	0					1											-	0						0				0							
大螺	0					2					7	2				1		0						0				0							
コロ畔	0					0												0						0				_							
滋賀	0					0												0						0				0							
金沢	0					0												0						0				1							
能本県	0					3	-						1				1	4	2		7			0				_							
個日歐	0					0												0						0				0							
福鳴県	0					0												0						0				0							
鹿児島県	0					0												0						0				_					_		
韓国県	0					0												0						0				_					_		
∃後⊪	0					0												0						0				0							
愛媛	0					0												0						0				0							
久留米	0					3										2	-	0						0				_							
章 4	4				4	19	3	1		1	_		2			3	2	11	3	က	4		-	9		9		22				-			1
よ 虚	0					2				1						1		1					_	0				_					_		
<b>光七</b> 州	0					0												0						0				0							
K神 バスジ	3	1			2	1										1		3					3	0				2							
茶良	1				-	1											-	0						0				_		-					
日業県	0					0												0						0				0							
兵庫県	0					3	-						1				_	3	1		_		_	0				3					7		
長 続	-				-	1										1		9	1	-	4			0				3							_
	0					0												0						0				_					_		
	0					0												7	2	2				_	-			4					-	_	
愛知県	9		1		2	11				1		1	1			1	7	16	2	7	2		4	0				10				-			4
超日	1				-	4	-		-	1						1		7	-		9			0				2							
哲田 ——	1				-	4							2			1	1	4		-		-	7	_			1	2						_	
第一東京	0					1			1									-	1					0				25					4	-	_
	0					1		1										-					-	-			-	3							
	0					3			3									0					-	0				3						1	1
	2		1		4	9	-			1	_		-	-			-	3	1	-			-	0				33				က	12	1	
	0					0												2			2			0				2		-					
大阪·民	4	2			7	11		2	2			2	4				-	18	2	2	2		3	0				16		-			_		7
	0					2											2		1	-	လ		2	2		7	3	36				-	4		13
	争					∮					뛰														争										
	'る粉					《る》				Ble/I	引用分							5紛年							巡る約			争							
	を巡	幸				昔をい				返達	理費		旰			Щ		-巡る	彻		計			紛争	等を	ĮΨ		約約		크					
	売買	호還흑	巜			責貸/		田:	围:	証金	·· "	<del>.,,</del>	<b>頁費</b> 戶		買取	繕費		終を	氧代金	松数	事の非	菜		<b>%</b> 2	礼金	车協员		の契	郛	托取	対隔	AW.	Ж	反谴	覆行
	動産.	金近	1解除	戻し	有	<b>为産</b> 1	<b>".</b> ,	1増名	L減名	.保	配分	貨料	: 回後	來	)権員	修	有	負契	<b>責工</b> ₫	<b>9</b> 年	五子	ž	割	金をご	額通	5弁法	割	の他(	- 人 学	器	)金孔	ŧ売j	<b>丁関(</b>	牧料认	小小
	十	手付	契約	買い	40	2 不重	明渡	賃料	賃料	敷金	賃料	滞約	原状	更新	借地	修理	80	3 請	建築	契終	建築	デ	40	4 第	債権	債務	40	5 26	_ _	商品	預り	動庭	銀个	十	契
	不動産売買を巡る紛争	手付金返還等	契約解除	買い戻し	その色	2 不動産賃貸借を巡る紛争	玥渡	賃料増額	賃料減額	敷金-保証金返還	賃料配分·管理費用分担	滞納賃料	原状回復費用	更新料	借地権買取	修理·修繕費用	その他	請負契約を巡る紛争	建築工事代金	契約の解除	建築工事の損害	デザイン粒	その危	4 貸金を巡る紛争	債権額・過払金等を巡る紛争	債務弁済協定	その他	5 その他の契約紛争	リース契約	商品委託取引	預り金返還	動産売買	銀行関係	手数料返還	契約不履行

仁	-	49	-	14	47	11	329	3	2	17	∞	166	2	25	19	1	3	14	26	_	75	23	1	4	12	1	24	48	17	2	9	20	27	50	17	-	16	48	1023
十葉県					-	1	14			2		6			_	_	-			0 0	1						1	0 0					1	19	0 1		=	- 1	4/
- 把 - #																		,									1	)						,					`
長野県				2	_	0						_								0	7					_	_	1	1				0	2	1			- 4	
栃木県						0	1												_		0							2	1			_	0	0					4
<b>左黎</b> 日					_	0	3	ļ											2	0	4	ļ			٦	_	_	1		_			_		0			12	2
群馬						0	_					_								0	7				1	_		1	1				1	0	0				0
大螺						0	2			1				_						0	1	ļ						1	1				0	1	0			0	2
当口県				-		0	1												1	0	0							ļ	ļ				0	0	0		•	0	ຠ
滋賀						0	-											_		0	0							0					0	0	0		9	-	-
金沢					-	0	0													0	0							0					0	0	0		·	- ا	-
熊本県					_	0	4					_		3						0	2	2						2	1			_	0	7	3		3	0	20
海田島						0	_							_						0	0							0					0	0	0		•	0	-
福島県						0	2	_				-	-						2	0	1	-						1				_	0	0	0		•	0	-
鹿児島県						0	0													0	0							0					0	0	0		,	0	-
韓因県						0	-									-				0	0							0					0	0	0		•	0	7
三半県						0	-							-						0	0							0					0	0	0		1	0	-
愛媛						0	-								-					0	0							1				-	0	0	1		-		4
久留米				-		0	9					2			-					0	0							0					0	0	0		1	0	2
= 4		က		∞	6	-	51	-		1	_	19	7	9	6	-			1	0	20	9		7	2	7	5	19	7	3	7	7	-	3	1		-	4	70
よ 嚶						0	0													0	-						1	2	1		-		-	0	0		-	ر ا	
光七刻						0	-					-								0	0							0					0	0	1		- (	0	7
K 神		7				0	7					7								0	0							1				-	0	0	0		+	- 0	α
茶良						0	0													0	2	-					1	0					0	0	1		-	0 4	0
- 三   三						0	0													0	0							0					0	0	0		-	0	_
 		-				-	0													0	0							0					0	0	0		+		=
<b>小型</b>		-			-	0	2					က							7	0	2	-					-	0					0	1	0		-	0	מ
<b>松阜県</b>						0	0													0	0							0					0	0	0		+	0	1
田川河	-			_		0	6			1		-				_		-	2	0	0							0					6	0	0		-	0	2
※ 発見 ・				_	4	4	09			3	7	40			_	_		-	12	0	15	7		-	_		9	2	2		_	2	9	2	0		-	1 26 2	
阻己					2	0	1			_		7							_	0	0 1							0					က	2	0		-	000	າ -
					_	_	7			1		_			2			က		0	0							2	1			_	0	1	0		-		
告 写 塔王		19				0	9					4		_					-	0	0	$\vdash$						0					0	0	0	$\vdash$		1 8	_
# v — iii 第 一 東 京		_			က	0	6			3		_		2						0	3	2			-			1			_		0	1	0	$\vdash$	-		-1
本 茶 三 県		2				0	4							4						0	0	$\vdash$						0						0	0	$\vdash$	-	0 0	_
石鳴		12	1		2	_				2		25			_			_	7	0	9					က	3	2			_	_	0	0	1	$\vdash$		-	
東京		_			_	0	0 36					2								0	0	$\sqcup$				-		0					0	0		$\vdash$			-
<b>推</b> 照 账		4			٠ د				2	2	က	7	_	2	_	9		4	8	0	) 9				2	ဗ	1	) 0					3	4 (	4 (	$\sqcup$			7
大阪·民		2					2 29				<del>-</del>	9 27	_	1			2	7			9		1	_	1 2	•	. 2			_		4	_	7 9	7 7	$\sqcup$	1	3 15	1 1
第二東京	_				ï	0	30			_	•	ĩ			• •		- 4			_	Ĺ		•				- 1	1,				7		Ĺ		$\sqcup$		<u>چ</u>	2
	金	サービスの提供を巡る紛争	先物取引を巡る紛争	介護契約を巡る紛争	南	6 債務不存在確認	7 不法行為を巡る紛争	ψ',	動物事故	交通事故(自転車事故以外)	自転車事故 (自転車同士・ 自転車と歩行者・物損)	医事紛争	名誉毀損	近隣紛争	婚姻外男女関係	賠償額確定	スポーツ事故	故意による加害	有	8 知的財産権がらみの紛争	9 家族間の紛争	離婚·夫婦関係調整	破棄	養育費 親権		関係	他	10 職場の紛争	解雇•退職	災害		君	11 会社関係の紛争	12 相隣関係	13 マンション (区分所有)関係	管理費滞納等	<b>毛</b> :	の他 <b>今</b> 計	Tie
	立替金	‡  -	先物	小醬	40	6 債務	7 不注	ゆかわ	動物	交通	自転車	医事	名誉	近翼	婚姬	賠償	スポ	故意	その街	8 知的	9 家游	離婚	婚約破棄	養育	相続	親子関係	その他	10 職.	解雇	労働災害	賃金	その他	1144	12相	13 조기	管理	その他	14 その他	

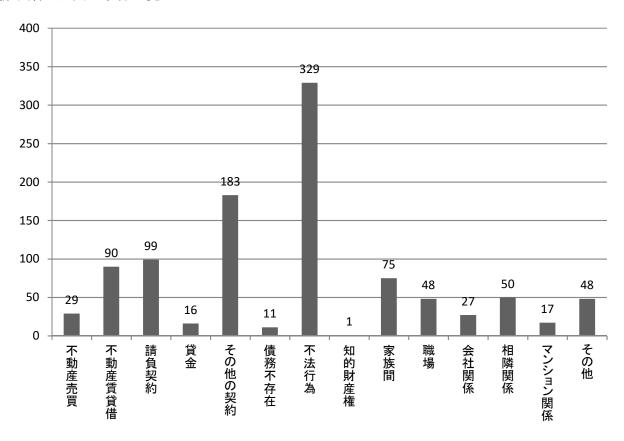
3-(2)表 紛争類型別解決事件一覧

市	8	-	_	0	9	30	2	2	7	7	0	0	8	0	0	7	6	43	10	2	21	0	7	3	_	0	2	72	0	2	0	က	2	က	∞
<b>√</b> □	0					2	2											_			_			0				0							
十無県	0					_	_											0						0				0							
世 中 明	0					_											_	_			_			0				2						_	
長野県	0					0												0						0				0							
<b>老</b> 木県	0					0												0						0				0							
在 股 日	0					0												0						0				0							
<b>推</b> 脈	0					0												0						0				0							
大螺	0					0												0						) 0				0							
日旦账																																			
滋買	0 (					0												0						0 (				0 (							
金沢	0					0												0						0				0							
熊本県	0					_							_					2			2			0				1							
海田里	0					0												0						0				0							
福島県	0					0												1					_	0				0							
鹿児島県	0					0												0						0				0							
韓固県	0					0												0						0				0							
三半県	0					0												0						0				0							
愛暖	0					0												0						0				0							
久留米	0					-										-		-	-					0				0							
⊉和	-				-	8		-					4				က	12	က	က	9			0				6				-		-	7
せ 操	0					_							-					0						0				0							
北九州	0					0												0						0				0							
K 世	3	-			7	0												2					7	0				1							
奈良	0					0												0						0				0							
山梨県	0					0												0						0				0							
よ 単 □ ※ ※ □ ×	0					0												က			7		-	0				0						-	
<b>示</b>	0					_											-	က	-	-	-			0				-							
<b>岐阜県</b>	0					0												0						0				0						-	
西川京	0					0												0						1	_			1						_	
愛知県	2		_		-	-				-								9	-		က		2	1			-	2					_		က
田田	1				-	2	-		-	-						-	-	2			7			0				2						-	
格玉	0					_											-	-					-	-			_	1						_	
	0					_	_											_	-					0				14					_	_	
	0					0												0						0				0 1						_	
神奈 川県	0					_			_									0						0				0							
石晶	0					_							-					0						0				12				_	2		2
上 图 上 平 正 一 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	0					0												_			_			0				1 1		1					
<b>推照</b>					_	3		_					_				_	5	က	_	_			0				4		1			_		
大阪・民	0					_											_	_			_			0								_			_
第二東京	_					_																						18				·			_
	争					紛争					뛴							<b>л</b> т							4										
	る紛					える					用允							紛争							る終			争							
	を巡	1.11				苗を				反協	埋費		_			æ		減る	١,,		删			分争	<b>*</b> 4	5.1		约紛		11					
	5買;	闧等				真				歪,	·····································		費用		扱	善費)		答が	代金	迭	の攝	zı)		<b>3</b> 名称	1.金等	協定		)契	纶	:取5	颲	n*	1,00	閿	訊
	産引	免汤	解除	引し	윤기	産賃		曾額	或額	保記	记分	雪粒	回復	ड्रो	<b>崔買</b>	修	윤기	請負契約を巡る紛争	井口	り解	井口	ジ	윤기	を巡	4團	长泽	÷Ι	他0.	7契;	촟誀	金返	売買	関係	料场	不羅
	不動産売買を巡る紛争	手付金返還等	契約解除	買い戻し	その街	2 不動産賃貸借を巡る紛争	明渡	賃料増額	賃料減額	敷金·保証金返還	賃料配分·管理費用分担	滞納賃料	原状回復費用	更新料	借地権買取	修理·修繕費用	その他	請	建築工事代金	契約の解除	建築工事の損害	ドガイン萃	その他	4 貸金を巡る紛争	債権額・過払金等を巡る紛争	債務弁済協定	その他	5 その他の契約紛争	リース契約	商品委託取引	預り金返還	動産売買	銀行関係	手数料返還	契約不履行
	-	卅	芸	買	4	2 ;	职	賃	賃	凝	賃具	熊	깰	更	ሞ	勪	そ	က	贯	芸	捜	ì٢	そ	4 ]	债	負	そ	5	-`	kp <u>r</u>	ÞF.	HEH	<del>(H)</del>	ıιΓ'	ΗT

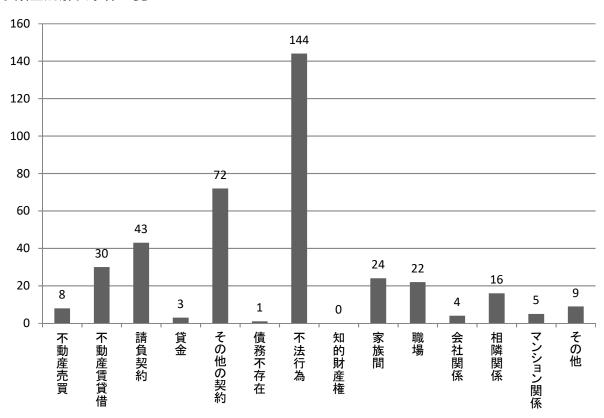
(本)   (**)	福	0	24	0	7	20	1	144	-	0	7	2	70	0	6	7	9	7	9	34	0	24	6	0	-	2	7	7	22	7	-	က	1	4	16	5	0	2	6	381
( )   ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	-						0	2					-				-				0	0		1					-				1	1	9	0			0	13
( )   (							0	2							_				1		0	0							0					0	1	0			0	4
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1					2		0	0													0	0							-				_	0	2	0			0	7
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1							0	0													0	0							0					0	0	0			0	0
Wilder							0	0													0	0							_	,	-			0	0	0			0	-
株式   株式   株式   大図   株式   株式   株式   株式   株式   株式   株式   株							0	0													0	0							0					_	0	0			0	-
大阪   大阪   大阪   大阪   大阪   大阪   大阪   大阪							0	0													0	0							_	-				0	0	0			0	-
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1							0	0													0	0							_				_	0	0	0			0	_
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1																													C							0			0	0
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1																																			0	0			0	0
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1						_		_							_																		_			2		2		8
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1																																				0			0 (	
(本)   (**)								-																																
(株)   (*	<b>福唱</b> ⊪																			1																0			0	3
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	児島県							0																												0				0
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	世 田 県							1									_																		0	0			0	_
1	三 半 三						0	1							_						0	0							0					0	0	0			0	_
一番   一番   一番   一番   一番   一番   一番   一番	愛媛						0	0													0	0							0					0	0	0			0	0
一番   一番   一番   一番   一番   一番   一番   一番	く留 米						0	2					-			_					0	0							0					0	0	0			0	4
第二   第二   第   第   第   第   第   第   第	(単位)		2		3	1	0	19			-		4		2	4	-		1	9	0	5	2			_	-	-	8	က		_	4	0	4	1		-	1	89
一番   一番   一番   一番   一番   一番   一番   一番	札幌						0	0													0	0							-			-		1	0	0			1	4
一番   一番   一番   一番   一番   一番   一番   一番	北九州						0	0													0	0							0					0	0	0			0	0
<ul> <li>総川無信</li> <li>本 (本)</li> <li>(本)</li> <li>(x)</li> <li>(x)&lt;</li></ul>	K 神		-				0	2					7								0	0							0					0	0	0			0	8
<ul> <li>総 川 極点</li> <li>大 優・ 成</li> <li>基 磁</li> <li>基 磁</li> <li>基 域</li> <li>基 付</li> <li>基 位</li> <li>基 付</li> <li>基 付</li> <li>基 付</li> <li>第 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</li></ul>	奈良						0	0													0	0							0					0	0	0			0	0
<ul> <li>総二無点</li> <li>大岡・田</li> <li>本通</li> <li>本通</li> <li>本通</li> <li>本</li> <li>中域</li> <li>中域</li></ul>	出業に						0	0													0	0							0					0	0	0			0	0
一種   一種   一種   一種   一種   一種   一面   一面							0	0													0	0							0					0	0	0			0	3
総二無位     4     7     3     1 <td< td=""><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>က</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td>0</td><td>8</td></td<>			-				0	3					က								0	0							0					0	0	0			0	8
一							0	0													0	0							0					0	0	0			0	0
# 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三							0	_					-								0	1	-						က				3	0	-	0			0	8
第二帳点       大図・田屋市       本職品       1000       1100       1100       1100       1100       1110   <					1		0	98			က	-	8						1	3	0	8	4			-		က	_	-				1	1	0			0	62
<ul> <li>総工庫点</li> <li>大岡・田</li> <li>本職副</li> <li>村間</li> <li>大園</li> <li>大園</li></ul>						2	0					-	-								0	1				-			0					0	0	0			0	13 (
第二兩点       大阪・R       大阪・R       華崎       1 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							_	2								_			-		0	0							_	-				0	0	0			4	12 1
<ul> <li>総工庫点</li> <li>大阪・式</li> <li>市で</li> <li>大阪・式</li> <li>中域</li> <li>大阪・式</li> <li>1 1 0 0 1 1 1 1 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1</li></ul>			_			_	0	2					4							_	0	2						7	0					0	0	0			0	23 1
<ul> <li>総工展成 4 21 0 1 0 1 1 1 1 0 0 0 1 1 1 1 1 0 0 0 0</li></ul>			_				0	2			7									3	0	1	-						_			_		0	0	0			0	7 2
総二展成     4     21 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							0	2							2						0	0							0					0	0	0			0	3
第二兩点     4     21 0 4     01     1     1 1 1 0 0 0       大阪・R     1     1     0 0 0     0 0 0       推進     0 0 0     0 0 0     0 0 0			2			7				-			0						-	8			$\dashv$	-			_	-		$\perp$	-				0	0	$\vdash$			45
第二東応     4     20 4     0     1     1 1 0 0 0     1     1 1 0 0 0     1     1 1 0 0 0     0<													_							_			$\vdash$							-						0				2 4
部11年時 4 2007 - 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					1	_					_		10		_		3	_		_						~										0			1	
			4													_			_	_			_		_				_	_						2 (		7	0	29
	三東京					7	)	1,			_		7						Ċ									_	_					_				Ì	(	40
立替金 サービスの提供を巡る紛争 先物取引を巡る紛争 その他 6 債務不存在確認 7 不法行為を巡る紛争 1 不法行為を巡る紛争 1 不法行為を巡る紛争 1 不法行為を巡る紛争 1 不法行為を巡る紛争 自転車事故(自転車同 主・自転車と歩行者・物損) 医事紛争 格質毀損 近隣紛争 婚姻外男女関係 監價額確定 スポーツ事故 故意による加害 その他 数部による加害 その他 額 知的財産権がらみの紛争 離婚・夫婦関係調整 種給破棄 養育費・親権 相続 親子関係 2の他 8 知的財産権がらみの紛争 解婚・長婦関係調整 資物である。 2 の他 8 知的財産権がらみの紛争 育をの他 8 知的財産権がらみの紛争 確約破棄 養育費・親権 相続 2 の他 10 職場の紛争		7替金	サービスの提供を巡る紛争	<b>き物取引を巡る紛争</b>	<b>ト護契約を巡る紛争</b>	- 0他	責務不存在確認	下法行為を巡る紛争	ተんか	1物事故	交通事故(自転車事故以外)	自転車事故(自転車同 士・自転車と歩行者・物損)	5事紛争	5誉毀損	ī 隣紛争	<b><b><u></u></b> </b>	<b>当</b> 貲額確定	、ポーツ事故	(意による加害	の他	扣的財産権がらみの紛争	<b>家族間の紛争</b>	婚·夫婦関係調整	<b>約</b>	育費 親権	統	子関係	の毎	職場の紛争	雇•退職	働災害	<b>供</b>	の他	会社関係の紛争	12 相隣関係	13 マンション (区分所有)関係	管理費滞納等	その他	14 その他	合計

# 3-(3)グラフ 受理事件・解決事件類型

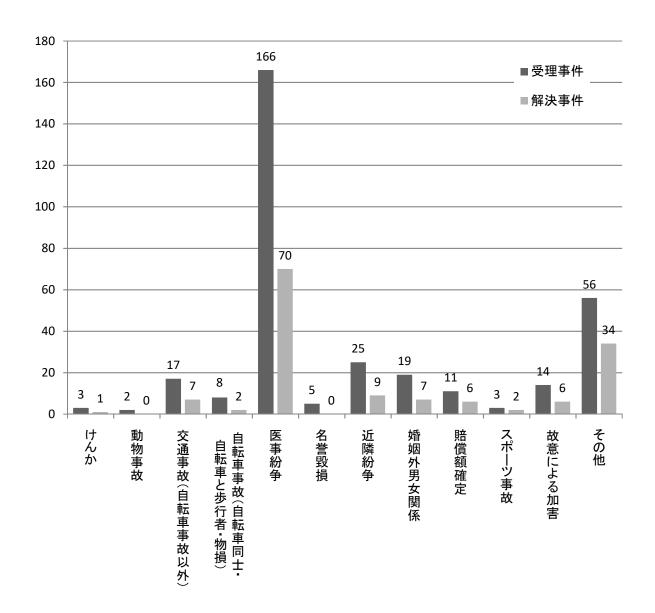
# ① 紛争類型別受理事件一覧



# ② 紛争類型別解決事件一覧



# ③ 不法行為を巡る紛争の内容



市	169	115	32	11	0	6	7	65	2	က	36	10	14	9	2	4	90	7	48	35	330
40	1(	1	,	,				)			()	·	·				٥		,	•	33
千葉県	9	7	2					0						0			18			18	27
批計	0							0						0			0				0
長野県	0							1			1			0			0				1
栃木県	0							0						0			0				0
柱髎山	0							0						0			0				0
群馬	0							0						0			0				0
大螺	0							0						0			0				0
当口県	0							0						0			0				0
滋賀	0 0							0 0						0 0			0 0				0 0
金沢	1							0						0			) 6		2	3	
熊本県	0		1					0						0			3	4	7	(,)	0 10
地下即	0							0						0			0				0
福島県	0							_			_			0			0				
# F F F E E E E E E E E E E E E E E E E	0							_					_	0			0				_
# 国 <b></b>	0							0					-	0			0				0
当単単	0							0						0			0				0
愛媛	2	4	1					0						0			2	7			7
女 留 米	27	10	9	2		8	_	0						0			2		10	2	42
<b>一</b> 二略	0	1						2				1	_	0			0		1		2 4
ポイミ       土蔵	_	1						0						0			0				_
天神	7	5	1	1				0						0			3	_	2		10
茶良	0							0						0			0				0
日業県	0							0						0			0				0
<b>山東</b>	0							4	2		1	1		0			0				4
<b>小原</b>	3	1	1	1				0						0			0				3
<b>岐阜県</b>	0							-			1			0			0				-
田川京	-	1						3		-			7	0			0				4
愛知県	40	33	2	2				0						2	1	_	0				42
超日	0							0						0			7		2	2	7
埼玉	0							_					-	0			0				_
第一東京	4	3		1				8			2	3	ဂ	0			18		16	2	30
神奈 川県	0							0						0			0				0
石島	0							4			4			0			6		9	3	13
東京	25	16	2	l		1		32		2	25	4	-	3	1	2	1			-	61
新潟県	0							0						0			0				0
大阪・民	27	20	2	2				0						1		_	9		5	_	34
第二東京	19	14	3	1			_	7			1	1	5	0			2		2		28
												紛争		業のみ)							
	医療ADR	一般医療(産科含む)	<del></del>	美容整形	柔道整復	介護事故	その色	2 金融ADR	デリバティブ損失を巡る紛争	その他の金融商品による 損失を巡る紛争	説明・顧客対応を巡る紛争	暗号資産(仮想通貨)を巡る紛争	その舌	3 国際家事ADR(外務省委託事業のみ)	子の返還	固会交流	4 災害ADR	עצ	新型コロナウイルス感染症		合計
	1 厥	<u>=</u>	歯科	美犯	柔近	小記	20	2金	Į,	40	説明	品	20	3 匪	子0	西4	4 بې	阛淡	新型	その他	

4-(2)表 専門ADR解決事件

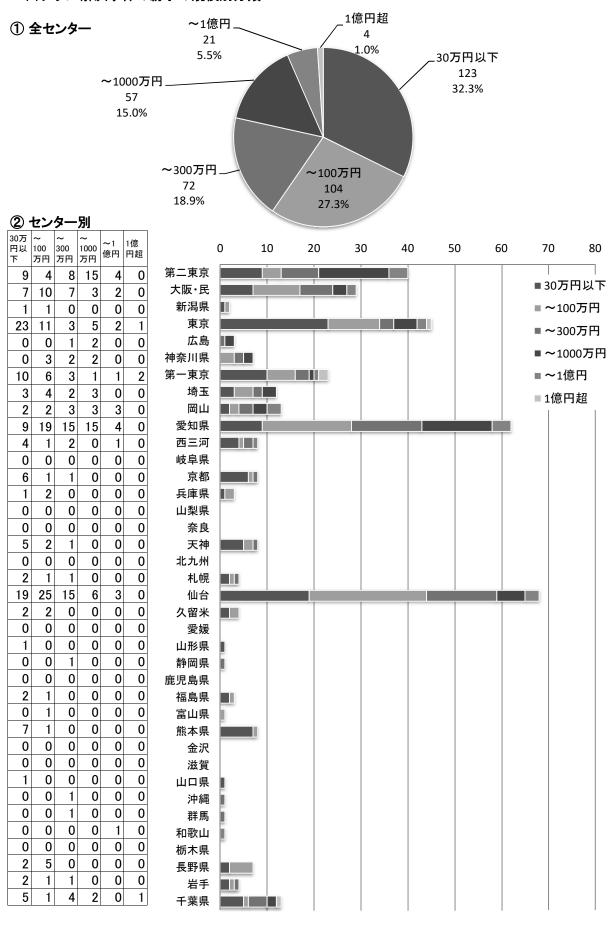
<b>†</b>	70	20	12	က	0	4	_	43	_	4	7	24	7	4	က	_	32	-	16	15	149
40	1	1						0						0			2			2	. 9
十	0							0						0			1			-	1
全 田 田 田 田 田	0							_				1		0			-			_	2
- 据 - 新 - 新 - 新 - 新 - 新	0							0						0			0				0
<b>古</b>	0							0						0			0				0
推順	0							0						0			0				0
大螺	0							0						0			0				0
ヨロ獣	0							0						0			0				0
滋賀	0							0						0			0				0
金沢	0							0						0			0				0
熊本県	0							0						0			0				0
海田県	0							0						0			0				0
福島県	0							0						0			0				0
鹿児島県	0							0						0			0				0
华田県	0							0						0			0				0
油架引	0							0						0			0				0
愛媛	0							0						0			0				0
久留米	1		_					0						0			1	1			. 2
申申	7 (	2	_	_		3		0						0			7 (		က	4	14
九県	0 (							1				1		0			0 (				1
北九州	0							0 0						0			0				2 0
天神	0	1						0						0			0 1				0
茶良	) 0							0						0			0				0
当業県	) 0							2 (				1		0			) 0				2 (
出 世 県	3 (	_	7					0						0			0				3
- 小岩	0							0						0			0				0
当 型 型 配 配	_	1						2		<del>-</del>			_	0			0				3
西川河	28	23	က	_		1		-					_	_	1		0				30
B T 函数 型 图	1 2	1 2						0						0			2		က	2	9
神田 田田 田田	0							_					_	0			0				-
第一東京	4	4						9			က	3		-	1		6		6		20
<b>神奈川県</b>	0							0						0			0				0
	0							0						0			2			2	2
東京	6	9	က					25		3	က	17	7	-	_		0				35
推覧県	0							0				•		0			0				0
大阪・民権が	2	2	_	-			_	0						0			0				2
第二東京	6	8	_					4			_	1	7	-		_	0				14
														(#							H
	医療ADR	一般医療(産科含む)	掛	美容整形	柔道整復	介護事故	その街	2 金融ADR	デリバティブ損失を巡る紛争	その他の金融商品による 損失を巡る紛争	説明・顧客対応を巡る紛争	暗号資産(仮想通貨)を巡る紛争	そのも	国際家事ADR(外務省委託事業のみ)	子の返還	面会交流	4 災害ADR	×.	新型コロナウイルス感染症	その他	숌計
	1医	-	審本	業	紫	仁	46	2金	Ĩ,	40	説印	暗	4	3 圏	子(	恒	4 ج	震災	新	46	

# 5-(1)表 解決事件の紛争の規模別分類

	30万円以下	30万円超 100万円以下	100万円超 300万円以下		1000万円超 1億円以下	1億円超	合計
第二東京	9 22.5%	4 10.0%	8 20.0%	15 37.5%	4 10.0%	0.0%	40 100.0%
大阪・民	7 24.1%	10 34.5%	7 24.1%	10.3%	2 6.9%	0.0%	29 100.0%
新潟県	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0	0	0	2 100.0%
 東京	23	11	3	5	0.0% 2	1	45
	51.1% 0	24.4%	6.7% 1	11.1%	4.4% O	2.2% 0	100.0% 3
広島 ————	0.0%	0.0%	33.3%	66.7% 2	0.0%	0.0%	100.0%
神奈川県	0.0%	42.9%	28.6%	28.6%	0.0%	0.0%	100.0%
第一東京	10 43.5%	6 26.1%	3 13.0%	1 4.3%	1 4.3%	2 8.7%	23 100.0%
埼玉	25.0%	4 33.3%	2 16.7%	3 25.0%	0	0.0%	12 100.0%
岡山	2	2	3	3	3	0	13
	15.4%	15.4% 19	23.1% 15	23.1% 15	23.1% 4	0.0%	100.0% 62
	14.5% <b>4</b>	30.6%	24.2%	24.2%	6.5% 1	0.0%	100.0% 8
西三河	50.0% O	12.5%	25.0% 0	0.0%	12.5%	0.0%	100.0%
岐阜県	-	_	-	-	_	_	0.0%
京都	6 75.0%	1 12.5%	1 12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	8 100.0%
兵庫県	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
 山梨県	0	0	0	0	0	0	0
<del></del> 奈良	0	0	0	0	0	0	0.0% 0
	<u>-</u> 5	2	- 1	- 0	_ 0	_ 0	0.0% 8
天神 —————	62.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
北九州	0 -	<u>0</u> -	<u>0</u> -	<u>0</u> -	0 -	<u>0</u> -	0 0.0%
札幌	2 50.0%	25.0%	1 25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4 100.0%
仙台	19 27.9%	25 36.8%	15 22.1%	6 8.8%	3 4.4%	0 0.0%	68 100.0%
 久留米	2	2	0	0	0	0	4
	50.0% O	50.0% O	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0% 0
	<u>-</u> 1	0	0	0	_ 0	 0	0.0% 1
山形県	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
静岡県	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
鹿児島県	0	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	0 -	<u> </u>	0.0%
福島県	2 66.7%	1 33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3 100.0%
富山県	0	1	0	0	0	0	1
 熊本県	0.0% 7	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0% 8
	87.5% <b>0</b>	12.5% O	0.0%	0.0%	0.0% O	0.0%	100.0% 0
金沢	- 0	0	0	- 0	0	0	0.0% 0
滋賀 —————	-	_	-	_	_	-	0.0%
山口県	100.0%	0.0%	0 0.0%	0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
沖縄	0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0	0 0.0%	0.0%	1 100.0%
群馬	0.0%	0	1 100.0%	0	0 0.0%	0.0%	1 100.0%
 和歌山	0	0	0	0	1	0	1
栃木県	0.0%	0.0% O	0.0% O	0.0%	100.0%	0.0%	100.0% 0
	- 2	- 5	_ 0	- 0	- 0	- 0	0.0%
長野県	28.6%	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
岩手 —————	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
千葉県	5 38.5%	7.7%	4 30.8%	2 15.4%	0 0.0%	1 7.7%	13 100.0%
	123	104	72	57	21	4	381

| 32.3% | 27.3% | 18.6 | ※各センター下段の比率は、各センターの合計数との比較

### 5-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模別分類



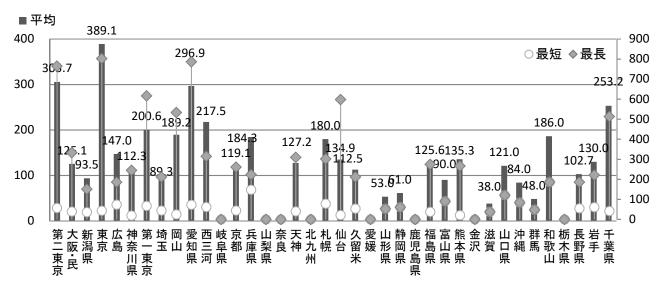
	381		153.5	19	803		3.4	0	15		3,108		0	000
全国		-	*1 18 *2 2		∞		× × ×				%1 3,108 %2 4 575			260,000
十	13		253.2	42	514		¥ 6.4	-	17		9,402	=	11	105,880
- 平	4	•	130.0	61	221		6.3	2	8		1,022	0	286	3,000
長野県	7	-	102.7	22	186		2.8	-	9		347	_	0	200
栃木県	0	-	1	ı	1		ı	ı	ı		1		ı	1
<b>在</b> 黎日	1	-	0.981	981	186		4	4	4		15,431	3	15,431	15,431
<b>推</b> 順	1	÷	1 48.0	48	48		က	က	3		9006'		900 15	1,900
大螺	1	-	84.0	84	84		7	7	2		1	-	<del>-</del>	-
日口⊪	1	-	121.0	21	121		က	က	3		1		ı	1
滋賀	0	-	38.0	38 1	38		7	2	2		1		ı	ı
金沢	0	•	1	1	1		ı	1	1		1		ı	1
能本県	8		135.3	21	267		7	-	2		27.1	C	20	920
旭二些	1	-	90.0	06	06		က	က	3		550	L	220	220
福島県	3	-	125.6	38	275		5.6	2	3		223		27	200
庭児島県	0	•	1	1	1		1	1	ı		1		ı	ı
<b>靠</b> 图 ⊪	-		01.0	61	61		7	2	2		2,200	0	2,200	2,200
担坐账	1	-	53.0	53	53		7	2	2		250		250 2	250
愛媛	0	-	1	ı	ı		ı	ı	ı		1		ı	1
久留米	4	-	112.5	54	212		3.5	2	4		427	2	20	1000
章和	89	-	134.9	22	298		3.3	-	15		1,966	3	24	29,708
よ 転	4	•	180.0	78	302		4	2	9		661	L	150	1,500
北九州	0		ı	ı	ı		ı	ı	ı		1		ı	1
K 神	8		127.2	40	310		2.1	_	3		530	Ľ	25	2,000
茶良	0		ı	ı	ı		I	ı	ı		1		ı	1
山梨県	0		ı	ı	ı		I	ı	ı		1		ı	1
兵庫県	3		184.3	148	224		4.6	3	9		551	000	300	800
<b>长</b> 楚	8		119.1	44	261		2.8	_	7		630	ć	30	3,000
故阜県	0		ı	ı	ı		ı	ı	ı		1		ı	ı
西三河	8		217.5	62	315		4	2	6		2,132		30	12,424
愛和県	62		296.9	73	787		4.9	_	12		4,573		80	73,000
臣国	13		189.2	25	534		4.3	-	11		11,276	5	89	74,500
埼玉	12		89.3	44	212		2.2	-	3		1,748	6	22	6,800
第一東京	23		200.6	29	617		3.7	%3 <b>0</b>	10		10,739	(	0	165,000
<b>本</b> 徐三県	7		112.3	19	245		2.7	<u>-</u>	9		2,671	0	869	6,000
石唱	3		147.0	74	186		5.3	4	7	÷	3,295		2,200	4,185
東京	45		389.1	43	803	(	3.8	-	12	: 千円	9,836		0	260,000
<b>推</b> 观⊪	2	位:日)	93.5	36	151	口:口	က	2	4	単位	388	0	143	634
大阪・民	29	(単位	125.1	39	333	(単位	2.5	-	2	貉(	2,665		09	30,000
第二東京	40	期間	305.7	22	292	回数	4.7	-	11	の価格	4,441		0	60,745
	解決件数	畑	①平达	2最短	最長	墨理厄	\ ₹	2最短	最長	垂	小芯	- <del>-</del>	(2) 転小	最大
	解決	- 翻		20重	(S)	2 審	ਸ ⊕	<b>2</b> 重	③重	3 紛	ि	(	<b>公</b> 真	8

※1: 各センターの数値の和を解決事件のあるセンターの数で除したもの

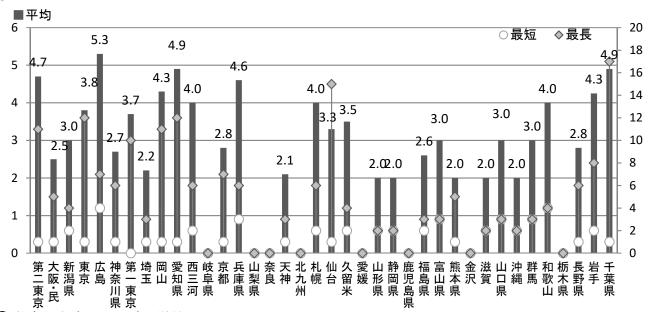
<sup>※2:</sup>各センターの平均値×解決件数の和を総解決件数で除したもの※3:中立後に期日を開催することなく協議が整い和解が成立した事案

### 6-(2)グラフ 解決事件の審理期間等

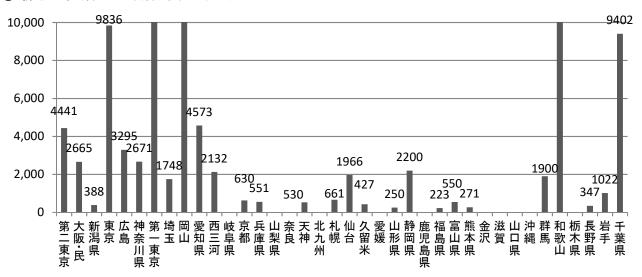
### ① 審理期間(単位:日)



### ② 審理回数(単位:回)



### ③ 紛争の価額の平均額(単位:千円)



# 7-(1)表 代理人選任率

米
翠色
与の関係
窓の
н
上職
ij
#
<b>労埋事件と弁護</b>
- •

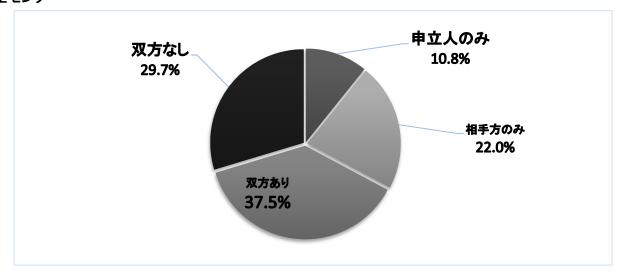
第大 新 以	资件 単数	弁護士なし		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	124	サイン 大学 大学 大学 大学 大瀬 十		3 1 2 1	<u> </u>	は一番十年に	7  -  -  -	会然とこの仕事		関与
压 <sub>加2</sub>	Į Ž		)	{ :	ر ک		<u>H</u> ,	弁護士	Н	אם ה אם ה		시 다		4 井井 本
低品		件数	开州	<b>件数</b>	<b>光</b>	件数	<b>兴</b>	件数	开州	件数	开州	件数	棥	イボーダ
大阪·民 新潟県 東京	104	77	74.0%	79	%0.97	15	14.4%	13	12.5%	12	11.5%	64	61.5%	52
新海東京 東京 東	142	104	73.2%	104	73.2%	22	15.5%	22	15.5%	16	11.3%	82	21.7%	9/
東京	4	4	100.0%	က	75.0%	0	%0:0	-	25.0%	0	%0:0	က	75.0%	-
<b>六</b> 自	66	09	%9.09	28	28.6%	20	20.2%	22	22.2%	19	19.2%	38	38.4%	80
F F	10	7	%0.07	∞	80.0%	-	10.0%	0	%0.0	2	20.0%	7	70.0%	5
神奈川県	21	16	76.2%	13	61.9%	2	9.5%	5	23.8%	က	14.3%	11	52.4%	13
第一東京	34	26	76.5%	22	64.7%	4	11.8%	8	23.5%	4	11.8%	18	52.9%	20
<b>塔</b> 用	31	21	%2'.29	29	93.5%	10	32.3%	2	6.5%	0	%0:0	19	61.3%	12
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	23	6	39.1%	12	52.2%	4	17.4%	-	4.3%	10	43.5%	8	34.8%	25
愛知県	136	42	30.9%	69	20.7%	41	30.1%	14	10.3%	53	39.0%	28	20.6%	191
国川河	30	8	26.7%	9	20.0%	2	6.7%	4	13.3%	20	%2'99	4	13.3%	46
岐阜県	-	-	100.0%	0	%0:0	0	%0:0	-	100.0%	0	%0:0	0	%0.0	-
京都	19	13	68.4%	6	47.4%	_	5.3%	2	26.3%	5	26.3%	∞	42.1%	16
兵庫県	11	8	72.7%	6	81.8%	2	18.2%	-	9.1%	-	9.1%	7	63.6%	5
三州河	0	0	I	0	I	0	ı	0	I	0	I	0	I	0
茶良	9	4	%2'99	2	83.3%	-	16.7%	0	%0.0	-	16.7%	4	%2'99	ဗ
大	18	14	77.8%	12	%2'99	2	11.1%	4	22.2%	2	11.1%	10	25.6%	10
北九州	2	2	100.0%	-	20.0%	0	%0.0	-	20.0%	0	%0:0	-	20.0%	-
札幌	7	10	%6.06	∞	72.7%	-	9.1%	င	27.3%	0	%0:0	7	63.6%	4
仙台	162	66	61.1%	106	65.4%	27	16.7%	20	12.3%	36	22.2%	79	48.8%	119
久留米	10	2	20.0%	2	20.0%	-	10.0%	-	10.0%	4	40.0%	4	40.0%	10
愛媛	4	3	75.0%	4	100.0%	1	25.0%	0	%0.0	0	%0.0	3	75.0%	1
<b>工</b> 形 県	_	_	100.0%	_	100.0%	0	%0:0	0	%0.0	0	%0:0	_	100.0%	0
静岡県	2	1	20.0%	1	20.0%	0	%0:0	0	%0.0	1	20.0%	1	20.0%	2
鹿児島県	-	-	100.0%	0	%0.0	0	%0:0	-	100.0%	0	%0:0	0	%0.0	-
福島県	7	9	85.7%	3	42.9%	0	0.0%	3	42.9%	1	14.3%	3	42.9%	5
富山県	_	_	100.0%	-	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	%0:0	-	100.0%	0
熊本県	26	22	84.6%	22	84.6%	2	7.7%	2	7.7%	2	7.7%	20	76.9%	∞
金沢	_	_	100.0%	-	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	%0:0	-	100.0%	0
滋賀	-	0	%0.0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	100.0%	0	0.0%	2
一口一	က	-	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	-	33.3%	2	%2'99	0	0.0%	5
沖縄	10	9	%0.09	6	%0.06	3	30.0%	0	0.0%	-	10.0%	9	%0.09	5
群馬	9	4	%2'99	4	%2'99	0	0.0%	0	0.0%	2	33.3%	4	82.99	4
和歌山	13	4	30.8%	7	53.8%	4	30.8%	-	7.7%	5	38.5%	3	23.1%	15
栃木県	4	3	75.0%	3	75.0%	-	25.0%	-	25.0%	0	%0:0	0	0.0%	2
長野県	15	8	53.3%	6	%0.09	4	26.7%	3	20.0%	3	20.0%	2	33.3%	13
岩手	7	2	71.4%	9	82.7%	2	28.6%	-	14.3%	0	%0:0	4	57.1%	3
千葉県	47	34	72.3%	33	70.2%	5	10.6%	9	12.8%	8	17.0%	28	29.6%	27
	1023	631	61.7%	662	64.7%	178	17.4%	147	14.4%	214	20.9%	482	47.1%	723

7-(1)表 代理人選任率

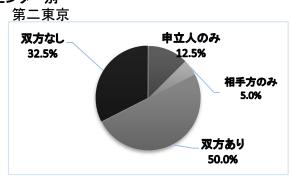
翼条
中
飘光
を配り
н
7年職:
7,
世
毗
解沃事件
24

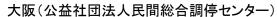
解決	トラードクト	1771	(2)相手万に 弁羅十六	4万に ナギ	(3)甲立人のみに 弁護士	!!なら! 	(4)相手万のみに 弁羅十	1990	⑤双方に 弁護士権口	カに - 歩い	(6)双方とも 弁羅十六1		関与
校	上照一件粉件	T,45	上照 工業	r,4つ 子 対	は 本 本 本 本		1 株 本 本 本	T 子 桜	大殿 大器 大学	でので	大照上,	採	弁護士数
40	T 3X	37 5%	Ξ E	45 0%	Ε Κ Σ	十二十	Υ× Ε	7. T	7× 100	- 17 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	17×X	30 5%	47
29	22	75.9%	2 5	44.8%	· -	3.4%	10	34.5%	9	20.2%	12	41.4%	23
2	2	100.0%	2	100.0%	0	%0:0	0	%0.0	0	%0.0	2	100.0%	0
45	32	71.1%	12	26.7%	3	6.7%	23	51.1%	10	22.2%	6	20.0%	46
3	-	33.3%	-	33.3%	0	%0.0	0	%0:0	2	%2'99	-	33.3%	4
7	4	57.1%	က	42.9%	-	14.3%	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	7
23	17	73.9%	11	47.8%	0	%0.0	9	26.1%	9	26.1%	11	47.8%	18
12	9	20.0%	10	83.3%	5	41.7%	-	8.3%	-	8.3%	5	41.7%	8
13	4	30.8%	4	30.8%	-	7.7%	-	7.7%	8	61.5%	ဇ	23.1%	18
62	14	22.6%	7	11.3%	-	1.6%	8	12.9%	47	75.8%	9	9.7%	103
8	2	62.5%	က	37.5%	2	25.0%	4	20.0%	-	12.5%	-	12.5%	8
0	0	I	0	I	0	I	0	I	0	I	0	I	0
8	3	37.5%	4	20.0%	2	25.0%	_	12.5%	3	37.5%	2	25.0%	6
3	3	100.0%	-	33.3%	0	%0.0	2	%2'99	0	%0:0	-	33.3%	2
0	0	I	0	I	0	I	0	I	0	I	0	I	0
0	0	I	0	I	0	I	0	I	0	I	0	I	0
8	8	100.0%	5	62.5%	0	%0.0	က	37.5%	0	%0.0	2	62.5%	3
0	0	I	0	I	0	I	0	I	0	I	0	I	0
4	0	%0:0	2	20.0%	-	25.0%	-	25.0%	-	25.0%	-	25.0%	4
89	29	42.6%	31	45.6%	11	16.2%	6	13.2%	28	41.2%	20	29.4%	9/
4	2	20.0%	-	25.0%	0	%0.0	-	25.0%	2	20.0%	-	25.0%	5
0	0	1	0	I	0	I	0	I	0	Ι	0	I	0
-	-	100.0%	-	100.0%		%0.0	0	%0:0	0	%0.0	-	100.0%	0
-	-	100.0%	-	100.0%	0	%0.0	0	%0:0	0	%0:0	-	100.0%	0
0	0	I	0	I	0	I	0	I	0	I	0	I	0
3	3	100.0%	-	33.3%	0	%0.0	2	%2'99	0	%0.0	-	33.3%	2
1	1	100.0%	1	100.0%		%0.0	0	%0.0	0	%0.0	1	100.0%	0
8	7	87.5%	9	75.0%	0	%0.0	1	12.5%	1	12.5%	9	75.0%	3
0	0	I	0	I	0	I	0	I	0	Ι	0	1	0
0	0	1	0	I		I	0	I	0	Ι	0	1	0
1	0	%0.0	0	%0.0		%0.0	0	%0.0	1	100.0%	0	%0.0	2
1	0	%0.0	0	%0.0		%0.0	0	%0.0	1	100.0%	0	%0.0	2
1	1	100.0%	1	100.0%	0	%0.0	0	%0:0	0	%0:0	1	100.0%	0
1	0	0.0%	0	0.0%		0.0%	0	%0:0	1	100.0%	0	0.0%	2
0	0	I	0	I		I	0	I	0	I	0	I	0
7	5	71.4%	5	71.4%	2	28.6%	2	28.6%	0	%0:0	3	42.9%	4
4	3	75.0%	2	50.0%	1	25.0%	2	20.0%	0	%0.0	1	25.0%	3
13	9	46.2%	∞	61.5%	5	38.5%	3	23.1%	2	15.4%	3	23.1%	12
100	101	/UC + L	151	/0V OV	L V	/100	70	/00	CVF	/01 10	110	/01/	000

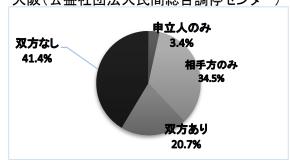
# ① 全センター

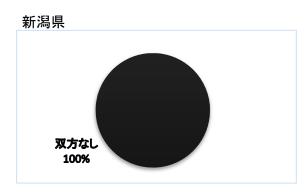


# ② センター別





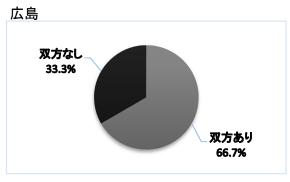


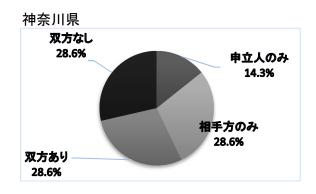


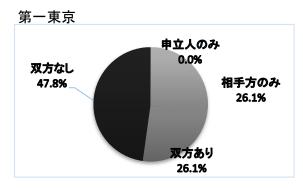
# 東京 双方なし 20.0% 双方あり 22.2%

相手方のみ

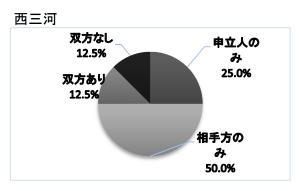
51.1%

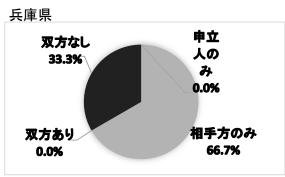


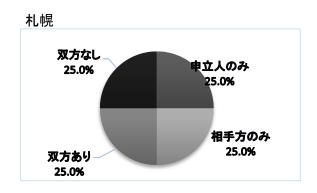




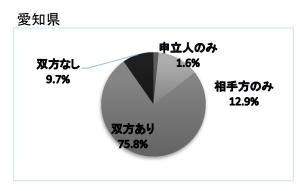


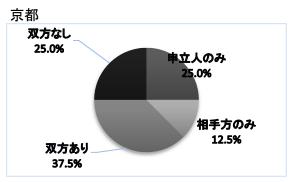


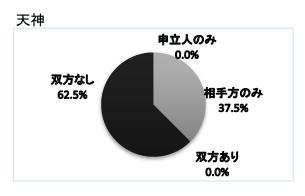


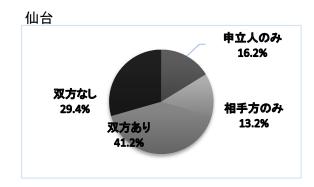


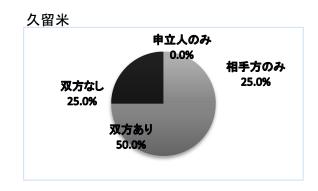
# 埼玉 双方なし 41.7% 申立人のみ 41.7% 双方あり 8.3%





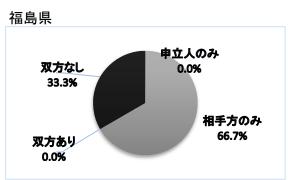




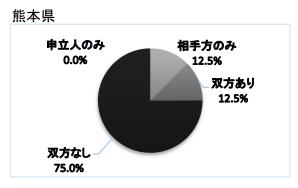








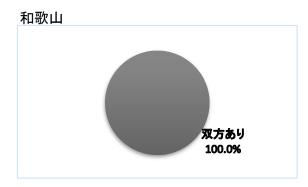


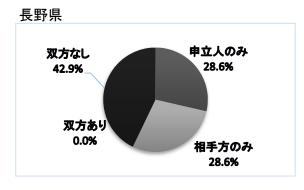


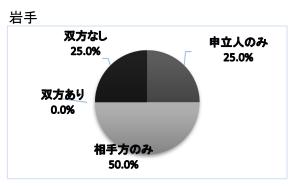


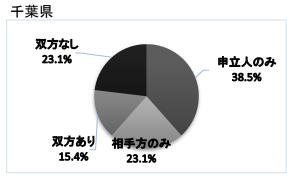












8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

			科技生				_			解沖体粉			
①30万円以下	盂	申立人 のみに弁 護士	相手方 のみに弁 護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なり	関与弁 護士数	②30万円超 100万円以下	<del> </del>	申立人 のみに弁 護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	関与 護士数
第二東京	6			1	8	2	第二東京	4	-		2	_	5
大阪·民	<b>L</b>		3	1	3	5	大阪·民	10		4		9	4
新潟県	<b>—</b>				_	0	新潟県	_				_	0
東京	23	-	15	2		20	東京	11	-	9	-	က	6
広島	0					0	広島	0					0
神奈川県	0					0	神奈川県	3	-	2			က
第一東京	10		3		7	လ	第一東京	9		2	2	2	9
埼玉	3	2			1	2	埼玉	4	1			3	1
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	2				2	0	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	2			2		4
愛知県	6		5	4		13	愛知県	19	-	_	14	ဇ	30
回川回	4		4			4	回川河	1	-				_
岐阜県	0					0	岐阜県	0					0
京都	9	2	-	-	2	5	京都	1				_	0
兵庫県	1				_	0	兵庫県	2		2			2
<b>二梨県</b>	0					0	上梨県	0					0
茶皮	0					0	杂良	0					0
<b>米</b>	2		2		3	2	大 本	2		1	1		3
北九州	0					0	北九州	0					0
札幌	2		-		_	_	札幌	1	_				_
仙台	19	3	3	4	6	14	仙台	25	9	4	11	4	32
久留米	2		1		1		久留米	2			2		4
愛媛	0					0	愛媛	0					0
<b>三</b> 形示	<del>-</del>				Г	0	<b>三</b> 三 形 原	0					0
静岡県	0					0	静岡県	0					0
鹿児島県	0					0	鹿児島県	0					0
福島県	2				1	0	福島県	1		2			2
富山県	0					0	富山県	1				1	0
熊本県	7		-	-	5	က	熊本県	1				_	0
金沢	0					0	金沢	0					0
滋賀	0					0	滋賀	0					0
一口语	-			-		2	一口一	0					0
沖縄	0					0	沖縄	0					0
群馬	0					0	群馬	0					0
和歌山	0					0	和歌山	0					0
栃木県	0					0	栃木県	0					0
長野県	2		1		1	_	長野県	5	2	1		2	3
岩手	2		2			2	岩手	1				-	0
千葉県	5		2			4	千葉県	1					0
슈計	123		44		54	84	수計	104	91			30	110
弁護士関与率	ı	%2'9	35.8%	13.0%	ı	34.1%	弁護士関与率	1	14.4%	24.0%	33.7%	ı	52.9%

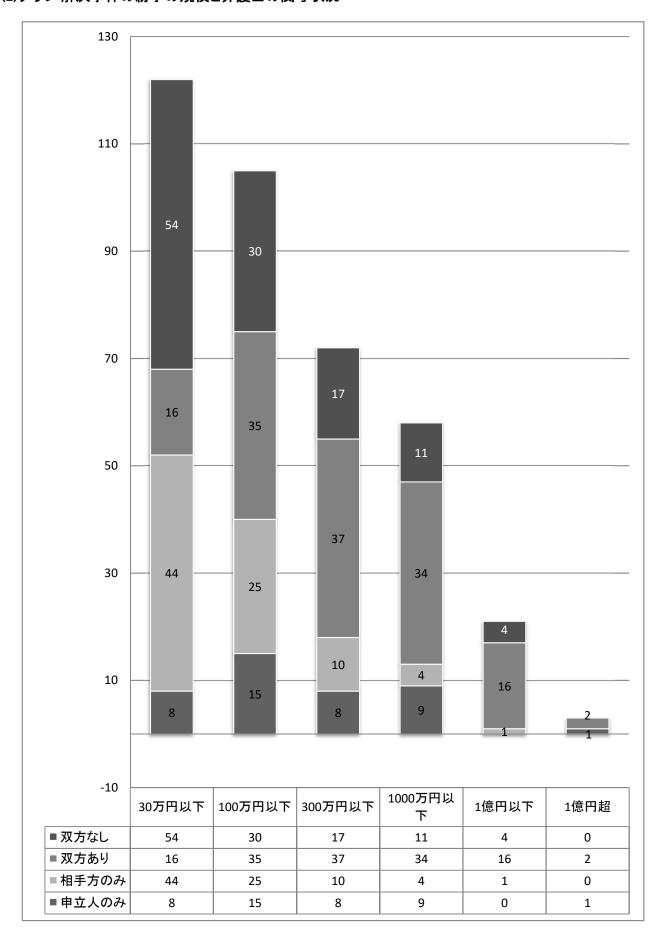
8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

		1	4	0	8	4	2	2	3	လ	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	~
	選与 計数 数许	21									2																													81	71.1%
	双方とも弁護士なり	2	-				1	1		-	2										က																			11	-
	双方に弁護士あり	8	2		3	2	1	1		-	12										3																		1	34	29.6%
解決件数	相手方 のみに弁 護士	1			1				_		-																														7.0%
	申立人 のみに弁 護士	4			-				2	-																													1		15.8%
	1111111	15	3	0	5	2	7	1	3	3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	22	1
	④300万円超 1000万円以下		大阪			広島		第一				国川河	岐阜県	京都	兵庫県	L 型 原	奈良	天 本	北九州	札幌	4 中 中	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	一二四	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県		弁護士関与率
		က	7	0	က	0	7	3	7	2	7	_	0	7	0	0	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	-	4	92	%6
	関与工業	,									7																													3	63.
	双方とも弁護士なり	_	2		_	1	1	1	_		_	-						1			4				-									_						17	1
	双方に弁 弁護士な護士なり し	_	2 2			1	1 1	1 1		2	_	-		-				<del>-</del>		1	7				-									-						37 17	51.4% –
解決件数	相手方 のみに弁 護士あり し	_	2			1	1	1	_		_	-		-				1		1					1									-					1	10 37 71	13.9% 51.4% –
解決件数	双方とも弁護士なり	1 6 1	1 2 2 2		-	1	1 1	1 1 1	<del>-</del>	1 2	1 13 1									1	2 2 7				-									-					3 1	10   37   11	51.4% –
解決件数	相手方 のみに弁 護士あり し	1 6 1	2 2		3 1 1 1	1	1 1	1 1 1	<del>-</del>		1 13 1	2 1	0		0	0	0	1 1	0	1 1	2 7	0	0	0		0		0	0	0	0	0	<del>-</del>		0	0	0		1	10   37   11	13.9% 51.4% –

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

		0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	
	関与 護士数																																								62.5%
	双方とも弁護士なり																																							0	_
	双方に弁 護士あり				1			l .																																7	%0'09
解決件数	相手方 のみに弁 護士																																							0	%0.0
	申立人 のみに弁 護士																																						_		25.0%
	<del> </del>	0	0	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	7	_
	⑥1億円超	第二東京	大阪·民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	田田田	愛知県	河川河	岐阜県	京都	兵庫県	上梨亭	茶良	<b>米</b>	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	二形亭	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県		弁護士関与率
				_		_	_		_				_	_		_	_	_		_		_	$\overline{}$	$\overline{}$		_	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_		$\circ$	~	%9
	関与弁護士数		ε	0	4	0	0	7	0	9	8	2	0	J	0	O	0	)	0	0	9	J	)		)	)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	)	0		78.6
	双方とも 弁護士な し	4		0		0	0	1 2	0					0			0	_	0	0		0	)	_		)	0	0	0	0	0	0	0	0	1 2	0	0			4	- 78.
	双方に弁 双方とも 養土なり し	4	1 3	0	2	0		1 2			4								0	0	<u>8</u>		)	_	_	)		0	0	0	0	0		0	1 2	0	0			16 4	76.2% – 78.
解決件数	相手方 のみに弁 護士あり し	4		0		0	_	7   1											0	0			)	_		)		0	0	0	0	0		0	1 2	0	0			1 16 4	4.8% 76.2% – 78.
	双方とも 弁護士な し	4		0		0		7   1   1	0										0	0			)		)	)	0 _	0	0	0	0	0		0	1 2	0	0			1 16 4	76.2% – 78.
	相手方 のみに弁 護士あり し	4	1 1				00	1 1 2		3	4	-		0			0				8									0 0 0				0	1		0	0	0	1 16 4	4.8% 76.2% – 78.

# 8-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況



# 9表 合議事件・専門家関与事件の件数

# 1 応諾事件

	rt =# /# ¥h	①合講	<b>養事件</b>	②専門	家関与	③補	助者
	応諾件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率
第二東京	50	20	40.0%	0	0.0%	49	98.0%
大阪・民	72	72	100.0%	72	100.0%	0	0.0%
新潟県	4	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
東京	67	50	74.6%	0	0.0%	0	0.0%
広島	7	0	0.0%	0	0.0%	7	100.0%
神奈川県	12	1	8.3%	0	0.0%	4	33.3%
第一東京	21	10	47.6%	0	0.0%	19	90.5%
埼玉	17	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	18	5	27.8%	6	33.3%	3	16.7%
愛知県	80	9	11.3%	10	12.5%	2	2.5%
西三河	29	3	10.3%	3	10.3%	0	0.0%
岐阜県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
京都	13	3	23.1%	3	23.1%	12	92.3%
兵庫県	8	1	12.5%	1	12.5%	0	0.0%
山梨県	0	0	_	0	_	0	_
奈良	4	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
天神	9	2	22.2%	0	0.0%	0	0.0%
北九州	0	0	_	0	_	0	-
札幌	7	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
仙台	99	7	7.1%	6	6.1%	12	12.1%
久留米	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	0	0	_	0	_	0	_
山形県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
静岡県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島県	6	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
富山県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
熊本県	14	0	0.0%	1	7.1%	1	7.1%
金沢	0	0	_	0	_	0	_
滋賀	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
山口県	3	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
沖縄	8	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	4	1	25.0%	1	25.0%	4	100.0%
和歌山	9	9	100.0%	0	0.0%	9	100.0%
栃木県	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
長野県	15	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岩手	5	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
千葉県	23	1	4.3%	3	13.0%	23	100.0%
合計	616	200	32.5%	106	17.2%	145	23.5%

<sup>※</sup>専門家には、カウンセラー、一級建築士、税理士等がなっている。 ※専門家が仲裁人に登録されているセンター(岡山等)があるが、専門家仲裁人や専門委員は②助言者(専門家)に入れた。 ※補助者制度は採用しているセンター(二弁等)と採用していないセンターがある。

# 2 解決事件

	解決件数	①合請	養事件	②専門	家関与	③補	助者
	件人什奴	件数	比率	件数	比率	件数	比率
第二東京	40	24	60.0%	0	0.0%	40	100.0%
大阪・民	29	29	100.0%	29	100.0%	0	0.0%
新潟県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
東京	45	36	80.0%	0	0.0%	0	0.0%
広島	3	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%
神奈川県	7	1	14.3%	0	0.0%	1	14.3%
第一東京	23	11	47.8%	0	0.0%	19	82.6%
埼玉	12	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	13	3	23.1%	4	30.8%	2	15.4%
愛知県	62	5	8.1%	14	22.6%	1	1.6%
西三河	8	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県	0	0	_	0	_	0	_
京都	8	3	37.5%	2	25.0%	8	100.0%
兵庫県	3	2	66.7%	2	66.7%	0	0.0%
山梨県	0	0	_	0	_	0	_
奈良	0	0	_	0	_	0	_
天神	8	7	87.5%	0	0.0%	0	0.0%
北九州	0	0	_	0	_	0	_
札幌	4	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
仙台	68	5	7.4%	5	7.4%	11	16.2%
久留米	4	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	0	0	_	0	_	0	_
山形県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
静岡県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島県	0	0	_	0	_	0	_
福島県	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
富山県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
熊本県	8	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%
金沢	0	0	_	0	_	0	_
滋賀	0	0	_	0	_	0	_
山口県	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
沖縄	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
和歌山	1	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%
栃木県	0	0		0	_	0	
長野県	7	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岩手	4	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
千葉県	13	3	23.1%	2	15.4%	13	100.0%
合計	381	133	34.9%	60	15.7%	100	26.2%

<sup>※</sup>専門家には、カウンセラー、一級建築士、税理士等がなっている。 ※専門家が仲裁人に登録されているセンター(岡山等)があるが、専門家仲裁人や専門委員は②助言者(専門家)に入れた。 ※補助者制度は採用しているセンター(二弁等)と採用していないセンターがある。

10表 紛争の主体による分類

1		①受理事件				2解決事件			
1		事業者な事業者	事業者 対消費者(個人)	個人対個人		事業者対事業者	事業者 対 消費者(個人)	個人対個人	福
14	第二東京			35	104			8	4(
	大阪·民	10	85	47	142	ဇ	17	6	29
14	新潟県		3	1	4		2		2
1	東京	14	70	15	66	6	33	ဇ	45
	広島	1	2	4	10			3	3
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	神奈川県	4	9	Ξ	21		5		7
The control of the	第一東京	2	31	-	34	3	18		23
1	村出	5	18	8	31	2	7		7
17   61   58   136   7   33   4   4   14   14   14   15   15   14   15   15	田田	5	13	2	23	3	8		13
Color   Colo	愛知県	17	61	28	136	7	33		62
1	田川河	9	19	S	30		4	4	8
1	岐阜県		-		-				
	小巻	-	10	8	19		5	က	8
1	兵庫県		9	2	-		3		8
	上梨県								
14	茶良		3	က	9				
1	<b>米</b>		14	4	18		7	,-	8
13	北九州	_	_		2				
13	札幌		6	2	11		3	-	4
1	仙台	13	80	69	162	7	39	22	89
1	久留米		8	2	10		3	1	4
1	愛媛		3	1	4				
民       1       1       2       2       2       2         4       3       7       2       2       2         4       3       7       2       2       2         4       1       1       1       6       6         5       1       1       6       6       7         6       1       1       6       7       6         8       4       3       10       6       1       7         9       4       3       11       6       1       6         9       4       15       1       6       7         9       4       15       1       6       7         10       2       2       4       1       6       7         10       2       3       4       15       1       6       7         10       2       3       4       15       1       6       7       7       7       7       7       7       8       7       8       8       8       8       9       8       9       8       9       9       9       9	山形県			1	1			1	
長       1       1       1       2       2         4       4       3       7       2       2         4       1       1       1       2       2         5       14       12       26       6       6       6         6       1       1       1       6       6       7       7         7       2       2       2       3       7	静岡県		_	_	2			_	
4         3         7         2           1         1         1         2           1         1         6         6           1         1         6         6           2         2         2         6         1           3         4         3         10         1           4         3         10         1         1           5         2         6         1         1           3         3         5         11         1         1           4         3         1         4         1         1         1           5         3         4         15         1         1         1           6         1         4         15         1         1         1           7         1         4         1         6         1         1         1         1           8         2         2         4         1         1         6         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1 <td>鹿児島県</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	鹿児島県		1		1				
1         1         1         1         6         6         6         6         6         6         6         6         6         6         6         6         7         6         7	福島県		4	ဇ	7		2	_	3
14   12   26   6           26   6           6           6           6           6           7   <td>富山県</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td>	富山県			1	1			1	
1         1	熊本県		14	12	26		9	2	8
(a)         (a) <td>金沢</td> <td></td> <td>_</td> <td></td> <td>_</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	金沢		_		_				
3         3         3         10         1	滋賀		1		1				
2         2         6         1	山口県		3		3		1		
2         2         2         6         1	沖縄	8	4	3	10			1	
3         3         5         11         4         1         1         4         1         4         1         6         7         6         7         6         7         7         6         7         8         7         8         7         8         7         8         7         8         7         8         9         8         9	群馬	2	2	2	9	-			
2         9         4         15         1         6           1         6         7         1         6         7           2         23         22         47         1         5           101         575         345         1021         40         237         10	和歌山	3	3	2	11		-		
2         9         4         15         1         6           1         6         7         7         8         7           2         23         22         47         1         5           101         575         345         1021         40         237         10	栃木県		3	_	4				
1         6         7         7         7         7         8         7         8         7         8         9         7         9         1         5         7         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10         10	長野県	2	6	4	15	1	9		
2         23         22         47         1         5           101         575         345         1021         40         237	岩手		1	9	7			4	4
101 575 345 1021 40 237	千葉県	2	23	22	47	1	5	7	13
	合計	101	575	345	1021	40	237	104	381

# 参考資料



- (1) 原発ADR 申立件数の結果等(2021年7月末現在)
- (2) 金融ADR 協定申入·締結数一覧(2021年7月末現在)
- (3) 金融ADR 移管・現地調停 協定締結状況一覧(2021年7月末現在)
- (4) 金融ADR 事例紹介(2020年度)



# 参考資料1

# 申立件数の結果等 (令和3年7月30日現在の取扱状況)

		平成	23年							平成	24年						2	·成25	年
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申立件数	38	80	143	260	248	355	466	447	480	409	472	395	281	347	299	343	240	314	307
既済件数	0	1	1	4	8	23	49	91	127	160	215	235	184	266	257	241	331	336	464
(内訳)																			
和解成立(全部)	0	0	1	1	2	7	23	44	64	93	134	151	122	183	187	192	263	270	384
和解打切り	0	0	0	0	1	7	10	11	34	30	36	34	25	29	33	22	28	35	47
取下げ	0	1	0	3	5	9	16	36	29	37	45	50	37	54	36	27	40	31	33
その他(却下・和解の仲介をしない)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
未済件数累計	38	117	259	515	755	1,087	1,504	1,860	2,213	2,462	2,719	2,879	2,976	3,057	3,099	3,201	3,110	3,088	2,931

				平	成25年	E								平成	26年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
申立件数	340	336	322	357	266	385	417	373	434	448	543	549	461	480	420	452	304	393	376
既済件数	457	402	426	379	406	326	432	376	332	370	391	412	568	399	438	453	433	410	421
(内訳)																			
和解成立(全部)	382	340	373	318	361	269	363	330	273	330	351	360	509	353	376	394	387	349	380
和解打切り	44	34	35	45	21	33	46	25	36	28	20	22	33	20	29	28	23	28	19
取下げ	31	28	18	16	24	24	23	21	23	12	20	30	26	26	33	31	23	33	22
その他(却下・和 解の仲介をしない)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,814	2,748	2,644	2,622	2,482	2,541	2,526	2,523	2,625	2,703	2,855	2,992	2,885	2,966	2,948	2,947	2,818	2,801	2,756

	平成	26年						平成2	27年							2	F成28	年	
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
申立件数	397	394	361	386	443	513	336	413	317	282	321	289	269	309	277	324	327	228	247
既済件数	362	397	315	401	364	439	308	423	391	358	313	392	264	313	329	297	307	291	288
(内訳)																			
和解成立(全部)	313	336	270	350	317	383	270	366	344	324	251	278	228	262	285	240	242	240	230
和解打切り	18	32	21	23	25	20	13	22	11	11	21	81	7	19	10	25	22	12	15
取下げ	31	29	24	28	22	36	25	35	36	23	41	33	29	32	34	32	43	39	43
その他(却下・和 解の仲介をしない)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,791	2,788	2,834	2,819	2,898	2,972	3,000	2,990	2,916	2,840	2,848	2,745	2,750	2,746	2,694	2,721	2,741	2,678	2,637

			平	成28年	F								平成	29年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
申立件数	274	219	204	198	174	178	144	176	168	250	179	162	159	131	139	145	115	94	93
既済件数	329	246	272	292	273	235	244	197	207	197	183	189	193	172	173	152	197	143	129
(内訳)																			
和解成立(全部)	255	206	217	239	215	188	198	150	155	152	145	136	140	130	129	119	130	100	95
和解打切り	24	11	21	15	23	18	5	19	17	14	14	16	28	11	19	9	21	16	11
取下げ	50	29	34	38	35	29	41	28	35	31	24	37	25	31	25	24	46	27	23
その他(却下・和 解の仲介をしない)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,582	2,555	2,487	2,393	2,294	2,237	2,137	2,116	2,077	2,130	2,126	2,099	2,065	2,024	1,990	1,983	1,901	1,852	1,816

						平成3	80年							平成	31年		-	令和元年	<b>=</b>
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
申立件数	97	125	109	115	107	90	81	83	81	94	75	64	88	96	177	101	88	126	105
既済件数	157	124	139	170	154	177	178	143	131	186	123	136	145	107	90	114	88	109	146
(内訳)																			
和解成立(全部)	110	81	91	110	97	121	129	95	96	121	91	90	110	75	54	86	57	79	92
和解打切り	17	12	17	28	33	26	24	24	15	32	6	18	19	13	18	16	15	11	26
取下げ	30	31	31	32	24	30	25	24	20	33	26	27	16	19	18	12	16	19	28
その他(却下・和 解の仲介をしない)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	1,756	1,757	1,727	1,672	1,625	1,538	1,441	1,381	1,331	1,239	1,191	1,119	1,062	1,051	1,138	1,125	1,125	1,142	1,101

		4	<b>介和元</b> 年	Ξ							令和	12年						令和	03年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
申立件数	96	79	87	117	49	69	55	82	36	45	65	56	76	68	120	115	75	71	177
既済件数	101	109	133	113	133	119	98	125	71	50	73	120	79	114	84	70	84	63	58
(内訳)																			
和解成立(全部)	74	76	99	79	88	88	67	96	57	34	50	90	61	85	68	59	59	44	38
和解打切り	10	12	20	17	22	10	15	11	4	4	9	12	7	12	5	7	10	8	7
取下げ	17	21	14	17	23	21	16	18	10	12	14	18	11	17	11	4	15	11	13
その他(却下・和 解の仲介をしない)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	1,096	1,066	1,020	1,024	940	890	847	804	769	764	756	692	689	643	679	724	715	723	842

			令和3年			
	3月	4月	5月	6月	7月	合計
申立件数	290	78	50	32	33	27,138
既済件数	69	84	56	68	86	26,176
(内訳)						
和解成立(全部)	53	66	36	49	60	20,908
和解打切り	8	15	12	12	16	2,306
取下げ	8	3	8	7	10	2,960
その他(却下・和 解の仲介をしない)	0	0	0	0	0	2
未済件数累計	1,063	1,057	1,051	1,015	962	

# センター体制の現状(各月1日現在)

		平成	23年							平成	24年						2	P成25	年
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仲介委員	22	128	128	128	128	128	128	175	175	205	205	205	205	205	205	205	205	206	208
調査官	19	23	23	28	30	33	40	42	42	42	43	43	61	74	81	91	107	133	140

				平	成25年	F								平成	26年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
仲介委員	209	209	210	210	211	232	254	254	253	254	256	256	267	276	276	276	279	279	279
調査官	153	166	173	180	184	187	190	193	193	194	193	191	182	184	184	185	190	187	186

	平成	26年						平成:	27年							2	F成28	年	
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
仲介委員	282	283	282	281	280	280	280	280	279	279	281	279	279	279	278	276	276	276	277
調査官	188	192	190	190	193	186	186	186	182	183	185	188	189	189	186	186	187	177	177

			平	成28年	F								平成	29年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仲介委員	278	279	279	279	279	278	278	278	278	278	278	278	278	276	276	276	276	276	276
調査官	175	175	175	176	177	184	184	184	187	187	185	186	185	184	183	182	181	181	181

						平成3	30年							平成	31年		-	令和元年	年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
仲介委員	276	275	275	275	276	276	276	277	277	277	277	277	277	279	279	279	279	278	278
調査官	178	176	175	170	169	167	167	167	164	163	162	161	159	157	152	143	141	141	140

		4	令和元年	Ξ.							令和	]2年						令和	13年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
仲介委員	278	278	278	278	278	278	277	277	276	276	276	274	274	274	273	270	270	270	270
調査官	135	134	133	133	133	129	129	128	116	116	114	112	109	108	107	106	105	103	103

			令和	3年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月
仲介委員	270	270	270	269	269	268
調査官	103	93	93	93	90	88

# 参考資料 2 - 1

金融ADR 協定申入れ・締結数一覧(2021年7月末現在)

	ti.	協定申入数	ζ	†	<b>劦定締結数</b>		取	下げ・解約	数
	個社	団体	合計	個社	団体	合計	個社	団体	合計
東京三会	669	8	677	508	8	516	157	0	157
神奈川県	13	2	15	8	2	10	5	0	5
埼玉	0	2	2	0	2	2	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	5	5	0	3	3	0	0	0
静岡県	2	2	4	2	2	4	0	0	0
山梨県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
長野県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
新潟県	2	3	5	0	3	3	1	0	1
大阪	34	1	35	19	1	20	15	0	15
京都	7	1	8	7	1	8	0	0	0
兵庫県	14	1	15	13	1	14	0	0	0
奈良	3	1	4	3	1	4	0	0	0
滋賀	3	1	4	3	1	4	0	0	0
和歌山	0	1	1	0	1	1	0	0	0
愛知県	61	2	63	37	2	39	24	0	24
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	2	1	3	2	1	3	0	0	0
福井	0	2	2	0	2	2	0	0	0
金沢	1	3	4	1	3	4	0	0	0
富山県	0	3	3	0	3	3	0	0	0
広島	5	2	7	5	2	7	1	0	1
山口県	2	1	3	2	1	3	0	0	0
岡山	11	1	12	11	1	12	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	3	3	6	3	3	6	0	0	0
熊本県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
鹿児島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
沖縄	1	2	3	1	2	3	0	0	0
仙台	2	2	4	2	2	4	0	0	0
福島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	13	3	16	9	3	12	4	0	4
愛媛	5	1	6	4	1	5	1	0	1
合計	853	61	914	640	59	699	208	0	208

【備考】

※大阪:公益社団法人民間総合調停センターの協定申入れ・締結数

# 参考資料 2 - 2

# 金融ADR 協定申入れ・締結数一覧(2021年7月末現在)

	協定締 結済団 体数	団体名	受諾社数	受託 社数 合計	備考
		一般社団法人全国労働金庫協会	14		
		一般社団法人全国信用金庫協会	249		
		一般社団法人JAバンク相談所	179		
東京三会	8	全国漁業協同組合連合会	88	782	
<b>果</b> 尔二云	0	一般社団法人全国信用組合中央協会	146	702	
		一般社団法人日本資金決済業協会	74		
		一般社団法人不動産証券化協会	1		
		一般社団法人日本暗号資産取引協会	31		
神奈川県	2	一般社団法人JAバンク相談所	利用店舗は 神奈川県に 限る	8	神奈川県1県
		一般社団法人関東信用金庫協会	8		
		一般社団法人関東信用金庫協会	不明		
埼玉	2	一般社団法人JAバンク相談所	不明	0	
千葉県	0				
栃木県	0				
		一般社団法人JAバンク相談所	15		
群馬	3	一般社団法人関東信用金庫協会	7	25	
		一般社団法人群馬県信用組合協会	3		
		一般社団法人静岡県信用金庫協会	12		
静岡県	2	一般社団法人JAバンク相談所		13	
		静銀ティーエム証券株式会社	1		
山梨県	2	一般社団法人JAバンク相談所	13	17	
出未永		関東信用金庫協会	4	.,	
長野県	1	一般社団法人関東信用金庫協会	8	8	
		一般社団法人JAバンク相談所	28		
新潟県	3	一般社団法人関東信用金庫協会	9	49	
		新潟県信用組合協会	12		
大阪	1	大阪府信用組合協会	9	9	JAからの通知書のとおり、農業協同組合、信用農業協同組合連合会の本部 (所)が所在する都道府県において取扱。
京都	1	一般社団法人JAバンク相談所	52	52	
兵庫県	1	一般社団法人JAバンク相談所	5府県	5	
奈良	1	一般社団法人JAバンク相談所			
滋賀	1	JA滋賀	17	17	
和歌山	1	一般社団法人JAバンク相談所	8	8	
愛知県	2	一般社団法人JAバンク相談所	5府県	20	9府県(宮城県,新潟県,福井県,岐阜県,愛知県,三重県,大阪府,兵庫県,広島県) →5県(新潟県,福井県,岐阜県,愛知県,三重県)
		一般社団法人東海信用組合	15		
岐阜県	1	一般社団法人JAバンク相談所	8社		
福井	2	一般社団法人JAバンク相談所	13	30	
111171	_	一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17		

		一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17		
金沢	3	石川県医師信用組合	0	35	
		一般社団法人JAバンク相談所	18		
完山順	3	一般社団法人JAバンク相談所	17	35	※受託社数 44→43→17(2014年4 月,新潟県内分が管轄外となり変更)
富山県	3	一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17	35	
		ほくほくTT証券株式会社	1		
広島	2	一般社団法人JAバンク相談所		11	・農業協同組合(島根県、広島県、山口県) ・信用農業協同組合連合会(同上) ・農林中央金庫 傘下の受諾社数は不明
		中国ブロック信用組合協議会	11		
山口県	1	一般社団法人JAバンク相談所	13	13	
岡山	1	一般社団法人JAバンク相談所	6県		・協定書を取り交わしているのみで、受 諾書等はありません。 ・利用する農協の本店が所在する都道 府県は、 鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川 県、高知県です。
島根県	0				
		一般社団法人JAバンク相談所	55		
福岡県	3	九州北部信用金庫協会	13	85	
		九州信用組合協会	17		
熊本県	2	南九州信用金庫協会	15	30	
飛不不	2	一般社団法人JAバンク相談所	15	00	
鹿児島県	1	社団法人南九州信用金庫協会	15	15	
		一般社団法人JAバンク相談所			
沖縄	3	沖縄県農業協同組合			
		ティダ・インベスト・マネジメント株式会社			
仙台	1	一般社団法人JAバンク相談所			
		信用組合東北協会	15		
福島県	1	一般社団法人JAバンク相談所	17	17	
山形県	0	金融ADR制度開始前に全国農 その後,一般社団法人JAバンク			
岩手					
		一般社団法人北海道信用金庫協会	20		
札幌	3	一般社団法人JAバンク相談所	110	137	
		一般社団法人北海道信用組合協会	7		
愛媛	1	一般社団法人JAバンク相談所			
	- II I I I I I I I I			=// =٢	

<sup>※2018</sup>年5月以降, 全国農業協同組合中央会は一般社団法人JAバンク相談所に運営を移管

# 参考資料3

金融ADR 移管・現地調停に関する協定書 締結状況報告

亜腕ハレス 19日	▼現地調停に関する協正	首 柳和1人/	<u>ᄱᅑᄱ</u>
弁護士会ADR設置会	弁護士会ADR未設置会	移管	現地調停
札幌		0	0
化抗	函館		0
	旭川		0
	釧路		0
	青森県		0
	秋田		0
岩手			0
山形県		0	0
仙台		0	
福島県		0	0
	茨城県		0
栃木県			Ö
群馬			Ö
東京			
第一東京			
第二東京	1		
埼玉		0	
千葉県			0
神奈川県		0	
山梨県		0	0
静岡県		0	0
新潟県			0
長野県			Ö
富山県		0	Ö
金沢		Ö	Ö
312 // (			0
		0	
		0	
愛知県		0	
滋賀			0
	三重		0
京都			
大阪			
奈良		0	
和歌山			0
兵庫県		0	0
岡山		0	
広島		Ô	0
	鳥取県	Ĭ	Ö
	島根県		0
	四以不		0
<u> </u>	 		
	香川県		0
愛媛県		0	0
	徳島		0
	高知	_	0
福岡県		0	0
	佐賀県		0
	長崎県		0
熊本県		0	0
	大分県	j	Ö
	宮崎県		0
毎旧 色 個	<u>口門</u>	0	0
鹿児島県	+		
沖縄	<del> </del>		0
35	17	20	40 年7日末現在)

(2021年7月末現在)

# 参考資料4

# ■2020 年度(2020.4-2021.3)

# 【東京弁護士会紛争解決センター】

_		
番号	東京①	
申立年月日	2017年11月16日	
終了年月日	2020年12月4日	
紛争の種類・金融商品	暗号資産	
金融機関	暗号資産交換業者	
顧客	個人,男性	
	顧客の立場:	
	相手方において申立人の信用取引ポジションが勝手に反対売買され	
	た。相手方が設定を間違えたことによる誤決済と思われるので、これ	
	によって生じた損害の賠償を請求する。あわせて決済予約を入れたが	
事案の概要	決済されず損害が出た。相場が動いているので損害額は現時点では	
	確定できないが、相応の金員の支払いを求める。	
	金融機関の立場:	
	反対売買は、ロスカット処理によるもの。ロスカット処理は、申立人が	
	同意した取引ルールに準拠したものであり、金融機関の行為に責めら	
	れるべき点はない。	
結果	不成立	
	金融機関からの答弁書を申立人に送付し、期日調整を試みたが応答	
経過・和解の要点	がない状況が継続した。相当期間を経たのち再度申立人に連絡を試	
	みるも何ら応答なく、あっせんが合意成立の見込みがないとして終了	
	した。	
審理期間·期日回数	審理期間:1115日	期日回数:0回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京②
	東京③
	東京④
	東京⑤
	東京⑥
	東京⑦

	東京⑧	
	東京⑨※現地調停(長野県弁護士会)	
	東京⑩※現地調停(兵庫県弁護士会)	
	東京⑪※現地調停(札幌弁護士会)	
	東京⑫※現地調停(島根県弁護士会)	
	東京⑬※現地調停(愛媛弁護士会)	
	東京⑭※現地調停(長崎県弁護士会)	
	東京⑮※現地調停(福岡県弁護士会 期日開催前に取下げ)	
	東京⑥※現地調停(愛知県弁護士会)	
	東京①※現地調停(千葉県弁護士会)	
	東京⑱※現地調停(愛知県弁護士会)	
申立年月日	2018年 10月 25日から同月 31日にかけて	
<b>ぬった</b> ロロ	2020年 12月4日から2021年1月8日にかけて(ただし, 東京⑮の	
終了年月日 	み 2020 年 8 月 31 日に取下げにより終了)	
紛争の種類・金融商品	暗号資産	
金融機関	暗号資産交換業者	
顧客	個人(東京⑮のみ女性,その他は男性)	
	顧客の立場:	
	相手方が事業として行っている暗号資産取引所において申立人の注	
	文が強制決済された。原因は、当該暗号資産取引所のシステム不良	
	が主な原因と思われる。状況説明及び発生した損害の回復を求め	
	る。	
	金融機関の立場:	
事案の概要	強制決済は,暗号資産の価格の急激な下落によるもので,顧客との	
	約定に基づき正常に実施されたものである。仮に、顧客らが主張する	
	ようにシステムに顧客らの注文に対応できない状況が発生していたと	
	しても、顧客らはサービスの中断や停止等について金融機関を免責	
	し、損害賠償の上限を顧客らが支払った手数料を上限とする規約に	
	同意していたのだから、いかなる場合でも金融機関は受領した手数料	
	以上に顧客の損害を賠償する義務を負わない。	
結果	和解	
	本件は、一定の時期の相手方暗号資産取引所へのアクセス不良に	
<b>奴児 和舠</b> 办带上	よって損害が生じたと主張する顧客らが、インターネット上で金融 ADR	
経過・和解の要点 	などの損害を回復する手段について相互に情報交換し、うち 17 名が	
	一斉に申立てをしたものである。	
	1	

申立書の内容は申立人の属性を除きすべて同じであり、17名のうち6名が情報交換の場で主導的な役割であったようで、第1回期日を調整する過程において、この6名のみ期日出席に積極的で、他の11名はこの6名の案件の趨勢を見守りたいとのことであった。そこで、6名について期日を開催し、他の11名の案件は期日開催を留保した。なお、あっせん人は3名体制の2チーム合計6名で上述の6名の申立人の案件を分担するとしたが、6名の期日は同時に開催することになったため、期日は、基本的に、申立人6名、相手方代理人1名及びあっせん人6名が一堂に会して開催された。

期日を数回経た段階で、相手方代理人から期日を開催していない 11 名について、これらの主張する損害額を明らかにされたいとの要望があり、センターより 11 名に対し文書で主張する損害額を明示するよう依頼したところ、10 名が回答し、1 名が取り下げた。

期日を重ねても相手方金融機関の自己に法的責任はないとの主張は変わらなかった。しかしながら、システムへの想定外の負荷がアクセス不良につながった可能性は否定できない面があることなどから、全件を一挙解決できるならば一定の解決金を支払ってもよいとの意向が金融機関から示され、また、6名の申立人も基本的にあっせんでの解決を望んでいた。

そこで、まず、期日において、6名との間で金融機関が支払いを許容できる解決金の算定方法を定め、その上で、6名を担当したあっせん人が他の10案件についても分担して、期日や電話で個別に10名の申立人との間で6名が先に同意した算定方法による解決金での和解の見込みについて協議した。最終的に全員が同様の方法で和解できることになり、期日を先行させた申立人6名とは同一期日で、他の10名とも同一日か近接した時期に期日を開催し、和解契約を締結した。

審理期間·期日回数	審理期間:100 日から803 日	期日回数:0回から12回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京⑲
申立年月日	2019 年 4 月 16 日
終了年月日	2020 年 8 月 25 日
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求
金融機関	信用組合
顧客	個人,男性

	顧客の立場:	
	申立人及び申立人の父と相手方金融機関との間の取引に関し、	
	・身に覚えのない手形貸付取引の痕跡が多数ある	
	・依頼していない定期預金と引き下ろされた積立定期預金があり解	
	約,新規契約を繰り返しているが、その解約金をほぼ受領していない	
	・身に覚えのない振替・振込が多	数ある
<b>東京の畑</b> 亜	等の相手方金融機関の行為に	不審点・疑問点が多数ある。相手方
事案の概要	金融機関による横領ないし着服	等があったものであるから, その損害
	の賠償を求める。	
	金融機関の立場:	
	金融機関が申立人及びその父の預金を無断で着服したとの損害賠	
	償請求については、金融機関側からの債務不存在確認訴訟が継続	
	中である。貸付についても、申立人又はその父親の真意に基づく契約	
	であったのだから、金融機関の対応に法的な責任はない。	
結果	不成立	
	金融機関から預金及び融資に関	引する書証の提出や説明があり、相互
	にそれぞれの主張事実を検討したものの、各当事者の意見の食い違	
経過・和解の要点	いは解消されなかった。金融機関から融資金についての支払請求訴	
	訟がさらに提起されたことを機に、和解の見込みはないものとして終了	
	した。	
審理期間·期日回数	審理期間:499日	期日回数:8回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京⑩ ※現地調停(兵庫県弁護士会)	
申立年月日	2019年9月20日	
終了年月日	2020 年 6 月 18 日	
紛争の種類・金融商品	投資顧問契約	
金融機関	投資助言業者	
顧客	個人,男性	
	顧客の立場:	
	申立人は,相手方と,有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断	
事案の概要	を助言する契約(投資顧問契約)を締結した。	
争余の似安	2019 年 6 月 頃に, 短 期 で値 上 がりをする商 品 (サポートシステム)に加	
	入し,相手方従業員の誘導に従って,クレジット決済及び銀行振込に	
	て資金を送金したが、当該資金の取り扱いについて当事者間で投資	

	助言報酬であるか運用資金であるかについて齟齬が生じている。相		
	手方金融機関は、資金を送金する前に十分な説明をしなかった。		
	金融機関の立場:		
	申立人に対しては,金融機関従業員より報酬について再三説明した		
	上でこれを受領した。投資助言サービスはほぼ実施済であり、未実施		
	のサービスの報酬以外に申立人に対し返金できるものはない。		
結果	不成立		
	主張の食い違いは解消されなかったものの、双方、本あっせんで紛争		
	を終了させたい考えはあった。あっせん人より申立人が希望し,金融		
経過・和解の要点	機関が払ってもよいと考える中間程度の解決金を提示したところ、申立人は同意したが、相手方金融機関が同意せず和解には至らなかっ		
	<i>t</i> = 。		
審理期間·期日回数	審理期間:273 日	期日回数:7回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし	

番号	東京② ※現地調停(岩手弁護士会)	
申立年月日	2019年9月30日	
終了年月日	2020年12月3日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	持分会社	
	顧客の立場:	
	(1)相手方は申立人に対し、融資実行を理由とした年金口座の変	
	更・勧誘をし、申立人は口座を開設したが、融資は実行されなかっ	
	た。これは、契約不履行である。	
	(2)また、相手方は申立人に対し、融資が確定したような言動をして	
事案の概要	いたため申立人は、取引先や従業員、税務署等の支払い・支給の連	
	絡を入れていた。ところが、実際に融資はされず、各所より嘘をついた	
	とみなされ、信頼を損ねてしまったため、会社業務が滞った。	
	金融機関の立場:	
	(1)融資できるとの約束はしていない。	
	(2)誤解を生ませるような言動はしていない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	初回期日は申立人欠席。2回目・3回目は申立人及び相手方のいず	
一	れも岩手弁護士会に出席した。	

	あっせん人より,双方に対し,事実関係について,両者の言い分が著		
	しく異なっていて、あっせんでは事実の確定ができないこと、相手方は		
	条件を変えても融資するつもりはないと言い切っているので、これ以上		
	話し合っても調停がまとまる見通しがないこと等を告げて、調停は打ち		
	切る旨伝えた。		
審理期間·期日回数	審理期間:431日	期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり	

番号	東京②		
申立年月日	2019年10月15日		
終了年月日	2020年5月22日		
紛争の種類・金融商品	寄託金返還請求		
金融機関	資金決済業者(外国法人)		
顧客	株式会社		
	顧客の立場:		
	2018 年より相手方のサービスを	利用して, 売上金の受領をしていた	
	が, 2019年1月に売上金の何害	りかを留保する旨を一方的に通知され	
	た。		
	その後,サービスのアカウントがユーザー規約に違反しているためとの		
	理由で 180 日間停止され、資金を引き出すことができない。		
	アカウント停止について電話にて問い合わせるも、適切な回答がされ		
	なかった。		
事案の概要	180 日を経過したころに再度問い合わせると、資金はすべて相手方に		
	移動しているため引き出せない旨通知された。		
	よって、申立人は相手方に対し、資金を返還することを求める。併せ		
	て、相手方が、申立人の損害賠償請求に応じることを求める。		
	金融機関の立場:		
	・申立人について約款上の寄託金不返還特約に該当する事由がある		
	ため、返還できない。		
	・仮に返還義務があっても、申立人について約款上の違約金特約に		
	該当する事由があるため、違約金請求権と相殺する。		
結果	取下げ		
级级.和级办西占	期日外で和解が成立した。但し、両当事者から成立手数料を請求す		
経過・和解の要点 	ることとした。		
審理期間·期日回数	審理期間:221日	期日回数:2回	

番号	東京③ ※現地調停(福岡県弁護士会)		
申立年月日	2020年2月6日		
終了年月日	2020年12月3日		
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求·株式		
金融機関	投資助言業者		
顧客	個人,男性		
	顧客の立場:		
	2019年1月に、投資助言の契約	約を締結した。同年 2 月に, あと 200	
	万円払えば、年 3-4 倍になる銘柄を助言できるとの説明があり、詳しく		
	検討する間もなく、200万円を振り込んだが、現時点において利益が		
事案の概要	ない。		
	申立人は、相手方に対しこれまで支払った 100 万円と、追加で支払っ		
	た 200 万円の計 300 万円の返金を求める。		
	金融機関の立場:		
	十分な説明を行った。誤解を生ま	ませるような言動はしていない。	
結果	和解		
	金商法 36 条 1 項, 38 条 1 号・2 号, 40 条, 41 条等(特に 38 条 2 号)		
级 海 . 和 <i>級</i> の 亜 占	が問題となる事案であり、裁判になった場合、申立人の不注意の程		
経過・和解の要点 	度が重要な争点となると予想されていた。これを踏まえ、相手方が		
	立人に解決金約 100 万円を支払うことで和解が成立した。		
審理期間·期日回数	審理期間:302 日	期日回数:5回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし	

番号	東京② ※現地調停(大分県弁護士会)	
申立年月日	2020年2月12日	
終了年月日	2020 年 8 月 18 日	
紛争の種類・金融商品	連帯保証契約無効確認請求,根抵当権設定登記抹消登記手続請	
田田田田 東大王 70 年 100	求等	
金融機関	信用組合	
顧客	個人,男性	
事案の概要	顧客の立場:	

1979 年に約 800 万円の根抵当権がついた大分県内所在のアパート		
に関し、当初は申立人の父親名義であったが、申立人が知らない間		
に、申立人名義となっていた。		
その後, 1989 年に約 500 万円の貸金債務を被担保債権とする根抵		
当権が設定されていた。		
申立人は、相手方に対し、申立人の連帯保証契約の無効確認、根		
抵当権設定契約の解消等を求める。		
金融機関の立場:		
申立人の主張を概ね認めた(一部(申立人の父親が所有していた時		
点での契約)に限り有効であると主張した。)。		
和解		
和解契約書は期日開催後に郵送にて締結した。		
審理期間:189 日	期日回数:1回	
顧客:なし	金融機関:なし	
	に関し、当初は申立人の父親名に、申立人名義となっていた。その後、1989年に約500万円の当権が設定されていた。申立人は、相手方に対し、申立抵当権設定契約の解消等を求る金融機関の立場:申立人の主張を概ね認めた(一点での契約)に限り有効であると和解和解契約書は期日開催後に郵票審理期間:189日	

	Ţ	
番号	東京②	
申立年月日	2020年3月9日	
終了年月日	2020 年 4 月 2 日	
紛争の種類・金融商品	売買代金返還請求ないし損害賠償請求	
金融機関	資金決済業者(外国法人)	
顧客	個人,男性	
	顧客の立場:	
	申立人は、相手方の電子商取引代行決済サービスを利用し、イタリ	
	アのカメラ店より商品を購入した。	
	しかし、実際に届いたのは別の商品(モデル)であったため相手方に対	
	し規約上の異議申立てを行い、上記の商品を返却し、正しい商品を	
	送る旨を要請した。	
   事案の概要	ところが、再度送られてきた商品は破損した状態で、申立人は再度相	
サ 朱 の 似 女	手方に対し連絡を入れ、異議申立てをしたものの、異議申立ては1ケ	
	ース1回しかできないなどの理由で受理できない、との回答であった。	
	しかし、相手方は規約にない事由を主張としており、理由がない。代	
	金返還等の適切な対応を求める。	
	金融機関の立場:	
	(なし)	

結果	取下げ	
代金返還を相手方が受け入れたとの理由で,初回期日前に取下( 経過・和解の要点 なった。		ことの理由で, 初回期日前に取下げと
審理期間·期日回数	審理期間:25日	期日回数:0回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京②6 ※移管調停(岐阜県弁護士会)		
申立年月日	2020 年 4 月 3 日		
終了年月日	2020 年 5 月 19 日		
紛争の種類・金融商品	個人年金·説明義務違反		
金融機関	信用金庫		
顧客	個人,女性		
	顧客の立場:		
	金融商品を提示してきた相手方従業員(当時)と会って話がしたい。		
+ + - 1 = 1	6年前の個人年金の契約時,説明が不足していたこと及び虚偽の返		
事案の概要 	答をしたことを認め、謝罪してほしい。		
	金融機関の立場:		
結果	移管調停(移管後不成立, 岐阜県①)		
経過・和解の要点	岐阜県弁護士会に移管。		
審理期間·期日回数	審理期間:47日	期日回数:0回	
/b. TP	顧客:あり(ただし, 申立人の	金融機関:あり	
代理人	子が代理)		

番号	東京②	
申立年月日	2020 年 4 月 3 日	
終了年月日	2020 年 8 月 17 日	
紛争の種類・金融商品	守秘義務違反 · 個人情報保護法違反	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人,女性	
	顧客の立場:	
	申立人は、相手方に対し約 500 万円を請求する。	
事案の概要	申立人は、同人が親より受けた贈与に関し、相手方の守秘義務違	
	反,個人情報の第三者提供,個人情報の目的外使用により損害を	
	受けた。その金額の約 500 万円を相手方に請求するものである。	

	金融機関の立場: 関係者に対して一部情報を開示したことは認め,個人情報保護法にも,守秘義務にも違反しておらず損害も発生していない。	
結果	不成立	
你说 10 th o 开上	金銭支払いを伴う仲裁案(双方	当事者が納得できるような)提案は不
経過・和解の要点 	可能であるとして,手続きが終了となった。	
審理期間·期日回数	審理期間:137日	期日回数:2回
代理人	顧客: あり(ただし, 申立人の	金融機関:あり
	夫が代理)	

番号	東京28		
申立年月日	2020 年 4 月 6 日		
終了年月日	2020年 10月 15日		
紛争の種類・金融商品	決済サービス		
金融機関	資金決済業者		
顧客	株式会社		
	顧客の立場:		
	相手方は申立人に対し、会社の売上金約 200 万円を返金してほし		
	l',		
	相手方の提供するサービスを利用し顧客から売掛金を回収していた		
	が、突然アカウントを止められてしまい、2020年2月に一切の連絡なく		
事案の概要	売掛金を没収されてしまった。正当な理由なく売上金を没収され, 問い合わせに対しても回答がない。		
	金融機関の立場:		
	申立人の行為が、利用規程に違反していたため、アカウントを停止		
	し、利用規程に違反した場合の	損害 賠償 金としてアカウントから損害	
	賠償金を差し引いたものであり,規程に従った運用である。		
結果	和解		
 経過・和解の要点	相手方は申立人に対して和解金として約 100 万円を支払うことで和		
性型・作界の女易	解となった。		
審理期間·期日回数	審理期間:193日	期日回数:4回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり	

番号	東京②
申立年月日	2020 年 4 月 6 日

終了年月日	2020 年 9 月 15 日		
紛争の種類・金融商品	投資助言契約		
金融機関	投資助言業者		
顧客	個人,男性		
	顧客の立場:		
	申立人は相手方の金融商品情報提供サービスを契約したが,1年た		
	ってもサービスが提供されないにもかかわらず、費用の請求がなされて		
東安の概画	いる。		
事案の概要	納得できないので、サービスを解約し、費用請求を破棄して欲しい。		
	金融機関の立場:		
	契約に基づきサービスを提供しており、費用請求は契約に基づく請求		
	権である。		
結果	和解		
	相手方より、和解には応じられず、また 2020 年 5 月を基準日として約		
	30万円の追加報酬支払いが必要であり、事件が不調に終われば訴		
	訟する旨の主張があった。		
経過・和解の要点	これに対して申立人は、出廷の手間等を考えると相手方に支払って		
	和解したいとの意向となり、申立人は相手方に対し、本件紛争の投資		
	助言報酬及び早期解約違約金として約 100 万円を支払い,投資助		
	言契約について合意解約する内容で和解となった。		
審理期間·期日回数	審理期間:163日	期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり(従業員)	
	•		

番号	東京⑩ ※現地調停(千葉県弁護士会)	
申立年月日	2020 年 5 月 7 日	
終了年月日	2020 年 8 月 12 日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローンに伴う団体信用生命保険	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 男性(2名)	
	顧客の立場:	
	申立人は、相手方に対し、住宅ローンの残高が残ったことに対する過	
事案の概要	失を認め、対応をするよう求める。	
	他の金融機関から相手方へ住宅ローンを借り換えたが、当該ローン	
	の借入人は申立人の母親、保証人は申立人の父親であったところ、	
	母親は相手方の団体信用生命保険に加入しており、母親の死亡に	

	伴い、住宅ローンの残高は、前記	2保険より返済されると思っていたが、	
	相手方からは保証が切れている	ため、ローンは家族が支払う必要が	
	あると説明された。		
	保証が切れる前に、何かしらの第	と内をすべきところ、相手方はそれを	
	怠ったものである。		
	金融機関の立場:		
	団体信用生命保険は、75歳までであり、その旨意思確認書で確認し		
	ている。契約後に団体信用生命保険の上限年齢が変更になったこと		
	まで、通知義務を負わない。		
結果	取下げ		
<b>奴证和</b> 和西上	申立人の意向に沿った解決が見込めず, 住宅ローンの残高は一括		
経過・和解の要点 	返済するとして取下げとなった。		
審理期間·期日回数	審理期間:98日 期日回数:1回		
代理人	顧客:なし	金融機関:あり	

番号	東京③ ※現地調停(静岡県弁護士会)	
申立年月日	2020 年 5 月 26 日	
終了年月日	2020年 10月 1日	
紛争の種類・金融商品	暗号資産	
金融機関	暗号資産取引業者	
顧客	個人,男性	
	顧客の立場:	
	申立人は相手方に対し、2018年4月に暗号資産(日本円レート換	
	算:約 500 万円相当)を間違って振り込んだ。	
	相手方に返金要求したが、取り出すことができないといわれた。使用	
	できないウォレットなら、間違えて振り込まれないようにするのが企業	
	責任である。相手方に対し間違って振り込んだ暗号資産を弁償するよ	
事案の概要	う求める。	
	金融機関の立場:	
	申立人が送金先に使用したアドレスが、当時、使用停止になっている	
	ことは周知されており、相手方から申立人に対しては、送金時よりも前	
	に別アドレスを指定していた。また、当時の取引規約上、指定外アドレ	
	スへの送金は返還できない旨も明示されていた。	
	しかも,本人以外の操作を禁止している取引規約に反し,申立人は	

	他人に送金させている。また,返還の可否の調査と返還のための費用として計約100万円近く	
	かかるが、申立人の苦情がもっと	ヒ早期にされていれば,より容易に返
	金できた可能性がある。	
結果	和解	
	相手方は, 申立人の当該暗号資	資産用口座のアドレスについて, その
	管理・復旧作業の可否を本件和解契約締結後速やかに調査し、申	
<b>经证和</b> @ 0 而上	立人は報告書の受領後に相手方の調査費用の半額を支払うこと、当	
経過・和解の要点 	該調査の結果,本アドレスの管理	理・復旧作業が可能であると判明した
	場合には、相手方は、引き続き本アドレスの管理・復旧作業を遅滞な	
	く進めることで和解した。	
審理期間·期日回数	審理期間:129 日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京③ ※現地調停(沖縄弁護士会)			
申立年月日	2020年6月11日			
終了年月日	2020 年 9 月 16 日			
紛争の種類・金融商品	プリペイド式カードの不正利用			
金融機関	資金決済業者			
顧客	個人,男性			
	顧客の立場:			
	申立人は、相手方の商品である海外トラベルプリペイドカードを利用し			
	ていたが, 2019 年 12 月に留学先のアメリカで, 入金していた約 80 万			
	円を不正利用された。			
すぐに相手方に対し返金請求をしたが、本件カードのセキュリテ				
	クをかけていなかったことを理由に,返金できない(補償対象外)で			
ると回答された。				
事案の概要	上記不正利用に対する補償を求めたい。			
	金融機関の立場:			
相手方は、カードを安全に利用するための方法などをホームペーメルマガなどで発信するとともに、セキュリティロックの仕組み作り ービスの提供・その周知、さらに不正利用の探知なども行ってい				
			件の不正利用も相手方の日常の探知により判明したもので、さらな	
		被害拡大を防止している。		
	相手方は、上のとおりカードの安全性を図った取組をしているが、申立			

	人はセキュリティロックを利用するなどの安全管理措置を怠っていた。	
	また,不正利用等の事故による損害については,会員規約上,原則	
	として PIN コード取引を伴う取引に関しては会員の負担となっている。	
結果	和解	
	相手方は,必要な措置を講じて	おり帰責性はないが見舞金として一
   経過・和解の要点	定額の支払いを提案したいとし,	申立人は, 不正利用された金額の1
程週・44件の安点	割であれば和解したいとの意向で	であったため、見舞金約7万円を支払
	うことで和解した。	
審理期間·期日回数	審理期間:98日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京③		
申立年月日	2020年7月10日		
終了年月日	2020年 12月 2日		
紛争の種類・金融商品	株式投資		
金融機関	投資助言業者		
顧客	個人,男性		
	顧客の立場:		
	申立人は相手方のサービスを利用し、行った投資により予見できない		
	損害を被ったことから、相手方に対し損害賠償を求めている。		
	金融機関の立場:		
	申立人に提供された、一定のトレードシステムによる資金の投資配分		
事案の概要	を教示する配信(シグナル)内容と申立人が提出した株式売買等に関		
	する資料とは一致しないところがあり、トレード(売買)していないものも		
	ある。		
	システムに基づく売買指示と申立人のした取引とは一致せず、申立人		
	の 50 万円の損害賠償請求は,	その請求ができるための条件を満たし	
	ていないので、これを拒否する。		
結果	和解		
経過・和解の要点	相手方は解決金として約33万円を申立人に支払う内容で和解となっ		
	<i>t</i> = 。		
審理期間·期日回数	審理期間:146 日	期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし	

番号	東京③ ※現地調停(福井弁護士会)
----	-------------------

申立年月日	2020 年 7 月 22 日	
終了年月日	2020年11月27日	
紛争の種類・金融商品	アカウント(口座)決済	
金融機関	資金決済業者	
顧客	株式会社	
	顧客の立場:	
	会社の売上金(約 500 万円)を	連絡もなく没収されたので,返還を求
	める。	
	金融機関の立場:	
	申立人が決済のために相手方から割り当てられたアカウント(口座)を	
   事案の概要	利用して行っている業務は、相手方の利用ポリシー上禁止する取引	
于未 00 fkk 安	行為であり、決済に当該アカウントを利用することは、この違反であっ	
	て、ユーザー規約上の「制限されている行為」に当たる。	
	このため相手方は一定期間アカウントを制限したが、申立人はこの間	
	も禁止行為を行ったことから、相手方はこれによる損害賠償の額とし	
	て算定された金額の一部として、申立人のアカウント(口座)から口座	
	残高を控除したものである。	
結果	和解	
経過・和解の要点	相手方は申立人に売上金を返還し、申立人は相手方の提供する決	
	済サービスアカウントを開設しないことを内容で和解した。	
審理期間·期日回数	審理期間:129 日	期日回数:3回
代理人	顧客∶なし	金融機関:あり

番号	東京鄧	
申立年月日	2020 年 7 月 27 日	
終了年月日	2021年3月9日	
紛争の種類・金融商品	暗号資産の売買取引に関する紛争	
金融機関	暗号資産取引業者	
顧客	個人,女性	
	顧客の立場:	
事案の概要	暗号資産の売買取引(先物オプション取引?)に関する紛争	
	金融機関の立場:	
	追って、申立人の主張に対する認否及び相手方の主張を行う。	
結果	取下げ	

経過・和解の要点	2020年 12月に第1回期日を実	施したが、申立人は不出頭であった。
	第1回期日後, 申立人に対し「	期日より3カ月以上経過した場合は,
	取り下げたものとみなす」通知す	るも, 無応答であり, 2021年3月に期
	日より3カ月以上経過したため、	取下げ扱いとした。
審理期間·期日回数	審理期間:226 日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京36 ※現地調停(三重弁護士会)	
申立年月日	2020 年 7 月 27 日	
終了年月日	2021年3月16日	
紛争の種類・金融商品	サクラサイトの利用料等の支払し	ハに関する紛争
金融機関	資金決済業者	
顧客	個人, 男性	
	顧客の立場:	
	申立人は出会い系サイトに登録	し, そのサイトで知り合った女性らにプ
	レゼントを送るに当たって、そのイ	七金の決済に相手方の決済サービス
	を利用した者であるが、女性らは	プレゼントを送った後に連絡がつかな
	くなった。	
   事案の概要	このような問題のあるサイトの決	済を引き受けている相手方には損害
事業の似安	賠償責任がある。	
	金融機関の立場:	
	申立人は、詐欺の被害を直接立	こ証する証拠を提出していない。また,
	相手方はオンライン決済システム	ムの契約者と利用契約を締結する際
	に必要な審査を行っており, 注意	意義務の懈怠はなく, 不法行為は成
	立しない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	合意が見込めないため、双方同席のもと打切り(不調)となった。	
審理期間·期日回数	審理期間:233 日	期日回数:3回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	東京③
申立年月日	2020 年 7 月 30 日
終了年月日	2020 年 9 月 5 日
<b>公分の話題. 今</b> □	オンライン決済業者を通じて行った不動産賃借予約の取消しに関す
紛争の種類·金融商品	る紛争

金融機関	資金決済業者	
顧客	株式会社	
	顧客の立場:	
	申立人は、相手方の決済サービスを利用した人物から不動産賃借の	
	予約を受けたが、その人物の都合によりキャンセルとなった。その人物	
	は相手方に予約金を支払ってい	たところ, その人物とはキャンセルして
事案の概要	も返金しない旨取り決めていたにもかかわらず、相手方は申立人に無	
	断で返金してしまった。その予約金は申立人が受け取るべきものであ	
	り、相手方にその支払いを求める。	
	金融機関の立場:	
	(答弁書提出前に、申立人が取り下げた。)	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	期日前に手続外で和解したため取下げとなる。	
審理期間·期日回数	審理期間:0日	期日回数:0回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京③8 ※現地調停(広島弁護士会)		
申立年月日	2020年8月7日		
終了年月日	2021年2月19日		
紛争の種類・金融商品	暗号資産の事務処理に関する網	分争	
金融機関	暗号資産取引業者		
顧客	個人, 男性		
	顧客の立場:		
	申立人は相手方に 200 万円を入金したが、売買していないにも関わら		
	ず,円預金はすべて無くなり暗号資産(暗号資産)に替わっていた。よ		
事案の概要	既要 って、相手方に、200万円の支払いを求める。		
	金融機関の立場:		
	申立人の入金時の番号誤入力	により, 他の顧客の口座に入金されて	
	いるため, 当該顧客の同意なしには返金できない。		
結果	取下げ		
经证 和超办而上	申立人が入金したのは自己の子供の口座であったようであり、子供の		
経過・和解の要点 	口座に 200 万円があることを確	認できたらしく, 取下げとなった。	
審理期間·期日回数	審理期間:197日	期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり	

番号	東京鄧		
申立年月日	2020 年 8 月 14 日		
終了年月日	2021年2月12日		
紛争の種類・金融商品	預金取引及び融資取引に関する	る紛争	
金融機関	信用金庫		
顧客	株式会社		
	顧客の立場:		
	申立人は不動産賃貸業会社であり、相手方からその資金の融資を		
	受けていたところ、申立人の代表	取締役が急逝し,遺言により同人の	
	内妻が代表取締役となった。した	いるに、相手方は、申立人名義の預	
	金口座の引き出しに応じないたと	め,新規マンションの建築請負代金等	
	を支払えないなど経営に支障が	出ている。よって、申立人は、相手方	
	に対し、預金の引き出しに応じること及び既存融資金につき手形貸付		
事案の概要	から証書貸付への切り替えに応じること等を求める。		
	金融機関の立場:		
	申立人は同族企業で、相手方からの借入金について前代表取締役		
	の父親も連帯保証しているところ,同人は遺言の存在を全く知らず,		
	遺言の有効性を争っている。このため、新代表取締役の選任の有効		
	性にも問題があり、預金の払い戻し等にも応じ難い状況にある。※本		
	件については、期日開始前から、上記父親が利害関係人として参加		
	した。		
結果	和解		
	申立人, 利害関係人と相手方と	は、申立人に相続させることについて	
   経過・和解の要点	は利害が一致しており、期日外で預金の払戻しに関する合意を成立		
作地が分気点	させた後に、本件ADRにおいて、既存融資金につき手形貸付から証		
	書貸付に切り替えることなどを合	意して和解となった。	
審理期間·期日回数	審理期間:183日	期日回数:7回	
代理人	顧客:あり	金融機関:あり(なお,利害関係人に	
八年八		も代理人あり)	

番号	東京⑩ ※現地調停(広島弁護士会)
申立年月日	2020 年 8 月 12 日
終了年月日	2020年 10月 9日
紛争の種類・金融商品	外貨建て個人年金保険の勧誘に関する紛争
金融機関	信用金庫

顧客	個人, 女性	
	顧客の立場:	
	申立人が高齢で,しかも商品内	容を十分理解していないにもかかわら
	ず,相手方は,親族も同席させる	ずに外貨建て個人年金保険契約を締
	結し、申立人から 500 万円の支払いを受けたものである。同契約は無	
事案の概要	効であるから, 500 万円の返金を求める。	
	金融機関の立場:	
	相手方は、本件保険募集に当たり、誤った説明や誤解を与える説明	
	はしておらず、親族の同席も申立人が断ったものであるから、不適切	
	な募集ではなく、500万円の返去	『義務はない。
結果	不成立	
経過・和解の要点	双方の主張が折り合わず、不調となった。	
審理期間·期日回数	審理期間:59日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし(ただし, 親族が代	金融機関:あり
11、垤入	理)	

番号	東京④	
申立年月日	2020 年 8 月 12 日	
終了年月日	2020年 10月 9日	
紛争の種類・金融商品	社債の中途解約に関する紛争	
金融機関	投資助言業者	
顧客	個人,女性	
	顧客の立場:	
	申立人は投資アドバイザーより相手方の社債を勧められ購入した(い	
	つでも解約できるとの説明だった)。	
	2020年3月に解約申入れを相手方代表者に伝えたが、「取締役会で	
	承認されなかった」との理由で、解約を断られている。	
事案の概要	金融機関の立場:	
<b>事未め</b> 伽女	相手方が申立人に発行した社債について中途解約の申出があった	
	が、役員会で承認されなかったため、その旨を申立人に連絡してい	
	る。	
	社債利息については、申立人他社債権者に支払済みである。	
	相手方は、コロナ禍により大幅に売上が減っており経営が厳しい状態	
	である。	
結果	不成立	

経過・和解の要点	相手方の弁済拒否(期限の利益)の主張により不調となった。 弁済拒否の理由は、①期限前であることから応じがたいこと、②他の 社債権者もいるので一人だけに支払うことはできない(気持ちの問題) ことであった。	
審理期間・期日回数	ことであった。 審理期間:108 日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

- 平口	古 ☆ @	
番号	東京⑫	
申立年月日	2020 年 8 月 19 日	
終了年月日	2020 年 12 月 3 日	
紛争の種類・金融商品	両替の事務処理に関する紛争	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人,女性	
	顧客の立場:	
	50 万円の旧札を新札に両替するため、相手方支店に行き、窓口にて	
	50 万円を渡したが、30 万円しか受け取っていないと説明された。相手	
	方において内部調査を行ってもらったが、到底納得できる調査ではな	
	かった。善管注意義務違反等に値する。	
	金融機関の立場:	
	相手方支店窓口担当者が申立人に対して札勘後直ちに両替票と金	
事案の概要	額相違を伝えなかったことについては認める。	
	内部調査について、両替事務の現場の動態は相手方支店内のビデ	
	オカメラ 3 方向から確認して担当者及びその他職員に不自然な動き	
	がなかったため、机の中や足元の検査は行ったが持物検査までは行	
	わなかった。	
	ビデオカメラでは、4枚ずつの横読みで親指が7回動いているのを確	
	認できている。また、相手方支店内は5方向からビデオカメラで撮影し	
	ており、担当者その他の職員に不自然な動作はなかった。	
結果	不成立	
	第1回期日では,双方同席で事情を聞き取った後,相手方のパソコン	
	で店内ビデオの映像を再生させた。あっせん人から相手方・申立人に	
₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩	譲歩の余地がないか持ち帰って検討してもらうよう指示があった。	
経過・和解の要点 	第2回期日では、申立人の配偶者が同席した。相手方は、内規違反	
	はあるもののきっちり 20 万円が紛失するのはおかしいという理由から	
	│ │和解には応じられず,申立人は職員が悪いことはしないという相手方	

の姿勢及び 20 万円の行方についてわからないことについて納得がい		
かないため、和解には応じられないとする。		
案について検討するよう指示があった。		
第3回期日では、相手方・申立人ともに和解案を受け入れることはな		
く, 申立人は, 泣き寝入りはしたくないとのことだったので, あっせん人		
より、今後は、民事調停、民事訴訟等の手続がある旨教示し、双方		
同席の上で不成立とした。		
なお申立人からは相手方代理人に対し,冷静に今後注意して欲しい		
と述べ、相手方代理人はいわゆるクレーマーの案件と考えてはいない		
との回答があった。		
審理期間:120日	期日回数:3回	
顧客:なし	金融機関:あり	
	かないため、和解には応じられな 案について検討するよう指示があ 第 3 回期日では、相手方・申立 く、申立人は、泣き寝入りはした。 より、今後は、民事調停、民事部 同席の上で不成立とした。 なお申立人からは相手方代理人 と述べ、相手方代理人はいわゆ との回答があった。 審理期間:120 日	

番号 東京④ ※現地調停(広島弁護士会) 申立年月日 2020年11月12日 終了年月日 2021年2月8日 紛争の種類・金融商品 相続預金に関する紛争 金融機関 信用金庫 顧客 個人,女性	
終了年月日 2021 年 2 月 8 日 紛争の種類・金融商品 相続預金に関する紛争 金融機関 信用金庫	
紛争の種類・金融商品 相続預金に関する紛争 金融機関 信用金庫	
金融機関 信用金庫	
顧客 個人,女性	
顧客の立場:	
亡母の死亡後,相手方で残高証明を調べたところ,約1万円	引しか残っ
ていなかったが、後に約 1,000 万円の定期預金があったこと	が判明し
/= ·	
相手方に確認すると、相手方支店の行員が、父の建設事務	所に持っ
事案の概要でいったとのことだった。	
申立人は相手方に対し、亡母の口座に関する全ての取引明	細を提
示し、また当該取引記録を削除しないよう求める。	
金融機関の立場:	
既に申立外で、相手方は、申立人に対し、申立人の請求ど	おりの全
ての預金取引履歴を提出している。	
結果 不成立	
申立人の請求は、父の死亡時時点での、母名義の預金の履	<b>産の提</b>
出を求めるものであり、相手方が提出済みとする履歴に本来 経過・和解の要点	であれば
記載されているはずだか、記載されていない。	
相手方は提出できる履歴は全て提出済みとの主張であった。	<b>o</b>

	申立人の「履歴があるはず」との主張には客観的根拠はなく、あっせ	
	んを継続しても成立の見込みが	ないことから,不調とした。
審理期間·期日回数	審理期間:89日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京⑭		
申立年月日	2020年12月18日		
終了年月日	2021年2月19日		
紛争の種類・金融商品	資金凍結の説明と解除に関する	紛争	
金融機関	資金決済業者		
顧客	個人,女性		
	顧客の立場:		
	2019 年 3 月以降, 相手方のアカウントを利用していたが, 2019 年 11		
	月に相手方の利用規定ポリシーに違反したとして、アカウントの残高		
事案の概要	全額(約30万円)を没収された。その際どのような違反をしたかの詳		
争余の似安	細も教えてもらえなかった。		
	相手方は申立人に対し、没収した全額を返金することを求める。		
	金融機関の立場:		
	(なし)		
結果	取下げ		
期日外にて和解し、相手方から支払いがなされたため取下げ		支払いがなされたため取下げとなっ	
経過・和解の要点 	<i>t</i> = 。		
審理期間·期日回数	審理期間:64日	期日回数:0回	
代理人	顧客:なし(ただし, 顧客の妹が	金融機関:なし	
	代理)		

番号	東京⑮	
申立年月日	2021 年 1 月 29 日	
終了年月日	2021年2月8日	
紛争の種類・金融商品	根抵当権設定に関する紛争	
金融機関	信用組合 個人, 男性·女性	
顧客		
顧客の立場:		
事案の概要	申立人らは, 申立人らの親族が経営する申立外法人が相手方から	
	極度額 3,000 万円の融資を受けるにあたり,自己所有の投資用不	

	動産を担保提供するため、根抵	当権設定契約を締結した。
	根抵当権設定契約の数か月後	, 申立外法人は破産したが, 相手方
は根抵当権設定契約締結の際に同申立外法人の経営状況に		に同申立外法人の経営状況について
	特段の説明をすることはなかった。	
	申立人らは相手方に対し、担保不動産競売開始決定の停止をするこ	
	とを求める。	
	金融機関の立場:	
	(なし)	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	申立人と相手方が和解したため、初回期日前に取下げとなった。	
審理期間·期日回数	審理期間:11日	期日回数:0回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

第一東京① ※現地調停(仙台弁護士会)

### 【第一東京弁護士会仲裁センター】

番号

申立年月日	2019年12月23日	
終了年月日	2020 年 7 月 21 日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローンに関する紛争	
金融機関	労働金庫	
顧客	個人,男性(申立人は顧客の相続人)	
	顧客の立場:	
	顧客は団信に加入しており、当該団信は加入期間が 70 歳までとなっ	
	ているところ, 顧客はかかる説明を受けていなかった。一般的には団	
	信 は 80 歳 までであるので, 70 歳 までとなっていること自 体 不 当 である。	
	また 70 歳で切れる旨の通知をもらっていれば保険加入などをしたり,	
	ローンの期限前弁済などをすることで対策ができたのに、金融機関は	
	かかる対応を怠ったのであるから、残債務は免除されるべきである。	
事案の概要	金融機関の立場:	
	顧客に対し、契約締結時に団信の期間について説明をしている。団	
	信は加入団体ごとに費用の観点から契約内容を決定するものであっ	
	て、金融機関等によって差が出てくるものであり、加入期間が他社と	
	比較して短いとしても不当とは言えない。加入期間が終了するについ	
	て通知義務はない。なお、契約途中で 76 歳まで引き上げており自動	
	的に適用されているが通知はしていない(なお, 顧客は引上げられた	
	年齢を超えた時期に亡くなった)。	

結果	和解	
	証拠上、契約時の説明に問題が	があったということは認められず, 通知
	義務も契約上認められないことが	から、残債務の免除は認められないこ
	とを前提に、金融機関においては引き落としがされなかった弁済予定	
経過・和解の要点	日の残高で支払額を固定し、同日以降の利息及び遅延損害金の請	
	求については行わないとのことで若干の減額をさせ、申立人において	
	も合意を得られたことから、同額を一括で支払うとの内容で和解が成立した。	
審理期間·期日回数	審理期間:209 日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	第一東京② ※現地調停(福岡県弁護士会)	
申立年月日	2020 年 3 月 11 日	
終了年月日	2020 年 12 月 10 日	
紛争の種類・金融商品	暗号資産	
金融機関	暗号資産交換業者	
顧客	個人,男性	
	顧客の立場:	
	相手方は、申立人が保有していた全てのポジションの強制決済を行っ	
	た。しかし、約款上、相手方には強制決済を行う権限が認められてい	
	ない。よって、相手方は、申立人が保有していたポジションを元に戻す	
	か、保有していたポジションについて当初からなかったことにするため、	
	強制決済により現実化した含み損を補填して欲しい。	
	金融機関の立場:	
事案の概要	強制決済は、JVCEA が定める暗号資産の証拠金取引におけるレバ	
事業の似安	レッジ倍率の上限を4倍とする自主規制ルールに対応するためであ	
	る。約款上、「法令改正、裁判所の命令、監督官庁の命令等により本	
	サービス等の提供ができなくなった場合」にサービス提供を停止できる	
	と定められており、強制決済は、かかる規定に基づく取引の停止に当	
	然に伴う措置として行われたものである。また、約款上、相手方はサー	
	ビス提供の停止により顧客がサービスを利用できなかったこと等によっ	
	て生じた損害については一切の責任を負わないとも定められており、	
	相手方は含み損を補填する義務を負わない。	
結果	和解	

経過・和解の要点	相手方が JVCEA の自主規制ルールに従う必要性は認められるものの,強制決済を行う約款上の明確な規定がなく,顧客に対する配慮を欠いたとして,相手方が顧客に解決金として約 100 万円を支払う旨の和解が成立した。	
審理期間•期日回数	審理期間:275 日	期日回数:5回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第一東京③	
申立年月日	2020 年 4 月 2 日	
終了年月日	2020年 12月 24日	
紛争の種類・金融商品	暗号資産	
金融機関	暗号資産交換業者	
顧客	個人,男性	
	顧客の立場:	
	申立人は、相手方の提供する暗	号資産取引アプリを用いて暗号資産
	の取引をしていたが、相手方の3	ノステムの不具合により暗号資産の
	取引が困難になってしまった。暗	号資産が急落したため、相手方のシ
	ステムにより自動的なロスカット	執行がなされて暗号資産が強制決済
	されたところ、申立人は上記不具	合によりロスカットを避けるための操
	作をすることができず、約 300 万	円の損失が生じたので, この損害の
事案の概要	賠償を求める。	
も、取引記録上、申立人がロスカットされたと主張していた。ロスカットの対象となった暗号資産取引		ウットされたと主 張している暗 号 資 産
		ってロスカット以前に決済され損失が
		となった暗号資産取引についても, 申
	立人がアプリ操作を試みたと主張	長する時点で既に一定の損失が生じ
	ていた。また、ロスカットを防ぐこと	とは時間的に不可能であった。
結果	和解	
	相手方が管理する取引記録、シ	ステム管理記録,問合せ記録等が
	提出され、その内容から、相手方側の何らかの不具合により申立人がアプリ操作をできなくなったであろうことが推認される一方、申立人自身で一部の決済がされたと推認されることをも踏まえ、相手方が解決金として約 200 万円の支払いに応じ、和解に至る。	
経過・和解の要点		
審理期間・期日回数	審理期間:267日	期日回数:4回

番号	第一東京④	
申立年月日	2020 年 7 月 8 日	
終了年月日	2020年 10月 29日	
紛争の種類・金融商品	預金,投資信託	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人,女性	
	顧客の立場:	
	定期預金の解約金等合計 2500	) 万円を相手方の職員が引き出し費
	消した。	
	①傷害保険金として口座に入っ	金された金員 約 500 万円
	②定期預金 200万円 ③定期	朗預金 500万円 ④定期預金 300
東安の柳西	万円	
事案の概要	⑤投資信託 約 1000 万円	
	金融機関の立場:	
	伝票に記載されている住所・氏名等は、申立人のものであり、職員が	
	偽造したなどの事業は認められない。	
	仲裁センターに申し立てる前から、申立外で申立人と金融機関の間	
	で争われている事項であり、和解に応じることはできない。	
結果	不成立	
<b>奴圾 和恕</b> 办而上	金融機関が和解拒否した。証拠上も顧客の主張を認めることは困	
経過・和解の要点 	難。	
審理期間·期日回数	審理期間:113 日	期日回数:2回
<b>华</b> 田 1	顧客:なし(補助者として親族	金融機関:あり
代理人	が同行)	

番号	第一東京⑤
申立年月日	2020 年 7 月 27 日
終了年月日	2020 年 12 月 22 日
紛争の種類・金融商品	暗号資産(暗号資産)
金融機関	暗号資産交換業者等
顧客	個人,男性
事案の概要	顧客の立場:

金融機関がトークンを発行し、ICOのプロジェクトをさかんに宣伝し、代表者も買いあおりをしていたため、顧客が複数回に分けて当該トークンを購入したところ、ICOは実施されず、かつ実施の見込みもない状態となり、当該トークンの価値も暴落し、価値はゼロになった。そのため、顧客は金融機関がICOの実施をしなかったことにより、購入額相当の損害を受けた。また、ICOを実施をしないことを決定する過程で適時の情報提供を行わなかったため、トークンの適切な時期における処分をすることができず、損害を受けた。

### 金融機関の立場:

ICO 実施のための開発は完了しているところ, ICO が実施できなくなったのは,金融商品取引法及び資金決済法の改正によるものであるから,金融機関は債務不履行責任も不法行為責任も負わない。仮に責任が認められた場合においても,利用規約の規定に基づいて,金融機関は免責される(あるいは,大幅に過失相殺をされる)。

	結果	不成立	
	経過・和解の要点	金融機関側において顧客が訴え	るのであればそれでよい、和解に応じ
		ないとの姿勢を示したため、手続きを打ち切った。	
	審理期間·期日回数	審理期間:148日	期日回数:4回
	代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第一東京⑥	
申立年月日	2020 年 9 月 23 日	
終了年月日	2021年12月11日	
紛争の種類・金融商品	預貯金	
金融機関	労働金庫	
顧客個人,男性		
	顧客の立場:	
	会社,勤務時,社内預金として定期預金を積み立てていた。退職時,	
	会社から通帳の返却を受け、確認したところ、ある時点で預金が引き	
	出され残高がほとんどない状態であり、会社総務及び預貯金先であ	
事案の概要	る相手方に問い合わせたが理由は不明であった。一連の引き出しに	
	ついては、申立人に憶えはなく、通帳は会社総務部が、通帳印は申	
	立人が自宅で保管しており、他人が引き出すことはない。よって、相手	
	方金融機関の管理ミスで預金が誤って引き出されたものと考えられる	
	ことから、金融機関に対して、この損害賠償を求める。	

	金融機関の立場:	
払戻手続きは、申立人の意思に基づきなさ請求に応じることはできない。		基づきなされたものであり、申立人の
結果	不成立	
	払戻手続きが、申立人の意思によるものなのか否かという点が争点と	
経過・和解の要点	なったが、相手方が、通帳の紛失・盗難等の異例な取引がなされた経	
	緯はないなどの払戻手続きに異常性がない旨の資料を提出する一	
	方,申立人からは,取引の異常性を基礎づけるような資料の提出等	
	はなく、また、相手方において申立人の請求に応じる意思を有してい	
	なかったため、不成立となった。	
審理期間·期日回数	審理期間:80日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	第一東京⑦	
申立年月日	2020 年 10 月 21 日	
終了年月日	2021年1月6日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローン(利息額)	
金融機関	信用組合	
顧客	個人,男性	
	顧客の立場:	
	申立人は住宅ローンの繰り上げ返済を希望し,希望日を伝えたにも	
	かかわらず、金融機関担当者の対応が遅く、不誠実であったため、希	
	望日より2日遅れての返済となり,利息が申立人の希望日に返済す	
	るよりも845円多く支払う結果となった。形式的には、その支払いを求	
	める申立てであったものの、実質的には、相手方担当者の対応への	
	苦情の申立てであった。申立人の苦情の内容は、相手方担当者の回	
東安の輝亜	答が遅い、回答内容や対応等に不満を抱くものであった。	
事案の概要	金融機関の立場:	
	返済日当日に事前にトラブル発展の可能性を懸念しており, 担当者	
	が返済日にあえて声がけもしたものの、申立人からは何の苦情もなか	
	った。しかし,返済後,2週間経過してから突然申立人から苦情が入	
	り、その後、何度も、通常の苦情の範囲を超えた乱暴な、架電やメー	
	ルが入った。申立人の質問内容は、相手方にとっては組織として回答	
	しかねることや、また相手方としては回答の必要がないと判断して同じ	
	内容のメールをあえて回答はしていたとの説明があり、相手方企業と	

	してはやむを得ない対応であったというものであった。	
結果	和解	
	相手方としては少額であっても金	会銭の支払いはできないことは明確で
経過・和解の要点	あり, 申立人もその点には応じて	金銭支払いの負担はなし, 一般的な
	謝罪条項を作成のうえ,解決とな	なった。
審理期間 · 期日回数	審理期間:78日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	第一東京⑧	
申立年月日	2020 年 11 月 10 日	
終了年月日	2021年3月31日	
紛争の種類・金融商品	違約金返還請求事件	
金融機関	資金移動業者	
顧客	株式会社	
	顧客の立場:	
	申立人は、相手方が提供する資	金決済システムアカウントを利用し
	て、申立人の商材の販売業等を	営んでいたが、相手方の利用規定ポ
	リシーに違反したとして、十分な	説明もなく一方的に申立人のアカウン
	トが停止され、アカウント内にあっ	った資金は違約金として没収された
事案の概要	が、申立人には同ポリシーに違反した認識はなく、違約金として没収された資金の支払いを求める。 金融機関の立場:	
社内の内部調査により、申立人の商材販売営業行為につき		の商材販売営業行為につき利用規
	定ポリシー違反があった事実を確認している。手続きには応じるが、	
	申立人の請求を棄却するとのあ	っせんを求める。
結果	和解	
	仲裁人から相手方に対し、利用規定ポリシー違反の有無の争点とは	
	別に、相手方の資金没収の措置につき、手続保障の観点から説明・	
経過・和解の要点	対応不十分な点があるとして、金銭の支払いの勧告をし、違約金の	
	一部を解決金として支払うことで、申立人相手方双方同意し、和解が	
	成立した。	
審理期間 · 期日回数	審理期間:142日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号 第一東京⑨ ※現地調停(愛知県弁護士会) 申立年月日 2020年12月18日 終了年月日 2021年3月23日 紛争の種類・金融商品 暗号資産 金融機関 暗号資産交換業者		
終了年月日 2021 年 3 月 23 日 紛争の種類・金融商品 暗号資産 金融機関 暗号資産交換業者		
紛争の種類・金融商品 暗号資産 金融機関 暗号資産交換業者		
金融機関		
配 <i>克</i> (田 L 田 M		
顧客    ┃個人,男性		
顧客の立場:	顧客の立場:	
相手方は、申立人から、口座管理維持手数料を徴収した。しか	し, 相	
手方ホームページによると、「2020 年 1 月より口座管理維持手	数料と	
して残高に応じて手数料を徴収いたします。なお、本人確認が気	記了さ	
れているお客様からの徴収はいたしません。」とされているところ	れているお客様からの徴収はいたしません。」とされているところ、申立	
人は, 2020年1月以前, 相手方に対し, 本人確認書類を提出	した。	
事案の概要よって、申立人は、相手方に対し、徴収された口座管理維持手		
の返還を請求する。	の返還を請求する。	
金融機関の立場:	金融機関の立場:	
本人確認は、ユーザーが、本人確認書類を提出するのみならず	本人確認は、ユーザーが、本人確認書類を提出するのみならず、その	
後相手方から送付された葉書に記載の PIN コードをウェブサイ	後相手方から送付された葉書に記載の PIN コードをウェブサイトに入	
カすることをもって、完了する。しかし、申立人は、かかるウェブ+	カすることをもって、完了する。しかし、申立人は、かかるウェブサイト	
への入力をしておらず、本人確認は完了していない。		
結果 和解	和解	
相手方は、本人確認手続きの方法について十分な説明を怠った。	相手方は、本人確認手続きの方法について十分な説明を怠ったとい	
う落ち度があったことを認め、また顧客との信頼関係を維持した 経過・和解の要点	う落ち度があったことを認め、また顧客との信頼関係を維持したいとい	
う意向もあることから、口座管理維持手数料全額を返還する和	う意向もあることから、口座管理維持手数料全額を返還する和解に	
応じた。	応じた。	
審理期間・期日回数 審理期間:96 日 期日回数:2回		
代理人 顧客:なし 金融機関:なし		

# 【第二東京弁護士会仲裁センター】

番号	第二東京①
申立年月日	2020 年 3 月 31 日
終了年月日	2020 年 8 月 18 日
紛争の種類・金融商品	預貯金
金融機関	地域金融機関
顧客	個人,男性
事案の概要	顧客の立場:

		申立人の預貯金が親族により勝手に引き出された。	
		金融機関の立場:	
		経緯から親族への委任は明白で、届出印も持参しており、払い戻しに	
		応じたことに問題はない。	
	結果	不成立	
٠	経過・和解の要点	主張に隔たりがあり、成立の見る	込みなく終了。
	審理期間·期日回数	審理期間:141 日	期日回数:1回
	代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第二東京②	
申立年月日	2020年6月20日	
終了年月日	2021年1月27日	
紛争の種類・金融商品	貸金	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人,女性	
	顧客の立場:	
	延滞中の借入金につき、担保物件の競売や任意売却はせず、返済	
<b>東京の畑</b> 亜	計画の見直しを協議したい。	
事案の概要	金融機関の立場:	
	条件変更は内容次第だが、返済	f 状況等に鑑み任意売却を進めた
	l,°	
結果	不成立	
<b>夕</b> 源 和柳の亜上	当事者双方とも遠隔地のため電	話会議により期日開催し、担保物件
経過・和解の要点 	の任意売却を含めた解決を試み	たが、調整が整わず不成立。
審理期間·期日回数	審理期間:222 日	期日回数:6回
代理人	顧客:なし(ただし, 顧客の子が	金融機関:あり(職員)
八 埋 八 	代理)	

番号	第二東京③
申立年月日	2020年7月1日
終了年月日	2020 年 8 月 27 日
紛争の種類・金融商品	融資
金融機関	信用組合
顧客	法人
事案の概要	顧客の立場:

	申立人は相手方と長年取引があ	5り,過去の融資も遅滞することなく返
	済しているが、今般、運転資金等	の融資を求めたところ断られた。融
	資謝絶の理由の説明を求める。	
	金融機関の立場:	
	申立人の融資申込みに相手方だ	が承諾する法的義務はなく、融資申
	込みを拒絶した理由を詳細に開示する義務もない。	
結果	不成立	
<b>双设 和超</b> 页声上	詳細な理由の開示はできないと	の相手方の回答を受け、あっせん人
経過・和解の要点 	が申立人に対応を助言したとこ	5, 助言に納得し終了。
審理期間·期日回数	審理期間:58日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第二東京④	
申立年月日	2020 年 12 月 25 日	
終了年月日	2021年3月15日	
紛争の種類・金融商品	暗号資産(仮想通貨)	
金融機関	暗号資産交換業者	
顧客	個人, 男性	
	顧客の立場:	
	相手方に預け入れた暗号資産がフィッシング詐欺による不正出金に	
	より喪失した。相手方のセキュリティ対策等の不備にも責任があり、双	
   事案の概要	方の過失と責任を勘案した解決を求める。	
事業の似安	金融機関の立場:	
	申立人がフィッシングサイトに ID	,PW を入力したことが原 因の流出で
	あり、法的な補償義務はないが、	高額の被害が発生している事案であ
	り, 話し合いによる解決を希望す	-る。
結果	不成立	
経過・和解の要点	当事者双方の解決金額の乖離が大きく、成立の見込みなく終了。	
審理期間·期日回数	審理期間:81日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

## 【神奈川県弁護士会紛争解決センター】

番号	神奈川県①
申立年月日	2020年2月7日
終了年月日	2020 年 4 月 6 日

紛争の種類・金融商品	支払済みの遅延損害金名下の金員の返還請求・金銭消費貸借	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人,男性	
	顧客の立場:	
	相手方に対する借入金債務(申	立人らが父から相続したもの)につい
	て, 申立人は, 相手方の態度を	原因として、期限の利益を喪失してい
	ないものと誤信したもので、申立	人の相手方に対する遅延損害金の
東安の振声	支払義務は、信義則に照らし発	生していない。よって、相手方が申立
事案の概要 	人から遅延損害金名下で受領済みの金員は、法律上の原因なく利	
	得されたものであるから、不当利得として返還を求める。	
	金融機関の立場:	
	相手方について,遅延損害金の	受領に関し, 法律上の原因に欠ける
	ところはなく、また、申立人が主引	長する信義則違反の事実もない。
結果	取下げ	
	第1回期日において,あっせん人	から申立人に対し、①相手方の信義
级 14 · 和 奶 の 亜 占	則違反を根拠付ける具体的事実	ミ関係を整理・補充して主張するこ
経過・和解の要点 	と、②上記①が困難であれば、取	刄下げも含めて検討することを要請し
	た。	
審理期間·期日回数	審理期間:59日	期日回数:1回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

## 【埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター】

番号	埼玉①
申立年月日	2020 年 10 月 21 日
終了年月日	2020 年 12 月 3 日
紛争の種類・金融商品	貸金
金融機関	農業協同組合
顧客	個人,女性
	顧客の立場:
	相手方と金銭消費賃借契約を結び、返済を行っていたが、経済的事
	情の変化により返済が困難となったことから、相手方と協議の上、可
事案の概要	能な限り返済を継続していく旨合意した。
	合意から 10 年後約 900 万円の遅延損害金が発生している旨の書面
	が交付された為、相当額に減額を求める。
	金融機関の立場:

_		
	申立人が自己破産を進めるかも	しれないとなって,返済計画作成のた
	めの面談を行い,返済可能額か	ら原契約の更改はせず,以降の返済
	分より充当の順番を変更するこ	ととし、元金から優先的に充当処理を
	行っている。また、契約時より遅	延損害金の説明は十分行っている。
結果	和解	
経過・和解の要点	期日においてお互いの認識の相	違を確認し、和解に至る。
審理期間·期日回数	審理期間:44 日	期日回数:1回
代理人	顧客:あり	金融機関:なし

## 【静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター】

		1
番号	静岡県①	
申立年月日	2020年3月11日	
終了年月日	2020年7月9日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローン	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人,男性	
	顧客の立場:	
	住宅ローンの一括繰上償還額に	こついて, 最終1回分の支払いを残し
	て残りを返済すれば全額返済ではないと認識。申立人は、他行から	
	既に繰上償還用の資金を借り入	、れており、他行との利息負担を考
	え, 違約金も含め全額返済に応	じた。しかしながら,契約書内容と違
事案の概要	った説明を受け納得しない状況:	で繰上償還を行ったため、支払済み
	の違約金を返却されたい。	
	金融機関の立場:	
	契約通りの対応。一部弁済は捉	え方の相違。繰上償還手数料の請
	求を伝えた上で最終的に一括で弁済された。契約時の説明も問題な	
	Lv <sub>o</sub>	
結果	不成立	
経過・和解の要点		
審理期間·期日回数	審理期間:121 日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	静岡県②
申立年月日	2021 年 1 月 12 日
終了年月日	2021 年 3 月 19 日

紛争の種類・金融商品	新規預金, 新規融資	
金融機関	信用金庫	
顧客	法人	
	顧客の立場:	
	当該信用金庫は合併がなされ、	申立人は旧信用金庫との取引実績
	あり。合併後、新規の取引はでき	きなくなり、取引に関して拒否される具
事案の概要	体的な理由を求める。	
	金融機関の立場:	
	融資先の与信のみの判断にて嗣	虫資をするか否か判断する。融資拒否
	に問題はない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点		
審理期間·期日回数	審理期間:67日	期日回数:1回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

### 【公益社団法人民間総合調停センター】

番号	民間総合①
申立年月日	2019年11月29日
終了年月日	2020年 10月 27日
紛争の種類・金融商品	貸金
金融機関	銀行
顧客	株式会社
	顧客の立場:
	申立外 A 社(以下「A 社」という。)が, 相手方銀行との間で, 金 30 億
	円を借り受け(以下「原契約」という。), 申立外 B 社(以下「B 社」とい
	う。)は連帯保証人となっていた。A社は、上記原契約に従って弁済す
	る一方、弁済後の残額につき、原契約に基づく借入金の返済方法及
	び弁済期限の延長を定める変更契約証書を相手方との間で新たに
事案の概要	交わしながら弁済をしていた。
	申立人は, 申立人, 相手方及び A 社との間で重畳的債務引受契約
	証書の定める合意に基づき, A 社が相手方に対して負担する原契約
	に基づく借入金債務につき、重畳的に債務引き受けをし、弁済してい
	<i>t</i> = 。
	その後、B社に対する会社更生手続きが開始された。B社の会社更
	生手続きにおいては、相手方はB社の債権者であり、申立人はB社

の連帯保証人となっていたが、B 社の更生管財人が、相手方の更生担保権について、届けられた債権額に応じて按分充当したが、相手方においては B 社単独の債権に優先して充当し、申立人が連帯保証していた債権について按分して充当しなかったため、申立人としては、上記充当方法は不当として、相手方に対して、債務弁済額が過払いであったとして 5700 万円の不当利得返還請求を行った。

#### 金融機関の立場:

相手方は申立人に対して、上記充当方法による処理につき連絡して おり、申立人は異議を述べなかったのだから、指定充当を認識してい た。認識していたと言えなくても気づかなかったことにつき過失があっ た。

また、相手方としては、上記充当方法についてB社の更生管財人にも通知しており、異議を述べなかったのだから追認していた。追認していたと言えなくても放置したことにつき過失があった。よって B 社も何らかの負担をすべきである。

		の貝担をすべるである。	
	結果	和解	
	   経過・和解の要点	過払いは 3500 万円であることか	「申立人と相手方との間で確認され
		<i>t</i> = 。	
		相手方は申立人に対して, 不当利得返還金として 3000 万円を支払	
		う。	
	審理期間∙期日回数	審理期間:333 日	期日回数:5回
	代理人	顧客:あり	金融機関:あり

#### 【兵庫県弁護士会紛争解決センター】

番号	兵庫県①
申立年月日	2020年10月8日
終了年月日	2020 年 11 月 18 日
紛争の種類・金融商品	投資(損害賠償請求)
金融機関	信用金庫
顧客	個人,男性
	顧客の立場:
	保険料を投資資金として運用する生命保険商品を勧められ契約。
事案の概要	元本は保証されていると言われたので契約したが、5年後に解約しよ
	うとしたところ、元本割れが生じていた。
	損失した額を補填してほしい。

_		
	金融機関の立場:	
	契約時に担当者から商品内容や	やリスクについて十分説明を行い, 申
	立人も理解した上で、各種書面を	への記入や署名・押印なども自身で
	行い申込みを行ったものであり、	本件契約に関して何らの落ち度や問
	題はない。	
結果	不成立	
	相手方としては、申立人の主張:	を容認することはできないという立場
経過・和解の要点	に加えて、申立人の主張も各種	書面との整合性が取れないことから、
	和解の見込みがないものと判断	<i>∟t</i> :。
審理期間·期日回数	審理期間:41日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

## 【愛知県弁護士会紛争解決センター】

番号	愛知県①	
申立年月日	2019年12月16日	
終了年月日	2020年7月8日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローン	
金融機関	労働金庫	
顧客	個人, 男性	
	顧客の立場:	
	利率の異なる二つの住宅ローン債務を負っている顧客が、退職金の	
	一部で、一部一括返済をしたところ、担当職員から「顧客が損をしない	
	ように処理させてもらいます」と言われたにも関わらず、実際には、高い	
車安の脚両	利率の住宅ローンの返済に優先的に充当されていた。	
事案の概要   	そのため、86万円の損害が生じた。	
	金融機関の立場:	
	顧客の指示に従った弁済充当をした結果であり、問題ない。	
	仮に、利息の低い方に先に充当したとしても、86万円ではなく、約35	
	万円の差額である。	
結果	和解	
	あっせん人から, 20 万円の和解案が提示され, 顧客はこれを受け入	
経過・和解の要点	れたが、金融機関側は 10 万円までしか譲歩できないと拒否した。	
	その後, 顧客が譲歩し, 10 万円	での和解が成立した。
審理期間·期日回数	審理期間:206 日	期日回数:3回
代理人	顧客∶なし	金融機関:あり(職員)

## 【愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター】

番号	西三河①	
申立年月日	2020年7月15日	
終了年月日	2021年1月27日	
紛争の種類・金融商品	手数料	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 男性 1 女性 1	
	顧客の立場:	
	融資組み直しの際に締結された業務委託契約が無効であるとして支	
東安の塩亜	払済みの報酬 1000 万円の返還を求めた。	
事案の概要	金融機関の立場:	
	一連のコンサルティング業務に対する対価として合意の上手数料とし	
	て受領した。	
結果	和解	
経過・和解の要点	元の金銭消費貸借へ戻すことにより、手数料も解消。	
審理期間·期日回数	審理期間:196日	期日回数:4回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	西三河②
申立年月日	2020 年 9 月 18 日
終了年月日	2021 年 2 月 25 日
紛争の種類・金融商品	預金
金融機関	信用金庫
顧客	個人,男性1
	顧客の立場:
	申立人の母から申立人名義の通帳へ送金手続きされた金銭が入金
	されないので返還を求めた。
事案の概要	金融機関の立場:
	申立人の母については成年後見人が選任されたので, 自動振込依
	頼を適法に解約した。
結果	不成立
経過・和解の要点	

審理期間∙期日回数	審理期間:160日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	西三河③	
申立年月日	2020年 10月 15日	
終了年月日	2020年 12月 16日	
紛争の種類・金融商品	貸金	
金融機関	地方銀行	
顧客	個人,男性	
	顧客の立場:	
	連帯保証人が金融機関に対して残債務額の確定を求めるもの。	
   事案の概要	金融機関の立場:	
争条の概安	残債務額の確定だけではなく、支払方法及び支払期限の確定につい	
	ても求めた。	
結果	和解	
<b>奴证 和舠</b> 办西上	残債務額,支払方法及び支払期限の合意。抵当権抹消について合	
経過・和解の要点 	意。	
審理期間·期日回数	審理期間:62日	期日回数:2回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり(職員)

# 【岐阜県弁護士会示談斡旋センター】

番号	岐阜県①(移管調停)
申立年月日	2020年3月16日(東京弁護士会受付)→2020年5月25日当会へ
H T + 1 D	移管
終了年月日	2020 年 7 月 15 日
紛争の種類・金融商品	外貨建終身保険
金融機関	地域金融機関
顧客	個人,女性
	顧客の立場:
古中の畑西	契約した外貨建終身保険について,元金(円貨)での最低保証がある
事案の概要	と虚偽の説明を受けた。謝罪を求める。
	金融機関の立場:

	契約通貨での死亡保険金が一時払保険料相当額を下回らない商品						
	であり、円貨での最低保証がある旨の説明をしたことはない。申立人						
	の主張する説明不足や虚偽説明はない。						
結果	不成立						
経過・和解の要点	合意の見通しがない(東京弁護士会からの移管調停)						
審理期間·期日回数	審理期間:移管後 52 日	期日回数:1回					
代理人	顧客:なし(ただし, 顧客の子が	金融機関:あり					
	代理)						

## 【福井弁護士会(金融 ADR のみ実施)】

申立年月日 20 終了年月日 20									
終了年月日 20	020年7月10日 改資信託								
	<b>改資信託</b>								
紛争の種類・金融商品 投									
	- m ^ <del>-</del>	设資信託							
金融機関信	用金庫	言用金庫							
顧客    個	]人, 女性								
顧	顧客の立場:								
営	常業の方から投資信託商品を勧	]められた。投資信託は元本の保証							
が	がないため、値下がりしたらすぐ売るつもりで「値下がりしたらすぐに知								
61	らせてください。」と営業の方にお願いし、約束をしてくれたので、令和								
元	元年 10 月に購入した。令和 2 年 4 月に信金からの郵便物の資料か								
事案の概要	ら評価損が発生していることが分かり、すぐに解約。約60万円余りの								
事業の概要 損	損失。なぜ連絡をくれなかったのか。損失相当額の金銭と法律が定め								
る <sup>5</sup>	る利息を支払ってほしい。								
金	金融機関の立場:								
支	支店長は、記録を見て、申立人が、購入時に評価損が出たらすぐに								
売	売却する予定であることを言っていたことは認めたが、連絡が遅れたこ								
٤٥	との責任は認めなかった。								
結果不	成立								
経過・和解の要点 おご	5互いの主張を譲らず, 合意の身								
審理期間·期日回数審	F理期間 : 40 日	期日回数:1回							
代理人顧	[客:なし	金融機関:あり							

## 【鹿児島県弁護士会紛争解決センター】

番号	鹿児島県①

申立年月日	2021年1月22日								
終了年月日	2021年3月5日	021年3月5日							
紛争の種類・金融商品	不動産売買損害賠償請求·融資	下動 産 売 買 損 害 賠 償 請 求 · 融 資							
金融機関	大手金融機関(静岡)	大手金融機関(静岡)							
顧客	個人,男性	個 人,男 性							
	顧客の立場:								
	申立人は、相手方の行員がサブリース業者と結託して、申立人の預								
	金情報を改ざんして不正融資を行い、市場価格より高値で不動産を								
	購入させたと主張し、当該不動産の代物弁済による一挙解決もしくは								
事案の概要	元本カットを求めた。								
	金融機関の立場:								
	元本カットするには裁判所での民事調停もしくは法務大臣認証の								
	ADR でしか解決できない。								
—————————————————————————————————————	取下げ								
経過・和解の要点	申立人より,直接金利について3	交渉するとのことで、取下げとなった							
審理期間·期日回数	審理期間:42日	期日回数:1回							
代理人	顧客:なし	金融機関:あり							

## 【札幌弁護士会紛争解決センター】

·			
札幌①			
2020 年 3 月 23 日			
2020 年 7 月 1 日			
投資信託			
信金			
個人 3 名(男性 2 名, 女性 1 名)			
顧客の立場:			
申立人は、相手方に金 600 万円の中期国債ファンドの投資信託(本			
件投資信託)を申し込んだ者(申込者)の妻である。			
申立人は,本件投資信託が,解約手続きを行っていないにもかかわら			
ず無断で解約され、金 500 万円が不正に引き出されたと主張して、相			
手方に対し、内部監査を行うことを求めた。			
金融機関の立場:			
本件投資信託は、申込者本人が解約手続きを行った。			
その2日後, 申立人が申込者の通帳と届出印を持参して来店し, 払			

	出請求を行った。 以上のとおり、無断での解約、並びに、不正な引出しはない。					
結果	不成立					
経過・和解の要点	双方の主張が平行線となり、解決の糸口を見出すことができなかった。					
審理期間·期日回数	審理期間:101日	期日回数:1回				
代理人	顧客:なし(ただし, 顧客の親が代理)	金融機関:あり				

# センター紹介

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\* 札幌弁護士会紛争解決センター 仙台弁護士会紛争解決支援センター 福島県弁護士会示談あっせんセンター 山形県弁護士会示談あっせんセンター 岩手弁護士会紛争解決センター 東京弁護士会紛争解決センター 第一東京弁護士会仲裁センター 第二東京弁護士会仲裁センター 神奈川県弁護士会紛争解決センター 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター 千葉県弁護士会紛争解決支援センター 栃木県弁護士会紛争解決センター 群馬弁護士会紛争解決センター 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター 山梨県弁護士会民事紛争解決センター 長野県弁護士会紛争解決センター 新潟県弁護士会示談あっせんセンター 愛知県弁護士会紛争解決センター・西三河支部紛争解決センター 岐阜県弁護士会示談斡旋センター 金沢弁護士会紛争解決センター 富山県弁護士会紛争解決センター 公益社団法人民間総合調停センター 京都弁護士会紛争解決センター 兵庫県弁護士会紛争解決センター 奈良弁護士会仲裁センター 滋賀弁護士会和解あっせんセンター 和歌山弁護士会紛争解決センター 広島弁護士会仲裁センター 山口県弁護士会仲裁センター 岡山弁護士会岡山仲裁センター 石見法律相談センター 愛媛弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会紛争解決センター (天神弁護士センター・北九州法律相談センター・久留米法律相談センター) 熊本県弁護士会紛争解決センター 鹿児島県弁護士会紛争解決センター

沖縄弁護士会紛争解決センター

## 札幌弁護士会紛争解決センター

札幌弁護士会紛争解決センターは,当事者自身が納得できる解決を図ることが最善と考え,自律的な解決を, 原則として3回以内の調停期日で,早期に実現することを目指しています。

調停人は、それぞれの経験又は専門分野を活かして、解決に努力しています。

当センターは、特色として、専門性が高い医療事件、金融取引、労働事件につき、それぞれ専門の医療ADR、金融ADR及び労働ADRを設置しています。

医療ADR及び労働ADRにおいては、一般ADRと同額の申立手数料(1万円・税別)のまま、専門性のある事件類型であることを踏まえて、医療機関側・使用者側の調停人1名と患者側・労働者側の調停人1名の調停人2名体制で事件処理を行っております。

平成30年9月の胆振東部地震発生に伴い、災害ADRを設置しました。災害ADRでは、申立手数料を無料とし、成立手数料についても、一部減免について柔軟な対応が可能です。また、申立手続の簡略化を図るべく、 弁護士相談前置は維持しながらも、「申立サポート弁護士」制度を採用し、相談担当弁護士の協力の下、早期及び簡易な調停申立が可能となりました。

び簡易な調停申立が可能となりました。 このように当センターでは、当該事件専門の調停人候補者の確保、調停人の人数の工夫、制度の柔軟な運用等 によって、どの事件類型においても、公平中立で、かつ、早期かつ柔軟な解決が実現できるように、センターと 調停人が協力しています。

調停人か協力し	Cいます。	
申立手数料	10,000円(税別)	期日手数料
☑ 申立人のみ		□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要
□ その他具体的	りに→	□ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合 100万円を超え300万円以下 300万円を超え3,000万円以下 3,000万円を超え3億円以下の場合 3億円を超える場合 ※原則として、上記金額を申立人と	
算出のベース	<ul><li> 紛争額</li><li> ▼ その他具体的に→</li></ul>	<b>尺</b> 額
その他必要な費	調停人が定める額、納付時期	立手数料以外の特別に要する費用が発生した場合には, 及び負担割合に従い,紛争解決センターに納付する(専門 おける現場調停の交通費など。)。

## 仙台弁護士会紛争解決支援センター

当センターでは、裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった身の回りに起こった民事上のトラブルについて、経験を積んだ弁護士が仲裁人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で、和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士、不動産鑑定士等の専門家も協力します。審理期日は3回程度で、3ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は、まず弁護士による法律相談をお受け下さい。その後申立人プレ審理→相手方プレ審理→第1回審理期日へと進んでいきます。なお、当センターでは、Zoom等を利用して、ご自宅からあっせん手続きに出席していただくことも可能です(リモートADR制度)。

また、新型コロナウイルスに起因して発生した様々なトラブルに利用できる災害ADR制度もあります。申立ては無料です。

災害ADRでは、弁護士が申立てをサポートする制度もあります。

・出張時の旅費および日当

#### 22,000円(税込) 相手方のみ相手方手数料として第1 申立手数料 期日手数料 回審理期日に11,000円(税込)納 但し, 申立人の経済的事情によって は,猶予・減額・免除の規定あり。 付。猶予等については申立手数料と また, 申立人プレ審理後審理不開始 同じ。 の場合は全額、相手方不応諾・期日 開始前に申立取下げの場合は半額を 返還する。 ☑ 申立人のみ □ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要 □ その他具体的に→ これ以外に期日手数料は不要 □ その他具体的に→ 相手方のみ相手方手数料とし て第1回審理期日に11,000 円納付。猶予等については申 立手数料と同じ。 成立手数料 100万円までの場合 8%×1.1 100万円を超え300万円までの場合 . . . (5%+30,000円) ×1.1 300万円を超え3,000万円までの場合 . . . (1%+150,000円) ×1.1 3,000万円を超える場合 (0.5%+300,000円) ×1.1 算出のベース ☑ 紛争額 解決額 事件の難易度や当事者の経済的事情等、仲裁人の意見を聞いて その他具体的に→ 増減または免除できる規定あり。原則当事者で折半。 その他必要な費用 手続に要した速記,通訳,鑑定,翻訳等の実費

I-4 1-4	
福島県弁護士会示	談あっせんセンター
	あっせん員となって速やかな紛争解決に努めています。
1 センターの特色	ソニヘムギーが眼ヒニノ市ルヒトップけ 夕公昭ごとに建
	以上の弁護士が関与し(事件によっては,各分野ごとに建 上で,これまでの経験を活かし,紛争の迅速(裁判所の調
停と較べて期日が早く入ること,原則として,3回以降	内の期日での解決することを目指します)、公正、妥当、
柔軟な解決を図ります。 2 海オス事件	
2 適する事件 原則として,受付にあたっては事件の種類による制脈	。 限は設けていません。一般的には,不動産関係紛争,建築
関係紛争,契約上のトラブル,交通事故,医療事故,決	丘隣紛争,男女関係紛争(離婚,養育費等含む),職場内
での紛争での利用が多いと見込まれています。 3 事件の申立	
	記載例も準備しております。足りない部分については,後
から訂正できます。	3 - M 2 - 111 2 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
<u></u> 申立手数料 20,000円+消費税	期日手数料
日 申立人のみ	□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 □ 不要
<ul><li>□ その他具体的に→</li></ul>	日 中立人0000 日 中立人 18475 日 179
成立手数料 金100万円以下の場合	• • • 8%
金100万円を超え金200万円以下の	
金200万円を超え金500万円以下の: 金500万円を超え金5000万円以下の	
金300万円を超え金3000万円以下の (いずれも消費税は別途)	ブ场ロー・・・ <ルTI<ルロ
算出のベース □ 紛争額 ☑ 解	決額
	, . <u></u>
その他必要な費用	
山形県弁護士会示	談あっせんセンター
	間に入って,話し合いによる解決のためのサポートを行い
	<b>彰に入って、話し合いによる解決のためのケホートを行い</b> 手方の言い分をよく聞いた上で、法的観点からのアドバイ
スを行い、示談成立による解決を目指します。示談が原	成立した場合には、成立手数料と引き換えに示談書の作成
を行います。 - 原則として 期日3回での解決を目指します 利田2	をご希望の場合は,示談あっせん申立書を提出してくださ
い。記載方法,書式につきましては,弁護士会窓口でで	
訴訟や調停とは違い,担当弁護士が,形式にとらわれ	つない柔軟な対応での問題解決を目指し、示談のあっせん
を行います。	
申立手数料	期日手数料
□ 申立人のみ	□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要
— 申立人(申立手数料):	
その他具体的に→ 20,000円	□ その他具体的に→
相子刀(心品子或科): 10,000円	
成立手数料 100万円以下 ・・・ 85	
	%+30,000円 %+70,000円
	%+120,000円
※原則として,当事者双方で半額ずつ	D負担
	決額

岩手弁護士	会紛争解決センター					
「岩手弁護士会紛争解決センター」は、経験豊た者のお話に丁寧に耳を傾け、柔軟な手続運営を行る	<ul><li> 手弁護士会紛争解決センター」を設立いたしました。 かな弁護士があっせん員となり、公正な立場に立ちつつ、当事 うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決をお手伝いしま。</li></ul>					
のトラブル,離婚・相続,慰謝料請求など,さまざ	立して、当事者の話し合いを重視して柔軟な解決策を探る、市					
まずは、お困りの紛争が「岩手弁護士会紛争解決センター」の手続に適しているかどうかなどについて、法律相談で確認することをおすすめいたします。 法律相談は、県内各地で実施しています(無料で相談が受けられる場合もあります)。 相談窓口は、岩手弁護士会ホームページの『弁護士に相談したい』をご覧いただくか、岩手弁護士会(019						
	祭にご利用される場合,申立書などの書式は,岩手弁護士会の 6もご参照ください。					
申立手数料 20,000円+消費税	期日手数料					
<ul><li>☑ 申立人のみ</li><li>□ その他具体的に→</li></ul>	□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要 □ その他具体的に→					
成立手数料 100万円以下 100万円を超え200万円以下 200万円を超え500万円以下 500万円を超え5000万円以下 5000万円を超え1億円以下 1億円を超える	0.070 1 1 12/313					
算出のベース	解決額					
スのルツ亜も井田						

## 東京弁護士会紛争解決センター

東京弁護士会紛争解決センターは、平成6年7月に開設されました。当センターへの申立には、あっせん申立て(あっせん人による和解のあっせんを求める手続)及び仲裁申立て(仲裁合意がある場合に仲裁判断を求める手続)の二種類がありますが、いずれも、管轄の定めはなく、裁判に比べれば書式、添付書類等の要件も緩やかで、当事者本人においても簡単に申し立てることができます。また、事案の内容や当事者の都合にもよりますが、平均2ヶ月弱の期間に、2~3回の期日の開催による短期間で、和解あっせんが可能です。当センターのあっせん人及び仲裁人には経験豊富な弁護士のほか、専門家が就任し、事案の内容に応じて専門家の知識を利用した適正かつ迅速な解決が可能です。さらに、学校問題ADRを平成30年1月から開始しました。また、令和元年台風対応の災害時ADRも設置しました。当事者双方の希望があれば、オンライン(ZOOM)による期日開催もできます。

申立手数料	11,000円	期日手数	料 5	5,500P	9
□ 申立人のみ		□ 申立/	人のみ [	☑ 申立	「人・相手方 □ 不要
その他具体的	・東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、相談料相当額(5,500円を上限とする。)を減額・金融ADRは、協定締結先が負担		也具体的(	<u>_</u>	金融ADRは、協定締結先が負担
成立手数料	300万円以下の部分		• • •	3%	
	300万円を超え1,500万円以下の部分	d c	• • • (	3%	
	1,500万円を超え3,000万円以下の部	部分	• • • 2	2%	
	3,000万円を超え5,000万円以下の部	部分	• • •	1%	
	5,000万円を超え1億円以下の部分		• • • (	0.7%	
	1億円を超え10億円以下の部分		• • • (	0.5%	
	10億円を超える部分		• • • (	0.3%	
算出のベース	<ul> <li>紛争額</li> <li>▽ その他具体的に→</li> <li>学校ADRのみ,下記のとお125万円未満・算定困難事業125万円以上300万円まで300万円を超え1,500万円も超え3,000万円を超え3,000万円を超え5,000万円を超え1億円まで5,000万円を超え1億円まで</li> </ul>	り。 	26.4万円 66万円+ 99万円+	]+(解決 (解決割 (解決割	頁A-1,500万円)×2.2%
その他必要な費	費用	<u> </u>			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

筆—	東京	弁謹-	上会体	裁セ	ソター
<b>カ</b> フ	$\Delta U$	ᄼᆝᄆᅑᅩ	ᅜᄼᅪ	יאנר ב	

紛争事件を適切に解決できるかどうかは、仲裁人に誰を選ぶかによって大きく変わってきます。第一東京弁護士会仲裁センターでは、仲裁人候補者として、様々な分野で経験豊かな弁護士(原則として10年以上の経験)や学識経験者等を名簿登載しております。そして、この仲裁センターは、日常生活で起こりうる身近な紛争だけではなく、特に秘密としたい事件、知的財産、建築や労災、金融や医療や国際家事といった専門的な知見が要求される紛争などについて、適正・迅速・低額に解決することを目指して運営されています。そのため、当センターでは当事者の希望を踏まえて仲裁人を選任することとしており、仲裁人候補者のプロフィールを第一東京弁護士会ホームページ(http://www.ichiben.or.jp/)上で公開しています。また、そのホームページからは、書式や規則等もダウンロードできるよう整備しており、透明性の高い仲裁センターであるための情報開示を心掛け、利用者が当会仲裁センターを利用しやすくなるよう常に努力をしています。

なお、当センターでは、令和2年6月10日から、新型コロナウイルスに起因するトラブルに関して、Zoom等のWEB会議システムを利用したオンライン手続きによる災害時ADR(以下、「オンライン災害時ADR」)を開始しました。オンライン災害時ADRは、従来のADRの特色に加えて、①弁護士会館に来所しなくても相手方と話し合いができる、②申立手数料・期日手数料が無料、③成立手数料が一般のADRの半額、④申立手続が簡略化されている、⑤成立手数料が一般のADRの半額、⑥申立書の書き方などを弁護士がサポートする制度(無料)がある、などより一層利用者の利便性を図った特色を有しております。制度開始後、相手方が手続に応諾したオンライン災害時ADRについては、非常に高い和解成立率となっています。

申立手数料	11,000	O円(税込)			期日	手数料		5,500	円(税込)			
□ 申立人のみ					E	申立人の	み	② 申3	立人・相手	方[	] 不	要
その他具体的	かに→	センターで 合は, 5,5	弁護士会の法法律相談を受 のの円(税以 のの円(税以 のは、協定網	がけた場 と)		その他具	体的	かに→	金融ADI 担	Rは,	協定締	語結先が負
成立手数料	金300 金1,50 金3,00 金5,00 金1億円	0万円を超 0万円を超 0万円を超	1,500万円 え3,000万 え5,000万 え1億円まで 億円までの話	円までの 円までの での部分	D部分 D部分	• •	•	8.8% 3.3% 2.2% 1.1% 0.77% 0.55% 0.33%	)			
算出のベース		紛争額 その他具体	本的に→	☑ 解決	央額							
その他必要な責	 費用	鑑定費用,	証人日当,	現場検	証のた	めの仲裁	裁人	旅費日当	áおよびそ	の他の	の諸費	用

## 第二東京弁護士会仲裁センター

第二東京弁護士会仲裁センターは、1990年3月、弁護士会が運営する紛争解決機関としては最初に立ち上げられた民間ADR団体であり、2020年3月に設立30周年を迎えました。それまで揉め事の解決といえば裁判所の訴訟や調停でしたが、当センターは民間ADR団体の魁(さきがけ)として紛争解決に大きな役割を果たしてきました。

2007年9月に「医療ADR」,2010年10月に「金融ADR」,2014年4月に「国際家事ADR」,2020年4月「子ども学校ADR」をそれぞれ新設し、医療紛争、金融商品取引紛争、国際的な家事紛争・学校内でのトラブルの実態を良く知る弁護士を仲裁人・あっせん人候補者に加えることで、充実した仲裁・和解あっせんを行えるようにしました。また、2010年3月には、当会多摩支部(弁護士会多摩支部会館・立川市)にて、多摩地区におけるADRのニーズにも対応できる体制を整えました(ただし、申立ては霞ヶ関で行っていただく必要があります。)。さらに、2020年11月からは、厚生労働省からの委託を受けて、厚生労働省のほか、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁と連携して「フリーランス・トラブル110番」の運営を開始し、この事業の中で、フリーランスの方のトラブルの解決のために仲裁センターの和解あっせん手続が活用されています。

また、新型コロナウィルスに伴う緊急事態宣言等を受け、期日開催において原則としてウェブ会議を利用するなど、より利用しやすい手続への対応も進めています。

管轄を問わない(どこに住んでいる人でも利用できる),事件を選ばない(どのような事件でも扱える),気軽に現地に出かける,一級建築士,カウンセラー,土地家屋調査士などの専門家を活用できるなど,民間だからこそできる機動的・柔軟な手続運営と納得のできる解決が特色です。(https://niben.jp/chusai/)もご覧ください。

申立手数料	11,000円(税込)	期日手数料	5,500円(税込)
☑ 申立人のみ		□ 申立人のみ	☑ 申立人・相手方 □ 不要
☑ その他具体的	①第二東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、5,500円(税込)②少額紛争事件(紛争価額が30万円以下)の場合、3,300円(税込)	その他具体的	りに→
成立手数料	300万円までの部分		8.8%
	300万円を超え1,500万円までの部分	• • •	3.3%
	1,500万円を超え3,000万円までの部分 ・・・ 2.2%		
	3,000万円を超え5,000万円までの部分・・・・ 1.1%		
	5,000万円を超え1億円までの部分	• • •	0.77%
	1億円を超え10億円までの部分	• • •	0.55%
	10億円を超える部分	• • •	0.33%
算出のベース	□紛争額	密頁	
	□ その他具体的に→		
その他必要な費用 遠隔地に出張して期日開催の場合 〇出張手当:期日開催場所までの距離と拘束時間により, あっせん人等…5万5千円~9万9千円 補助者等…2万7500円~4万9500円 (いずれも税込) 〇交通費・宿泊費:実費			

神奈川県弁護士会紛争解決センター			
当センターは、平成7年3月に開設され、簡易・迅速・公平をモットーに損害賠償、建築紛争、近隣紛争、交通事故、相続、離婚等民事紛争全般の解決を取り扱っています。あっせん人・仲裁人は、法曹経験豊かな当会の弁護士が担当します。事案によっては建築士等他の分野の専門家が加わることがあります。当センターは、平成20年3月、ADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)に基づく法務大臣の認証を取得しました。これにより、和解あっせん手続において、時効中断効や調停前置の特則等が認められ、市民の方にとってより利用し易くなりました。パンフレット、申立書の書式等は当会に備え置きしてあるほか、当会のホームページ(https://www.kanaben.or.jp/)からもダウンロードできます。お問い合わせは、電話045-211-7716まで。			
申立手数料 11,000円(税込) 「申立人のみ	期日手数料 5,500円(税込) □ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 □ 不要		
・ 神奈川県弁護士会綜合法律相談センターの有料法律相談をその他具体的に→ 受け、法律相談料を納付した方が申立てをする場合は、5,500円(税込)。	<ul><li>ご 中立人のの</li></ul>		
成立手数料 100万円以下の場合 100万円を超え300万円以下の場合 300万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超える場合	・・・ 8%×1.1 (但し,最低55,000) ・・・ (5%+3万円)×1.1 ・・・ (3%+9万円)×1.1 ・・・ (1%+69万円)×1.1 ※税込		
算出のベース □ 紛争額 □ Rix □ その他具体的に→	央額 		
その他必要な費用 鑑定費用, 測量費用, 現地調	<b>査の旅費,その他の費用</b>		
it マッキュ ヘーニッナ			

#### 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター 当センターは、平成7年10月に開設されました。 利用できる事件の種類に制限はありませんが、ご近所トラブルなど裁判にまではしたくないという場合や、男女問題・企業と顧客間のクレーム案件など秘密を守って解決したい場合、弁護士に依頼すると当事者の持ち出しとなってよう少額案件などにとって、特に使い勝手の良い紛争解決手段です。 経験豊富な弁護士が間に入り、時間をかけて双方の言い分を聞いたうえ、公正に判断し、話合いによる迅速で 円満な解決を図ります。 申立は所定の用紙に必要事項を書き入れるだけですので代理人を付けなくても簡単にできますし、申立手数料 は無料です。是非、当センターの示談あっせん・仲裁手続きをご活用下さい。 申立手数料 期日手数料 5.500円 無料 □ 申立人のみ □ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 □ 不要 □ その他具体的に→ □ その他具体的に→ 経済的利益の額を基に算出。 成立手数料 ☑ 解決額 算出のベース □紛争額 □ その他具体的に→ 当事者(申立人及び相手方)がそれぞれ1名の場合3,000円(税別),当事者(申立人又は相 その他必要な費用 手方が1名増すごとに2,000円(税別)の郵券代を申立時に申立人から徴収。

## 千葉県弁護士会紛争解決支援センター

千葉県弁護士会紛争解決支援センターは、令和元年10月1日に開設されました。

裁判外紛争解決手続(ADR)は、当事者の、当事者による、当事者のための紛争解決制度であり、我々はその支援をさせていただきたい、その想いを込めて、紛争解決「支援」センターと名付けました。他会と同様、法的紛争に限らずあらゆる紛争を対象とし、弁護士があっせん人(話し合いの進行・調整役)及び補助者(事務的な補助を行う者)となり、原則3回、3ヶ月以内の解決を目指し、運用しております。

当センターの特徴としては,以下の点が挙げられます。

#### 1. 専門ADR

医療事件や建築事件等の専門性の高い事案に対応するため、医師、歯科医師、建築士に「専門委員」として手続に参加していただき、その知見を紛争解決に役立てる制度を用意しました。

特に、医療事件については、干葉県で従前より医療ADRを手がけてきた「特定非営利活動法人医事紛争研究会 医療紛争相談センター」で活躍されていた医師及び歯科医師に引き続き当センターの専門委員に登録していただき、センター発足当初から充実した体制で運営することが出来ました。

#### 2. 災害ADR

千葉県では令和元年台風15号,19号等の大災害が発生しており,これにより生じた紛争の解決支援のため,災害ADRを立ち上げました。

被災された方にとってご利用いただきやすいように、申立手数料、期日手数料、日当及び実費を無料とし、成立手数料も最大50%減額できるよう制度設計しました。

また、ADRの申立てをサポートする弁護士が電話で当事者から申立て内容を聴取し、当事者に変わり申立書の作成を行う仕組みも作りました。

当センター開設から令和3年3月までの1年半余りの間に、一般ADR(医療ADR含む)55件、災害ADR58件の計113件の申立てがあり、迅速・柔軟な審理による紛争解決に対する市民のニーズの高さを実感しているところです。令和2年10月にはリモートADRマニュアルを作成し、ウィズ/アフターコロナを見据えた運用体制を整備しました。

今後も市民の皆様にとって、より利用しやすく、より満足度の高い解決支援が出来るよう努めて参ります。

申立手数料	11,000円 医事紛争(医業(歯科医業を含む。)の場合は 22,000円 医療機関側が申立の場合は44,000円	期日手数料 期日回開催毎に、各自5,500円 医事紛争の場合は期日開催毎に各自11,000円
☑ 申立人のみ		□ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 □ 不要
その他具体的	的に→ 特別の事情による,納付猶予,又は 減額若しくは免除あり。	□ 一方当事者のみの出席のもとに期日を開催したときは、出席した当事者のみ5,500円。他方当事者が同意したときは、他方当事者が同意したときは、他方当事者分も納付することができる。特別の事情による納付猶予、又は減額若しくは免除あり。
成立手数料	①100万円までの場合	••• 8.8%(最低額22,000円)
	②100万円を超え300万円以下の場合	<ul><li>• • 5.5%+33,000円</li></ul>
	③300万円を超え3000万円以下の場合	· · · 1.1%+165,000円
	④3000万円を超える場合	••• 0.55%+33万円
	<医事紛争の場合>	0.00/ (5/1/47.4.777)
	<ul><li>①300万円までの場合</li></ul>	・・・ 8.8% (最低額11万円)
	②300万円を超え1500万円以下の場合	••• 264,000円+(紛争の価額-300万円)×3.3%
	③1500万円を超え3000万円以下の場合	••• 66万円+(紛争の価額-1500万円)×2.2%
	④3000万円を超え5000万円以下の場合	••• 99万円+(紛争の価額-3000万円)×1.1%
	⑤5000万円を超え1億円以下の場合	・・・ 121万円+(紛争の価額-5000万円)×0.77%
笠山のか フ	⑥1億円を超える場合	・・・ 1,595,000円+(紛争の価額-1億円)×0.55%
算出のベース	<ul><li>✓ 紛争額</li><li></li></ul>	
その他必要な費	審理に要する鑑定費用,証人日当,と	出張の際のあっせん人等,専門委員,和解あっせん人補助者及び仲裁 D他の諸費用については,あっせん人等が申立人及び相手方の負担割 手方が負担。

栃木県弁護士会民事紛争解決センター
当センターにおいては、弁護士が、中立的な第三者として、双方の当事者の話を聞き、簡易・迅速・公正な 紛争解決をはかることを目指しております。具体的には、3回程度の手続により、また、手続間の間隔を3週間程度とし、遅くとも3ヵ月以内での紛争解決を目指しております。 担当弁護士については、弁護士登録5年以上の者を充てることとし、また、医学、建築、会計等の専門知識を要する紛争については、各分野の専門委員が手続に加わることもあります。 さらに、申立手数料を1万円(消費税別)に押さえ、経済的にも利用しやすい制度となるよう、心がけております。
申立手数料 1万円+消費税 期日手数料 なし  ☑ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要  □ その他具体的に→ この他具体的に→
成立手数料 100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%+3万円 300万円を超え3000万円以下の場合・・・ 1%+15万円 3000万円を超える場合 ・・・ 0.5%+30万円 算出のベース 分争額
その他必要な費用 手数料以外に鑑定費用等の特別な支出が生じた場合は、その実費を負担して貰うこともある。
群馬弁護士会紛争解決センター
群馬弁護士会のADRセンターは、設立後、毎年10件以上の申立てを受け、紛争解決に至った案件も多数あります。今後も市民に積極的に活用していただき、法的紛争の解決に寄与したいと考えております。こんなトラブルも解決してくれるのだろうかと不安に思われても遠慮なく申立てしていただければと思います。手数料も低く、丁寧な手続運営を心がけております。まずは、お近くの弁護士に相談され、当センターのご利用をご検討いただければと思います。
申立手数料 10,000円+消費税 期日手数料
<ul><li>□ 申立人のみ</li><li>□ 申立人・相手方</li><li>□ □ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □</li><li>□ □ □ □ □</li></ul>
成立手数料 100万円以下の場合 ・・・ 8%+消費税 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%+3万円+消費税 ・・・ 1%+15万円+消費税 ・・・ 0.5%+30万円+消費税
算出のベース □ 紛争額 □ 解決額
□ その他具体的に→
その他必要な費用

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター
平成19年3月より、紛争に悩む市民の方への新たな法的サービスとして静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターを開設いたしました。「裁判よりも手軽でスピーディー、調停よりも専門的」をモットーとして、紛争の早期かつ妥当な解決を目指しております。静岡、沼津、浜松の弁護士会各支部であっせん・仲裁をおこなっており、地域の実情に照らした適切な紛争処理が実現できるように配慮しております。広報活動も市町の相談窓口へのパンフレット送付、静岡県弁護士会のホームページでのPR等を行っており、今後とも県民の皆様方に幅広く利用して頂けるよう努力して参ります。
申立手数料 11,000円(消費税込) 期日手数料 □ 申立人のみ □ 申立人・相手方 □ 不要 □ その他具体的に→ □ その他具体的に→
成立手数料 100万円以下の場合 ・・・ 8%+消費税 100万円を超え200万円 ・・・ (5%+3万円)+消費税 200万円を超え500万円未満 ・・・ (3%+7万円)+消費税 5,000万円を超え1億円未満 ・・・ (1%+62万円)+消費税 1億円を超える場合 ・・・ (0.5%+112万円)+消費税
算出のベース □ 紛争額 □ 解決額 □ その他具体的に→
その他必要な費用
山梨県弁護士会民事紛争解決センター
平成14年6月に設立して以来、約20件の和解あっせん事件を取り扱っており、半数以上が解決しています。和解あっせん申立を経験された方には、専門家が解決にあたっており、多額の費用を要することなく早期に的確な解決が図れると好評です。現時点では申立件数が多くありませんので、いつでも受付を受理し、すぐに審理を開始することが可能です。多くの方の利用をお待ちしています。
申立手数料 11,000円(消費税込) 期日手数料 □ 申立人のみ □ 申立人・相手方 □ 不要 □ その他具体的に→ □ その他具体的に→
成立手数料 100万円以下の部分 ・・・ 8% ~300万円以下の部分 ・・・ 5% ~3,000万円以下の部分 ・・・ 3% ~1億円以下の部分 ・・・ 1% 1億円を超える部分 ・・・ 0.5%
算出のベース

長野県弁護士会紛争解決センター		
合いによって紛争を解決することを目指します。 取り扱う事案は、広く和解あっせんに適する民事事件 請求、親族間紛争、建築に関するトラブル、境界や駅 等々、様々な事案に幅広くご利用できます。	公正中立な立場で当事者双方から言い分を聞き、話し 中一般を対象にしています。不法行為に対する損害賠償 蚤音など相隣関係トラブル、不動産に関するトラブル 立手数料1万1000円(消費税込)と成立手数料のみで まずは長野県弁護士会(026-232-2104)	
申立手数料 11,000円 (消費税込) ※災害ADRは無料 ☑ 申立人のみ □ その他具体的に→	期日手数料 □ 申立人のみ □ 申立人・相手方 □ 不要 □ その他具体的に→	
成立手数料 100万円以下の場合 100万円を超え300万円以下の場合 300万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超える場合 災害ADRは上記基準の半額 いずれも消費税込み 算出のベース	3 ••• 1.1%+16.5万円 ••• 0.55%+33万円	
その他必要な費用 遠距離交通費,専門委員意見記	書作成費用(医師10万円,その他3万円)	
新潟県弁護士会示詞	<b>炎あっせんセンター</b>	
るため示談斡旋センターを設置しています。 ご近所問題や親族関係・契約トラブルなどの法律問題 り、申立人と相手方の話をよく聞きいたうえで、公正・ 紛争の早期解決を目指します。 申立ご希望の方には、申立されようとする案件が示意 談で相談していただくことをおすすめしています。	を使わず当事者双方の話し合いによる解決をサポートす題について、豊富な経験を持つ弁護士があっせん員とな・中立な立場で法的観点から適切なアドバイスを行い、 炎あっせんに適するものかどうかを、まず、弁護士に面新潟県弁護士会(全025-222-5533)までお電話く	
申立手数料 12,000円(税別)	期日手数料 □ 申立人のみ □ 申立人・相手方 □ 不要	
□ その他具体的に→	回 中立人のみ 回 中立人・相手方 回 不要原則不要。但し、金融ADRについては金融機関において 1期日25,000円(税別)の期日手数料がかかります。	
成立手数料		
算出のベース ☑ 紛争額 □ 解決額 □ その他具体的に→ その他必要な費用		

## 愛知県弁護士会紛争解決センター& 愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き、話し合いによる解決を目指 します。民事上の紛争であれば、原則として事件の金額・種類は問いません。

平成9年4月の設置から20年余りを経ており、この間、平成20年6月にはADR法に基づく法務大臣の 認証を取得しました。令和2年度中に受理した事件は166件(西三河支部・一宮支部開催含む)です。ま た、令和2年度中に和解が成立した事件は70件であり、受理事件の3~4割は和解で解決しています。

専門性の高い案件への対応にも力を入れており、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、カウンセラー 社会福祉士、 IT関係等の専門家あっせん・仲裁人候補者が44名います。また、医療を巡る紛争事件の数が 多いことも特徴であり、医療の専門知識が必要となる案件については、医師・歯科医師に専門委員として関与 してもらって手続を進めています。平成25年度以降は、医療ADRの充実を図るため専門委員の増員を行っ てきており、現在では、医師49名・歯科医師7名、計56名(29診療科)まで拡充しました。

このほか、金融ADR、国際家事ADR(ハーグ条約案件)への対応にも取り組んでいます。

ナーナッシュ		
申立手数料 🕢 申立人のみ	11,000円(消費税込)	期日手数料 □ 申立人・相手方 ☑ 不要
	カニ 特別な事情がある場合は申立手	
□ その他具体的	物に一数料を減免することができる。	□ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合 100万円を超え200万円以下の場合 200万円を超え500万円以下の場合 500万円を超え5,000万円以下の場合 5,000万円を超え1億円までの場合 1億円を超える場合 ※算出した額から1,000円未満を切り	<ul><li>・・・ 0.8%に496,000円を加えた額</li><li>・・・ 0.4%に896,000円を加えた額</li></ul>
算出のベース	□紛争額	
	☑ その他具体的に→ ん・仲碁	と相手方で按分して支払うが,その負担割合は,あっせ 成人が決定する。また,特別の事情があるときは減額又 されることもある。
その他必要な費	用	
	岐阜県弁護士会	示談斡旋センター
		間に入って,解決のためのサポートを行います。訴訟や
	<sup>旦当</sup> 并護士か,形式にとらわれない柔¶	な対応での問題解決を目指します。
申立手数料	<sup>旦当弁護士が</sup> ,形式にとらわれない柔戦 	成な対応での問題解決を目指します。 期日手数料 双方から5,000円(税別)(第1回期日手数料 期日は無料)
申立手数料 <ul><li>団 申立人のみ</li></ul>		期ロチャル 双方から5,000円(税別)(第1回
. —	10,000円(別途消費税)	期日手数料 双方から5,000円(税別)(第1回 期日は無料)

• 現場検証等のために必要とされる旅費交通費等の実費

・郵送費→相手方の数×1,000円を申立時予納 ※不足分は追納,残額は返還(返還にかかる費用は申立人負担)

□ その他具体的に→

その他必要な費用 🗌

金沢弁護士会紛争解決センター
金沢弁護士会紛争解決センターでは、外部専門家との連携や実務経験豊富なあっせん人による納得性の高い紛争解決を目指しています。 また、当センター運営委員会は比較的若い会員により構成され、あっせん人補助者として個々のあっせん手続に関わることによってあっせん人の質の伝承・維持に努めるとともに、今後、ウェブ会議システムを利用したあっせん手続を実施し、さらなる利便性の向上を図る予定です。加えて、近時の災害の大規模化・多発化に鑑み、令和2年、災害ADR規則を制定し、災害復興支援ワーキンググループとの連携を強化し、被災者の法的支援にも制度的に対応できる体制を構築しています。
申立手数料 10.000円(税別) 期日手数料  □ 申立人のみ □ 申立人・相手方 □ 不要  □ その他具体的に→ □ その他具体的に→  成立手数料 100万円以下の場合 100万円を超え200万円以下の場合 200万円を超え500万円以下の場合 500万円を超え500万円以下の場合 500万円を超え1億円以下の場合 1億円を超える場合 1億円を超える場合 □ 紛争額 □ 解決額 □ その他具体的に→
その他必要な費用 通訳料,鑑定・出張料
富山県弁護士会紛争解決センター
当センターは、経験豊富な弁護士があっせん人となり、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、話し合いにより紛争を解決することを目指し、平成20年4月1日から業務を開始しております。金銭トラブル、借地借家、交通事故、家族間の紛争、消費者被害、医療事故、犯罪被害弁償、賃金不払いなど、身の回りに起こった民事上のトラブルについて、裁判や調停はしたくない、話し合いで解決したいときに利用してください。申立ては、紛争の要点などを記載した申立書を提出する必要があります。書き方がわからない場合は、弁護士による法律相談を受けられる方がよろしいでしょう。あっせん人は、申立人や相手方からていねいに事情を聞き、紛争の要点を把握した上で、紛争の解決に向けて話し合いをリードし、3回程度の期日で解決を図るよう努めます。下に記したように費用はかかりますが、弁護士に依頼し、裁判で解決する場合に比べると低廉になっております。  当センターは、「親切」、「円満」、「早期」をモットーにトラブルの解決を目指しています。民事トラブルを抱えた人には身近な解決方法としてご活用頂けるものと思います。
申立手数料 10,000円(税別) 期日手数料 □ 申立人のみ □ 申立人・相手方 □ 不要 □ その他具体的に→ 当面の間,期日手数料無料
成立手数料 100万円以下 ・・・ 8万円 100万円超,300万円以下 ・・・ 5%+3万円 300万円超,3,000万円以下 ・・・ 3%+9万円 3億円超 ・・・ 2%+39万円 3億円超 ・・・ 1%+339万円 算出のベース □ 紛争額 ☑ 解決額 □ その他具体的に→

## 公益社団法人民間総合調停センター

当センターは、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関となることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加して設立した公益社団法人です。このような多種多様な参加団体が一緒にADR機関を設立したのは、全国で初めてで、ADR促進法に基づく法務大臣の認証も受けています。

司法関係者にとどまらず、紛争の内容に応じ、それぞれの専門分野の方々が和解あっせん人、仲裁人として関与することにより、公正、迅速、低費用で解決を得られることを目指して、「和解あっせん手続」と「仲裁手続」の二つの手続を実施していますので、是非ご利用ください。

なお、当センターでは、専門士業等による「申立補助制度」を実施しています。「申立補助制度」は、申立を希望する方に、専門士業等が申立書の書き方や必要書類のアドバイスをするもので、手数料は無料です(予約制)。

詳細は、当センターのHP(https://minkanchotei.or.jp/)をご覧いただくか、お電話でお問い合わせください(電話番号: 06-6364-7644)。

申立手数料 ☑ 申立人のみ	【一般事案】 1件につき,10,000円 【国際的な子の監護に関する和解あっせん手 続・ハーグ条約に関する事案】 1件につき,合計30,000円	期日手数料 □ 申立人・相手方 ☑ 不要
□ その他	①申立時に10,000円 ①申立時に10,000円 ②相手方の応諾意思を確認できた後, 残金20,000円 【災害事案】 免除	□ その他具体的に→
成立手数料	【一般事案】 100万円未満 100万円以上200万円未満の場合 200万円以上500万円未満の場合 500万円以上1,000万円未満の場合 1,000万円以上5,000万円未満の場合 5,000万円以上1億円未満の場合 1億円以上1億5,000万円未満の場合 (以降,5000万円ごとに,250,000円を但し,事案により,成立手数料を30%の単 【国際的な子の監護に関する和解あっせん一律10万円 但し,事案により,成立手数 【災害事案】 一般事案の標準額の2分の1を基準とします。	西田で増減する場合があります。 手続・ハーグ条約に関する事案】 対料を50%の範囲で増減する場合があります。
算出のベース	<ul><li> 紛争額</li><li> 足の他具体的に→</li></ul>	
その他必要な費		等:実費 せん手続・ハーグ条約に関する事案】

京都弁護士	F 会紛争(	解決わ?	リター
不知了一篇		4年 <i>7</i> 天 1′	<i>J</i> · y —

これまで紛争解決制度としては、裁判所による裁判や調停が唯一の方法でした。しかし、社会や人間関係が複雑化するに従い、そこに生起する紛争も複雑・多様化してきましたので、種々の紛争パターンに応じた紛争解決制度が求められるようになりました。また、簡易・迅速な紛争解決制度があれば、法律相談業務において相談事件の中で簡易・迅速な紛争解決に適する事件について、そのような制度を相談者の皆様に提示することができ、相談業務を一層充実、強化することになります。

そこで、京都弁護士会では2000年10月、民事紛争を簡易・迅速に解決する制度として「京都弁護士会仲裁センター」を発足させました。2007年4月より、名称を「京都弁護士会紛争解決センター」に変更しました。ADR法の認証も取得しており、時効中断効などの法上の効果も付与されました。京都駅前法律相談センターや、京丹後市の丹後法律相談センターでも手続きが利用可能です。管轄を限定するものでなく、京都府外の方でも広く利用できますので、皆様もぜひ御利用ください。

また、2020年度より「コロナ対応臨時Web調停」を設け、新型コロナウイルス感染症の流行下においても紛争解決手段を確保するために、由立から解決までの手続きをWeb上で行えるように規則を制定しました。

一枚と呼ばするために、十五万分所入のでの一点によるのとに入れるのとに対抗している。			
申立手数料	11,000円(税込)	期日手数料	
☑ 申立人のみ		□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 □ 不要	
□ その他具体的	りに→	□ その他具体的に→	
成立手数料 (税別表示)	成立額100万円以下の部分 成立額100万円を超え300万円以 成立額300万円を超え3000万円以下 成立額3000万円を超える部分 ※申立人及び相手方で折半		
算出のベース	<ul><li> 紛争額</li><li> その他具体的に→</li></ul>	決額	
その他必要な費	事件の審理のために必要な鑑 の費用	<b>監定料,あっせん人・仲裁人及び専門委員の交通費及び日当等</b>	

## 兵庫県弁護士会紛争解決センター

お, 多重債務問題(サ 和解あっせん申立て	う金,クレジットの債務整理など) は,法律相談を経た場合,または,	です。離婚,相続などの家事事件もこの中に含まれます。なについては扱っておりません。 弁護士が代理人となって申し立てる場合に限られます。 関する法律(ADR法)に基づく法務大臣の認証を取得しまし
たた ター 護士	000円(税込) ごし,申立人が本会総合法律セン -の有料相談を受け,その担当弁 この紹介を得て申立てをした場合 法律相談料相当額を減額する。	期日手数料
☑ 申立人のみ		□ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☑ 不要
<ul><li>✓ その他具体的に</li><li>→</li></ul>	利用について協定を結んでいる団体を通じて申込みがあった場合,申立手数料はその団体が負担する。	□ その他具体的に→
	O万円以下の部分	• • • 8%
	0万円を超え300万円以下の部	
	0万円を超え3,000万円以下の 100万円を超える部分	部分 ・・・ 0.5%
算出のベース		· 決額
	☑ その他具体的に→ 原則と	して当事者折半。
その他必要な費用		の鑑定費用,交通費その他の和解あっせんに要する実費 る額,納付時期及び負担割合に従い,紛争解決センター

	奈良弁護士会	仲裁センター	
奈良弁護士会所属 します。	 룋の経験豊富な弁護士が和解あっせん	ん人として関与し,法的紛争の適切・迅速な解決を目指	
特に、犯罪被害は	こ関する損害賠償額の調整,隣人との 事者同士では妥当な着地点を見出する	のトラブル,不貞行為やセクシャルハラスメントの損害 ことが困難な紛争に有効です。	
申立手数料 1	0,000円	期日手数料	
☑ 申立人のみ		□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要	
□ その他具体的に		│ □ その他具体的に→	
1 <sup>1</sup> 3 <sup>1</sup>	00万円以下の場合 00万円を超え300万円以下の場合 00万円を超え3,000万円以下の場合 ,000万円を超える場合	··· 8% ··· 5% ··· 1% ··· 0.5%	
算出のベース	□ 紛争額 □ 図 解決	<b>夬額</b>	
	□ その他具体的に→		
その他必要な費用	審理のため必要な鑑定料,旅	費交通費等の実費	
	滋賀弁護士会和解	あっせんセンター	
あっせん手続を主 迅速な解決を図りまで、各種の損害賠償います。特に、迅速 いを行いたい場合なため(弁護士が代理 律相談をお受けくな	学して、公平・中立な立場から、紛争は、手続の対象となる法的紛争は、 賞請求事件や、家庭内のトラブル、登 遺請求事件や、家庭内のトラブル、登 まな解決が必要なケース、当事者間の などに有効な手続です。なお、手続の 里人として申し立てる場合は除く)、 ごさい。	会所属の経験豊富な弁護士があっせん人となり、和解 争当事者間の話し合いを促す形で、法的紛争の適切かつ 、当事者の和解による解決が可能な民事・家事紛争全般 金銭トラブル、労使間のトラブルなど、様々な紛争を扱 の感情的な対立が激しいケース、非公開の手続で話し合 の利用にあたっては、弁護士からの紹介状が必要となる 、まずは弁護士会や各法律事務所などが実施している法	
申立手数料 1	1,000円(消費税込)	期日手数料	
	1,00013(府東州区)		
☑ 事立人のみ		□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要	
□ その他具体的に		□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要 □ その他具体的に→	
□ その他具体的に 成立手数料 1 1 3	□→ 00万円以下 00万円超300万円以下 00万円超3000万円以下 000万円超3000万円以下 000万円超	□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 □ 不要	

和歌山弁護士会紛争解決センター			
昨今, 社会における人間関係の変化や紛争の複雑化を背景として、これらに対応できる、市民にとって身近で利用しやすい紛争解決手続きが求められています。 そこで、和歌山弁護士会では、相談から解決までを見通せる制度として2013年4月1日に「和歌山弁護士会紛争解決センター」を設立いたしました。2015年6月3日には、ADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。「和歌山弁護士会紛争解決センター」では、経験豊かな弁護士があっせん人となり、公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。 取り扱う事案としては、広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象としています。例えばお金の貸し借り、隣地とのトラブル、離婚や相続など、さまざまな法律上のトラブルの解決にご利用いただけます。 「和歌山弁護士会紛争解決センター」への申立は、「弁護士が代理する」か、「弁護士による法律相談を経た上でその弁護士による紹介状を添付する」ことが必要になります。弁護士による法律相談については、和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか、和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので、そちらもご参照ください。 申立の方法や、申立書、紹介状の書式は、和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので、そちらもご参照ください。			
ADRを障害がある人にも利用しやすくするため,2017年から「障害者なんでもADR」を開始しました。			
申立手数料 11,000円(税込) 期日手数料 ☑ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要 □ その他具体的に→ □ その他具体的に→			
成立手数料 100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円の場合 ・・・ 5%+30,000円 300万円を超え3,000万円の場合 ・・・ 1%+150,000円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%+300,000円 ※いずれも税別。			
<ul><li>✓ その他具体的に→ 原則として当事者間で折半してお支払いいただきます。</li><li>その他必要な費用 事件の審理に必要な鑑定料、旅費等が発生した場合はその実費を当事者にご負担いただきます。</li></ul>			
広島弁護士会仲裁センター			
弁護士が「あっせん・仲裁人」となり、申立人と相手方の言い分をよく聞いたうえで、公平・中立な立場から、妥当な解決を図れるようアドバイスしたり仲裁判断をして、できるだけ短時間でトラブルを解決します。事案の種類は問いません。各種の事故の損害賠償、金銭トラブル、家庭内のトラブル、相続問題、従業員の解雇をめぐるトラブルなど、様々なトラブルの解決に幅広く利用できます。平成22年1月より新たに医療ADRが設置され、医療をめぐる紛争も扱うようになりました。相手方があっせん・仲裁に応じると、3回程度の期日(期間にして3ヶ月程度)で解決するように努力します。期間が短い分、1回の期日ごとに充分な時間をかけて双方の言い分をよく聞きます。費用は申立てに10,000円(税別)、解決時に成立手数料をお支払いいただきます。			
申立手数料 10,000円(税別) 期日手数料 <ul><li>□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 □ 不要</li><li>□ その他具体的に→ □ その他具体的に→</li></ul>			
成立手数料 100万円未満の場合 ・・・ 8% (ただし,最低額は50,000円。) 100万円以上300万円未満の場合 ・・・ 5%+30,000円 300万円以上3,000万円未満の場合 ・・・ 1%+150,000円 3,000万円以上の場合 ・・・ 0.5%+300,000円 9出のベース □ 紛争額 □ 解決額 □ その他具体的に→ その他必要な費用 審理のため必要な鑑定料,旅費交通費等の実費			

# 山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口 [川口県弁護士会仲裁センター]

山口県弁護士会仲裁センターでは、当会の会員の弁護士が仲裁人となって、申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで、話合いによる問題解決(和解)を目指すものです。お金の貸し借りや借地・借家のトラブル、交通事故の損害賠償、建築をめぐるトラブル、離婚問題、遺産問題、境界、日照など、隣人間のトラブル、解雇・セクハラ問題など、さまざまな事案に幅広くご利用できます。また、事案によっては、弁護士である仲裁人のほか、医師、歯科医師、行政書士、不動産鑑定士、建築士、社会保険労務士、土地家屋調査士などの専門家が弁護士と共同して和解のあっせんや仲裁を行います。申立てには弁護士からの紹介状が必要になりますので、まずは、最寄りの法律相談センターにて弁護士とご相談ください【事前予約制:0570-064-490(←県内法律相談センター統一電話番号)。【行政仲裁センター山口】

では、地方公共団体と住民などとの間で生じた紛争について、弁護士が仲裁人として関与し、話し合いによる解決を促します。山口県弁護士会との間で協定を締結している地方公共団体については、山口県弁護士会ホーハページをご覧ください。

ホームページをご覧ください。	
申立手数料 10,000円	期日手数料 5,000円
☑ 申立人のみ	□ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 □ 不要
☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター山口では,自 治体が負担。	☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター山口では,自治体が負担(20,000円)。
成立手数料 100万円以下の場合 100万円を超え300万円以下の場合 300万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超える場合	・・・8% ・・・5%+3万円 ・・・1%+15万円 ・・・0.5%+30万円
算出のベース □ 紛争額 □ 解決 □ その他具体的に→ 原則, 当	や額 当事者双方で折半。
その他必要な費用 実費がかかる場合は、その利用 大学の他必要な費用 大学ので実費額を負担。	益を受ける当事者(双方の利益のために行われた場合は

## 岡山弁護士会 岡山仲裁センター &行政仲裁センター岡山&医療仲裁センター岡山

『岡山仲裁センター』

岡山仲裁センターでは、弁護士が仲裁人となって当事者の話し合いによる紛争解決のお手伝いをします。当事者が自主的に紛争を解決する能力を発揮できるようにサポートすることによって、法的に妥当なだけでなく、当事者の心情にあった解決を目指します。また、事案によっては、建築士、税理士、不動産鑑定士、カウンセラー、土地家屋調査士、社会保険労務士、司法書士の方にも仲裁人に加わっていただくことも可能です。

ZOOM等のWEB会議システムを利用した,リモート仲裁も実施しております。

大規模災害に関連する民事上の紛争については、利用者の負担軽減を図るだめ、弁護士が申立をサポートし、また、申立手数料と期日手数料を無料(成立手数料は通常の半額)とする『災害ADR』制度を創設しました(新型コロナウイルス感染拡大に起因する事件についても、災害ADRで対応可能です)。 『行政仲裁センター岡山』

行政仲裁センター岡山は,自治体と住民などとの間に生じた行政紛争を専門に扱う仲裁センターです。仲裁人が自治体の地区内に赴いて,自治体・住民・仲裁人の三者が話し合いによって問題を解決(和解)するよう努力しています。当事者の合意があれば,仲裁判断も行います。申立手数料と期日手数料は自治体が負担します。

『医療仲裁センター岡山』 医療仲裁センター岡山は、医療機関側と患者側との間で生じたトラブルを専門に扱う仲裁センターです。事案によっては、中立の立場の医師も弁護士と共に仲裁人として和解あっせんに加わります。また、医学上の専門的知見が必要な場合、複数の専門医(医療専門員)から意見を述べてもらうこともあります。

申立手数料 10,000円(税別)	期日手数料 5,000円(税別)(行政仲裁センター岡山・医療仲裁センター岡山は 10,000円(税別))		
☑ 申立人のみ	□ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 □ 不要		
行政仲裁センター岡山は,自治体負担。医療仲裁センター岡山 ▼ その他具体的に→ では、患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合、医療機関側負担。	行政仲裁センター岡山は,自治体負担。医療仲裁センター岡山 「全の他具体的に」では、患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合、医療機関側負担。		
成立手数料 100万円以下の場合	••• 8%+消費税		
100万円を超え300万円以下の場合	••• 5%+3万円+消費税		
300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1%+15万円+消費税		
3,000万円を超える場合	<ul><li>・・・ 0.5%+30万円+消費税</li></ul>		
算出のベース □ 紛争額 □ 解》	央額		
☑ その他具体的に→ 原則とし	ンて, 当事者双方折半。		
その他必要な費用調査手数料等として実費が発生する場合があります。			

愛媛弁護士会紛争解決センター			
四国で初めての弁護士会ADRとして、平成18年8月7日に開設されました。短期間に、合理的な費用で、公正でお互いが満足できるような解決を支援することをモットーとしています。 当センターでは、当会所属弁護士の約4割が調停人候補者として名簿登録しており、経験豊かな弁護士が、当事者自らがトラブルを解決しようとする力を手助けし、柔軟な解決を手助けいたします。 また、平成22年3月からは、複数人の医療問題に詳しい弁護士を調停人とした医療ADRも開始いたしました。 原則として、申立てには弁護士による法律相談を経て、紹介状が必要となりますが、金融機関等との紛争に関しては、不要となります。			
申立手数料 22,000円  ② 申立人のみ  U 申立人のみ  U 申立人のみ □ 申立人・相手方 ② 不要  U その他具体的に-た場合は申立手数料はJAバン  り相談所もちとなります。			
成立手数料 100万円までの場合 ・・・ 8%(但し,5万円を下限とする。) 100万円を超え300万円までの場合 ・・・ 5%+3万円 300万円を超え3,000万円までの場合 ・・・ 1%+15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%+30万円			
算出のベース □ 紛争額 □ 解決額 その他具体的に→			
調停手続に、別途、実費として費用がかかる場合があります(速記、通訳、鑑定、翻 その他必要な費用 : 訳等の費用、23条照会を利用した利用料、調停人、専門委員がセンター外に出張し た時の旅費、宿泊費等の実費)。			

## 福岡県弁護士会紛争解決センター& 北九州法律相談センター&久留米法律相談センター

福岡県弁護士会紛争解決センターでは、お金の貸し借りや各種事故の損害賠償請求、家庭内のもめごとやご近所とのい ざこざ、相続問題、従業員の解雇をめぐるトラブル、不動産の明渡請求、欠陥住宅問題や医療事故問題等、あらゆる紛争 を迅速に解決することを目標にしています。

当センターに対し紛争解決の申立をしていただくためには、弁護士による法律相談の後、申立書をご提出いただく必要がありますが、申立書は、福岡県弁護士会が県内各地に設置している法律相談センターなどに備えつけてあり、誰でも簡 単に記入することができるようになっています。申立書の受付など事務取扱は、現在、天神弁護士センター(092-741-3208番),北九州法律相談センター(093-561-0360番),久留米法律相談センター(0942-30-0144番)の3カ 所で行っています。あっせん・仲裁人はすべて弁護士で、福岡県弁護士会に所属するベテラン弁護士を中心に構成されて

平成21年10月からスタートした医療ADRでは、患者側の事情に通じたあっせん・仲裁人1名、医療機関側の事情に通 じたあっせん・仲裁人1名を加え、原則合計3名で対応することにしています。

また平成23年3月29日付で法務大臣からの認証を受けたことに伴い、一定の条件の下での時効中断効や調停前置主義が原則とされる訴訟(賃料増減額請求訴訟、離婚等の人事訴訟)において、調停を経ることなく訴訟を提起できるという効 果が付与されました

さらに当会と協定書を締結している金融機関を相手とする紛争については、金融機関があっせん・仲裁人の提示する特

別調停案を受諾する義務を負担することを主な特色とする金融ADRの運用も開始しております。 弁護士以外の専門家の助言を要する場合は、そのような専門家の協力を得ることもできます。当センターは、早くそし て適正に紛争を解決したいという市民の皆様のご希望に添いたいと心から考えています。どうぞお気軽にご相談くださ

申立手数料 (税込)	11,000円(だ よっては,猶き り。またあっt ず終了したとき る)	昂・減額・免除 せん期日が一度	の規定ある きゅうしん こうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん はいま しんしん はいま しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しん		
☑申立人のみ	***			□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要	<u>.</u>
□その他具体的	Dに→ 災害A	DRは無料		□ その他具体的に→	
成立手数料 (税込)	100万円以下 100万円を超 300万円を超 3,000万円を	え300万円以て え3,000万円以		<ul><li>・・ 8.8%</li><li>・・ 5.5%+33,000円</li><li>・・ 1.1%+165,000円</li><li>・・ 0.55%+330,000円</li></ul>	
算出のベース	□ 紛争ឱ	Į	☑ 解決額		1-
	☑ その他	見体的に→	ができる。	・仲裁人弁護士の判断で30%の範囲で増減するこ。 原則として申込者と相手方とで折半。ただし,申 5の資力によっては免除の規定あり。	
その他必要な費	用 あっt り。	せん・仲裁手続	に要した鑑定	定、出張費用等の実費を負担していただく場合あ	

## 態本県弁護士会紛争解決センター

当センターは、平成21年8月20日から活動を開始しました。当会の会員弁護士があっせん人となって、 公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き、話合いによる紛争の解決を目的としています。3回程度の期 日で解決することを目指しています。

当センターでは、災害に起因する紛争を取り扱う災害ADRも設置しています。災害ADRは、現在、平成 28年熊本地震,新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨に起因する紛争に適用されており、申立手数料を無料とし、成立手数料についても一定の減額を行っています。

また、全てのADR手続きにおいて、当センターの弁護士が申立人(紛争解決手続の利用を申し込まれた方)の言い分を聞き、申立書を代わりに作成する「申立サポート制度」、同様に当センターの弁護士が相手方 (紛争解決手続の相手方として申立人が申し込まれた方) の言い分を聞き, 答弁書を代わりに作成する「応諾 サポート制度」があり、皆様に利用しやすい制度となっています。

熊本のみなさまの笑顔を取り戻すため、様々なトラブルについて解決するようお手伝いをさせていただきた いと考えております。トラブルでお悩みの方は、当センターにお気軽にお問い合わせ下さい。

申立手数料	11,000円(消費税込)	期日手数料
☑ 申立人のみ		□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要
□ その他具体的	jC→	□ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合	• • • 8%
	100万円を超え、300万円以下の場合	今 ・・・ 5%+3万円
	300万円を超え、3,000万円以下の均	易合 ・・・ 1%+15万円
	3,000万円を超える場合	••• 0.5%+30万円
	※別途消費税が加算されます。	
算出のベース	□紛争額□□解浸	<b>央額</b>
	□ その他具体的に→	
その他必要な費	用 鑑定費用,交通費,その他の	和解あっせんに要する実費

	鹿児島県弁護士会	紛争解決センター
とか解決したい るため当センタ	, 裁判まではしたくないけれど専門家に ーは設立されました。経験を積んだ弁	ました。市民の身の回りに起こったトラブルについて何に入ってもらって解決したいといった市民の要望に応え護士が調停人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上っては建築士,施工業者,税理士等の専門家も協力しま
		す。申立をご希望される方は、まず弁護士による法律相
なお,人身事	事故を中心とした交通事故に関しては、 支部があります。経験を積んだ弁護士	当センターとは別の組織として,日弁連交通事故相談セ が相談・示談あっせん等を行っています(交通事故相談
申立手数料	20,000円(税別)	期日手数料
<ul><li>✓ 申立人のみ</li><li>✓ その他具体</li></ul>		□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要 □ その他具体的に→
成立手数料	原則として下記のとおり解決額に応じ	
	(紛争の価額) 金100万円以下の場合 金100万円を超え金300万円以下の場 金300万円を超え金3000万円以下の 金3000万円を超える場合	…経済的利益の額の8%の額 場合 …経済的利益の額の5%に金3万円を加えた額 が場合 …経済的利益の額の1%に金15万円を加えた額 …経済的利益の額の0.5%に金30万円を加えた額
算出のベース	<ul><li> 紛争額</li><li> ☑ 解決</li><li> ♂ その他具体的に→</li></ul>	10000000000000000000000000000000000000
その他必要な費		
CVJIBWISKAS	<u> </u>	
	沖縄弁護士会約	争解決センター
る弁護士があっ お手伝いを行い	せん委員となって、申立人・相手方のでます。申立を受け付けると、速やかにで希望があれば、夜間、休日に期日を設置であれば、	重用を開始しました。15年程度以上の豊富な経験を有す 両当事者から話しを十分にうかがい,紛争解決に向けた 相手方に対して,あっせんに参加するよう積極的に働き 定するなど,利用者の皆さんが使いやすいような運用を
なお, 当セン 紹介状を書いて	ターに申立てを行う際には、弁護士が もらう必要があります。これは、裁判(	代理人となるか,弁護士による法律相談を受けて頂き, による解決が相応しい事案か,話し合いによる解決が相 の利用をお考えの場合は法律相談の際にお気軽にお尋ね
申立手数料	11,000円(消費税込)	期日手数料
☑ 申立人のみ		□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要
□ その他具体	釣に→	□ その他具体的に→
成立手数料		・・・ 0.5%+30万円 の額に応じて上記の成立手数料を負担いただきます。
算出のベース	<ul><li></li></ul>	と 客類

その他必要な費用

#### センターの住所・電話番号一覧

#### ◇札幌弁護士会紛争解決センター(H17.10.25)

住所 〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階

TEL 011-251-7730

URL http://www.satsuben.or.jp/

アクセス 地下鉄東西線「西 11 丁目」駅より徒歩 2 分 4番出口より北へ 200m

受付時間 月~金曜日 9:00~12:00, 13:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇仙台弁護士会紛争解決支援センター(H18.4.3)

住所 〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2-9-18 仙台弁護士会館内

TEL 022-223-1005 FAX 022-261-5945

URL http://www.senben.org/ アクセス JR「仙台」駅より徒歩 10 分

受付時間 月~金曜日 10:00~15:00 (祝日を除く)

#### ◇福島県弁護士会示談あっせんセンター(H20.1.21)

住所 〒960-8115 福島市山下町 4-24

TEL 024-534-2334 FAX 024-536-7613

URL http://f-bengoshikai.com/

アクセス 福島交通市内循環バス「桜の聖母短期大学」バス停下車

受付時間 月~金曜日 13:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇山形県弁護士会示談あっせんセンター(H19.1.18)

住所 〒990-0042 山形市七日町 2-7-10 NANA BEANS 8 階

TEL 023-635-3648

URL http://www.yamaben.or.jp/

アクセス 山形交通「山形市役所前」バス停下車4分

受付時間 月~金曜日 10:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇岩手弁護士会紛争解決センター(H30, 10, 1)

住所 〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号 岩手県産業会館本館(サンビル)2階

TEL 019-651-5095

URL http://www.iwateba.jp/adr アクセス JR「盛岡」駅より徒歩 20 分

受付時間 月~金:10:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇東京弁護士会紛争解決センター(H6.6.17)

住所 〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階

TEL 03-3581-0031 FAX 03-3581-0865

URL https://www.toben.or.jp/

アクセス 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分 B1-b 出口直結

受付時間 月~金曜日 9:30~16:00 (祝日を除く)

## ◇第一東京弁護士会仲裁センター(H7.4.14)

住所 〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階

TEL 03-3595-8588

URL http://www.ichiben.or.jp/

アクセス 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分 B1-b 出口直結

受付時間 月~金 10:00~12:00、13:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇第二東京弁護士会仲裁センター(H2.1.18)

住所 〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階

TEL 03-3581-2249

URL http://www.niben.jp/

アクセス 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分 B1-b 出口直結

東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅 C1 出口より徒歩約3分 東京メトロ有楽町線「桜田門」駅5番出口より徒歩約5分

受付時間 月~金曜日 9:30~12:00, 13:00~17:00 (祝日を除く)

※現在営業時間を10:00~12:00 13:00~16:00 に短縮しています(2021年6月末時点)。

#### ◇神奈川県弁護士会紛争解決センター(H7.3.1)

住所 〒231-0021 横浜市中区日本大通9

TEL 045-211-7716

URL http://www.kanaben.or.jp/

アクセス JR「関内」駅南口, 市営地下鉄「関内」駅1番出口より徒歩10分

みなとみらい線「日本大通り」駅1番出口より徒歩1分

受付時間 月~金曜日 10:00~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)

#### ◇埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(H7.10.1)

住所 〒336-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-2-1 浦和高砂パークハウス 1 階

TEL 048-710-5666 FAX 048-837-2898

URL http://www.saiben.or.jp/

アクセス JR「浦和」駅西口より徒歩14分

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00 (祝日を除く)

#### ◇千葉県弁護士会紛争解決支援センター(R1, 10, 1)

住所 〒260-0013 千葉市中央区中央 4 丁目 13 番 9 号

TEL 043-227-8431

URL https://www.chiba-ben.or.jp/adr/アクセス JR「千葉」駅より徒歩15分

受付時間 月~金曜日 9:00~12:00, 13:00~17:00 (祝日を除く)

#### ◇栃木県弁護士会紛争解決センター(H28.9.1)

住所 〒330-0845 栃木県宇都宮市明保野町 1-6

TEL 028-689-9000

URL http://tochiben.com/

アクセス JR「南宇都宮駅」駅より徒歩 15分

関東バス「ハローワーク」停留所より徒歩1分

受付時間 月~金曜日 9:00~12:00, 13:00~17:00 (祝日を除く)

#### ◇群馬弁護士会紛争解決センター(H24.8.31)

住所 〒371-0026 前橋市大手町三丁目6番6号

TEL 027-234-9321 FAX 027-234-7425

URL https://gunben.or.jp/ アクセス 群馬県庁より徒歩 10 分

受付時間 月~金曜日 9:00~12:00、13:00~17:00 (祝日を除く)

#### ◇静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(H19.3.12)

住所 〒420-0853 静岡市葵区追手町 10-80 静岡地方裁判所本庁構内静岡県法律会館内

TEL 054-252-0008 FAX 054-252-7522

URL https://www.s-bengoshikai.com/ アクセス JR「静岡」駅から徒歩 20 分

受付時間 月~金曜日 10:00~12:00、13:00~16:30 (祝日を除く)

#### ◇山梨県弁護士会民事紛争解決センター(H14.6.1)

住所 〒400-0032 甲府市中央 1-8-7 弁護士会館内

TEL 055-235-7202 FAX 055-235-7204

URL http://www.yama-ben.jp/

アクセス JR「甲府」駅南口より徒歩15分

受付時間 月~金曜日 9:30~17:00 (祝日を除く)

#### ◇長野県弁護士会紛争解決センター(H27.7.3)

住所 〒380-0872 長野市妻科 432

TEL 026-232-2104

URL http://nagaben.jp/

アクセス JR「長野」駅より徒歩18分

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00 (祝日, 年末年始, お盆期 間を除く)

#### ◇新潟県弁護士会示談あっせんセンター(H5.7.1)

住所 〒951-8126 新潟市中央区学校町通一番町 1 番地

電話 025-222-5533 FAX 025-223-2269

URL http://www.niigata-bengo.or.jp/

アクセス バス「市役所前」停留所より徒歩4分

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

#### ◇愛知県弁護士会紛争解決センター(H9.4)

住所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会館2階

TEL 052-203-1777

URL https://www.aiben.jp/

アクセス 地下鉄名城線「市役所」下車 西へ徒歩7分

地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」下車 北へ徒歩5分

受付時間 月~金曜日 10:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

住所 〒444-0804 岡崎市明大寺町字道城ヶ入 34 番地 10

TEL 0564-54-9449

URL https://www.aiben.jp/

アクセス 名鉄バス「岡崎警察署前」停留所より徒歩3分

受付時間 月~金曜日 10:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇岐阜県弁護士会示談斡旋センター(H10.3.19)

住所 〒500-8811 岐阜市端詰町 22

TEL 058-265-0020 FAX 058-265-4100

URL http://www.gifuben.org/

アクセス JR 「岐阜」駅より徒歩25分。市営バス「市民会館裁判所前」下車徒歩3分

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00 (祝日を除く)

#### ◇金沢弁護士会紛争解決センター(H23.4.1)

住所 〒920-0937 金沢市丸の内7番36号

TEL 076-221-0242 FAX 076-222-0242

 URL
 http://www.kanazawa-bengo.com/

 アクセス
 バス「橋場町」停留所より徒歩7分

 受付時間
 月~金曜日
 10:00~17:00 (祝日を除く)

#### ◇富山県弁護士会紛争解決センター(H20.4.1)

住所 〒930-0076 富山市長柄町 3-4-1

TEL 076-421-4811

URL http://tomiben.jp/

アクセス 富山駅より車で約10分 富山地方裁判所の通りにあります。

受付時間 月~金曜日 午前10時~午後4時(祝日を除く)

#### ◇公益社団法人民間総合調停センター(H21.3.2)

住所 〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 1 階

TEL 06-6364-7644

URL http://minkanchotei.or.jp/

アクセス 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1)から徒歩約5分

地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約 10分地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約 7分

JR 東西線「北新地駅」下車 徒歩約 15 分

受付時間 月~金:9:00~12:00 13:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)

#### ◇京都弁護士会紛争解決センター(H12.10.1)

住所 〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会館

TEL 075-231-2378

URL http://kyoto-adr.jp/

アクセス 地下鉄「丸太町」駅より東へ徒歩7分

京阪「神宮丸太町」駅より西へ徒歩10分

受付時間 平日9:30~12:00, 13:00~16:30

和解あっせん・仲裁の実施時間 原則として弁護士会館の開館日 10:00~17:00

#### ◇兵庫県弁護士会紛争解決センター(H13.1.19)

住所 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー13 階

TEL 078-341-8227 FAX 078-341-1779

URL http://www.hyogoben.or.jp/ アクセス JR「神戸」駅より徒歩3分

受付時間 月~金 10:00~12:00, 13:00~16:00 (祝日, その他閉館日を除く)

#### ◇奈良弁護士会仲裁センター(H14.6.3)

住所 〒630-8237 奈良市中筋町 22-1

TEL 0742-22-2035

URL http://www.naben.or.jp/ アクセス 近鉄「奈良」駅より徒歩5分

受付時間 月~金曜日 9:30~12:00, 13:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇滋賀弁護士会和解あっせんセンター(H23.7.1)

住所 〒520-0051 大津市梅林 1-3-3

TEL 077-522-2013

URL http://www.shigaben.or.jp/ アクセス JR 大津駅より徒歩1分

受付時間 月~金曜日 9:00~12:00, 13:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇和歌山弁護士会紛争解決センター(H25.4.1)

住所 〒640-8144 和歌山市四番丁5

TEL 073-422-4580

URL http://www.wakaben.or.jp/

アクセス 和歌山バス乗車「公園前」バス停下車徒歩5分(JR 和歌山駅からは②番・③番乗り場, 南海和歌山市駅からは⑧番・⑩番乗り場)

受付時間 月~金曜日 9:00~12:00, 13:00~17:00 (祝日を除く)

#### ◇広島弁護士会仲裁センター(はなしあいサポートセンター)(H6.6.17)

住所 〒730-0011 広島市中区基町 6 番 27 号 そごうデパート新館 6 階 紙屋町法律相談センター

TEL 082-225-1600

URL http://www.hiroben.or.jp/ アクセス 広島電鉄「紙屋町西」駅下車

バス「広島バスセンター」又は「紙屋町」停留所下車

アストラムライン「県庁前」下車

受付時間 月~日曜日:9:30~16:00 (そごうデパート新館休館日を除く)

#### ◇山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口(H23.12.1)

住所 〒753-0045 山口市黄金町 2-15

TEL 0570-064-490 FAX 083-928-2220 URL http://www.yamaguchikenben.or.jp/index.html

アクセス JR「山口」駅より徒歩5分

受付時間 月~金曜日 10:00~17:00 (祝日を除く)

## ◇岡山弁護士会岡山仲裁センター(H9.3.1), 行政仲裁センター岡山(H19.3.1), 医療仲裁センター岡山 (H21.9.1)

住所 〒700-0807 岡山市北区南方 1-8-29

TEL 086-223-4401

URL http://okaben.or.jp/

アクセス JR「岡山」駅から路線バス「番町口」下車徒歩1分

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00 (祝日を除く)

#### ◇石見法律相談センター(H12.10.1) (現在は活動を休止しています。)

## ◇愛媛弁護士会紛争解決センター(H18.8.7)

住所 〒790-0003 松山市三番町 4-8-8

TEL 089-941-6279 FAX 089-941-4110

URL http://www.ehime-ben.or.jp/

アクセス 伊予鉄道「松山市」駅より 徒歩8分

受付時間 月~金曜日 10:00~12:00, 13:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇福岡県弁護士会紛争解決センター(天神弁護士センター)(H14, 12, 20)

住所 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 2 階

TEL 092-741-3208

URL http://www.fben.jp/

アクセス 地下鉄「天神」駅より徒歩9分

受付時間 月~金曜日 10:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇福岡県弁護士会紛争解決センター(北九州法律相談センター)(H14.12.20)

住所 〒803-0816 北九州市小倉北区金田 1-4-2 福岡県弁護士会北九州部会内

TEL 093-561-0360

URL http://www.fben.jp/

アクセス JR 鹿児島本線「小倉」駅よりバス 15 分

受付時間 月~金 10:00~16:00 (祝日を除く)

## ◇福岡県弁護士会紛争解決センター(久留米法律相談センター)(H18.7.3)

住所 〒830-0021 久留米市篠山町 11-5 筑後弁護士会館内

TEL 0942-30-0144

URL http://www.fben.jp/

アクセス 西鉄「久留米」駅よりバス5分,バス停「久留米市役所前」下車 徒歩1分

受付時間 月~金曜日 10:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇熊本県弁護士会紛争解決センター(H21.8.20)

住所 〒860-0078 熊本市京町 1-13-11

TEL 096-325-0913

URL http://www.kumaben.or.jp/

アクセス バス停「裁判所前」下車 徒歩1分

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00 (祝日を除く)

#### ◇鹿児島県弁護士会紛争解決センター(H19.10.1)

住所 〒892-0815 鹿児島市易居町 2-3

TEL 099-226-3765 FAX 099-223-7315

URL https://www.kben.jp/

アクセス 市電「水族館口」もしくは「市役所前」電停より徒歩3分

受付時間 月~金:10:00~12:00 13:00~16:00 (祝日を除く)

#### ◇沖縄弁護士会紛争解決センター(H23.12.7)

住所 〒900-0014 那覇市松尾 2-2-26-6

TEL 098-865-3737 FAX 098-865-3636

URL http://www.okiben.org/

アクセス バス 市外線「松尾」より徒歩5分,市内線「松尾2丁目」より徒歩10分

ゆいれーる 「県庁前駅」より徒歩12分

受付時間 月~金曜日 9:00~12:00, 13:00~17:00 (祝日を除く)

「仲裁 ADR 統計年報(全国版)」2020年度(令和2年度)版

発行日 2021年9月

編集・発行 日本弁護士連合会 ADR (裁判外紛争解決機関) センター

事務局 〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号弁護士会館15階

日本弁護士連合会 業務部業務第一課

TEL 03-3580-9841 (代)